

衆議院 科学技術委員会 議 録 第 二 号

昭和六十三年三月二十二日(火曜日)

午前十時五分開議

出席委員

- 委員長 大坪健一郎君
- 理事 榎本 和平君
- 理事 佐藤 敬夫君
- 理事 若林 正俊君
- 理事 貝沼 次郎君
- 理事 唐沢俊二郎君
- 理事 竹内 黎一君
- 理事 原田昇左右君
- 理事 上田 利正君
- 理事 村山 喜一君
- 理事 春田 重昭君
- 理事 小高山重四郎君
- 理事 栗山 明君
- 理事 上坂 昇君
- 理事 小淵 正義君
- 理事 櫻内 義雄君
- 理事 中山 太郎君
- 理事 山下 元利君
- 理事 野坂 浩賢君
- 理事 近江巳記夫君
- 理事 矢島 恒夫君

出席政府委員

- 科学技術庁長官 見学 信敬君
- 科学技術庁科学技術政策局長 加藤 昭六君
- 科学技術振興局長 吉村 晴光君
- 科学技術庁研究開発局長 川崎 雅弘君
- 科学技術庁原子力局長 松井 隆君
- 科学技術庁原子力安全局長 石塚 貢君
- 科学技術庁原子力安全局次長 緒方謙二郎君
- 資源エネルギー庁長官官房審議 逢坂 国一君
- 原子力安全委員 内田 秀雄君
- 外務大臣官房外務参事官 法眼 健作君

委員外の出席者

- 原子力安全委員 内田 秀雄君
- 外務大臣官房外務参事官 法眼 健作君

- 外務省国際連合局原子力課長 中島 明君
- 資源エネルギー庁長官官房原子力産業課長 大宮 正君
- 資源エネルギー庁公益事業部開発課長 小林 盾夫君
- 資源エネルギー庁公益事業部原子力発電課長 梅沢 泉君
- 資源エネルギー庁公益事業部原子力発電課長 山本 欣市君
- 科学技術委員会調査室長 西村 和久君

委員の異動

- 三月二日
- 上田 利正君 補欠選任 城地 豊司君
- 春田 重昭君 補欠選任 大久保直彦君
- 矢島 恒夫君 補欠選任 不破 哲三君
- 同日
- 城地 豊司君 補欠選任 上田 利正君
- 大久保直彦君 補欠選任 春田 重昭君
- 同日
- 不破 哲三君 補欠選任 矢島 恒夫君
- 同日
- 矢島 恒夫君 補欠選任 不破 哲三君
- 同日
- 春田 重昭君 補欠選任 池田 克也君
- 同日
- 池田 克也君 補欠選任 春田 重昭君

- 同日
- 春田 重昭君 補欠選任 坂口 力君
- 不破 哲三君 補欠選任 矢島 恒夫君
- 同日
- 坂口 力君 補欠選任 春田 重昭君

三月十一日  
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)  
放射線被曝線量基準緩和反対等に関する請願外一件(野坂浩賢君紹介)(第五七七号)  
同外二件(小澤克介君紹介)(第六一〇号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件  
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)  
科学技術振興の基本施策に関する件

○大坪委員長 これより会議を開きます。  
科学技術振興の基本施策に関する件について調査を進めます。  
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。佐藤敬夫君。  
○佐藤(敬夫)委員 きょうは、自由民主党を代表いたしましたので、大臣並びに関係の皆様方に御質問させていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。各協力協定の問題や、あるいは最近になりまして大変さまざまな原子力関係の事故や今後の原子力に対する困難を見通される問題もあるように

ございますので、少し突っ込んだ議論になると思いますが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。  
まず質問を始める前に、アメリカの大統領候補でありますドール氏が、日本には技術はあっても科学はないという話をしております。この言葉はその所信の中で大臣はどう受けとめられるか、印象で結構でありますから、簡単に聞かせをいただきます。

○加藤政府委員 今御質問の科学と技術のポイントでございますが、科学、技術のかかわり合い、これは古来いろいろな形で非常に密接なかわり合いを持ってきた時代もございまして、また全く離れた形でそれぞれの開発、進展が行われた場合もございまして。概して申し上げますと、古代においては科学と技術というのは全く隔絶した形でそれぞれ存在し、進んできたというふうに見られておりますし、近代に至って次第に科学と技術が接近し、融合してきているというふうなことが言われております。現代におきましては、特に先進国におきましては、こうした科学と技術というのはまさに融合した形で運営が行われていくべきであり、また行われつつあると私も認識しております。科学と技術と一体化した形で三つの柱、基礎研究の重視、国際貢献、自然と人間の調和というものを掲げて進めているところでございます。

○佐藤(敬夫)委員 実は私は難しいことをお聞きしているのではなくて、大臣の所信をお伺いしている。要するに、これからの日本が国際的な信頼や協調体制をとっていくために一体科学技術庁の分野というものをどういうふうな再構築していくのかな。アメリカから見ると、ドールという大統領候補までも技術はあつて科学はないという印象で話しているという事は、まさに日米の科学技術協力協定の中でさまざまなただ乗り論だとか知

的所有権の移転の問題とか、そういう一つ一つの分野の問題に対しては予算を配備し、あるいは基本的な考え方としてどうやって科学技術の問題を進めていくのかなという印象について、私は極めて興味深い言葉だという感じがするのです。ですから、科学と技術がどうだというのじゃなくて、その言葉に対してどういう印象を大臣が持たれるのかな、こういうことを伺ったのであります。できれば大臣から一言その言葉に対する印象を聞きたいと思います。

○伊藤國務大臣 まあ科学というのはもちろん学問ですから、あくまでも真理の探求なりそういうものに奉仕するということか、そういうものが学問だろーうと思えますけれども、技術となりまして、そういう科学の真理の探求の結果得られたものを今度は人類あるいは産業の福祉なり幸せなり、そういうものにその芽をそのまま技術として生かしていくということだろーうと思えます。ただ、今も局長の方からお話し申し上げましたとおり科学と技術というものが一体化になりつつあるわけですから、特にまた科学というのは真理の探求でありまして、それを政治の分野でどうするかということとは、私はある意味では極めて微妙なことだと思えます。それを科学技術庁という役所なり政府がどう調整をしていくかということとは、極めて大事でもありませんけれども、またある意味においては慎重にしなければいけないのじゃないかなというふうにも考えます。

○佐藤(敏夫)委員 何か非常にかたい御答弁になったのであります。そうではなくて、例えば、今アメリカでは民間合わせまして昭和六十一年度において約二十兆円の研究開発費投資というものをしておられるのです。政府負担で見ても、本年の二月に発表された一九八九年年度会計の予算教書では、科学技術、宇宙開発費は一兆七千億、前年度対比二〇・二%増しになっていて、そういう状態の中から日本の科学技術庁関係というのですか総体予算というのを見ると、まさに口では

いろいろなきれいごとで総体をまとめようとしてみても、実際にどうなんだといったときに、そのことが非常に向こうにとっては頼りないような感じに見えるのじゃないかなという気がするわけですね。例えば去年とことしの予算、決算という状況の中で見て、日本の科学技術に対する総投資額というのはいくらふうになっておりますか。

○加藤政府委員 これは総務庁統計でございますが、したがってやや年次が古くございまして、一九八六年におきまして我が国におきましては研究開発投資は八兆四千億円でございまして、外国と比べますと、米国は十九兆三千と極めて高水準にございまして、西ドイツ、フランス、イギリス等の数字を見ますと、西ドイツが四兆二千、フランスが二兆八千、イギリスが二兆三千ということで、日本は西ドイツ、フランス、イギリスを合わせた額の研究投資を最近においては行っているという状況でございます。

○佐藤(敏夫)委員 比較して、例えば二十兆という大きな研究開発投資を行っているアメリカが、さらに政府の科学技術、宇宙開発費というのに対して、率だけで言いますと二〇%も超えるような大きな投資をしようというときに、日本が前年度の比較において一%わずかながらの投資のアップ率というように向こうが考えてみたら、それはまことに粗末だという印象を持つに違いないと私は思うのであります。そのことに対しての御印象はどうですか。

○加藤政府委員 ただいま申し上げましたように、研究開発総投資額では各国比較が以上のごとでございますが、政府の負担分というもので見た場合に、一九八六年でございまして、日本は一兆六千五百億、これに對しまして米国は九兆三千億と圧倒的な高水準にございまして、ヨーロッパ、例えば西ドイツは一兆六千八百、フランスは一兆五千、イギリスが一兆一千、年次が多少差異いたしますが、アメリカを除けば西ドイツ、フランス、イギリスは日本と政府負担分におきましてはほぼ同額かやや下回るような状況であるというこ

とでございます。○佐藤(敏夫)委員 しつこいようでありまして、要するに私も外から、外国から見た日本の印象というものは、私は経済人でありましたから一つの会社、企業という中に日本の国というものを押しやってみますと、健全な赤字部分をどう持っているかということ、その企業が将来に向かっている、あの企業は必ずいつかは大きな貢献あるいは大きな発展をする会社だという印象に私もは受けとめておるわけですね。その場合に、日本の国というものを健康な赤字部分というものは何かと見ると、やはり科学技術の分野だとか文部省の人をつくる分野とかそういうものに、今は赤字だけでも将来に向かつて必ず花が開くだろうというものに、どれだけ政治や政府が大きな結果たすべき役割をしているかという部分については、その予算とかそのものに対応する金額というものは、物を見るときの一つの視点に値すると思っております。今果たして日本の科学技術の分野とか人づくりの分野というものがそういう目に映っているのかないのかという印象からいって、私はやはりそういう印象を受けとめられていないというふうな感じがしてならないのです。だから、確かに国土庁が提案をされて一省庁一移転とか、合理化とか行政改革とかいろいろなおっしゃっておりますけれども、二十一世紀に向かつて科学技術庁というものがどうあるべきなのか、本場に現在のような形で、このままこのままという形でいって周りを説得できるのかという、どうも私はそういうふうには思えないのです。思い切った科学技術庁を省に切りかえていく、文部省の持っている学校関係、例えば大学関係に出している予算なんかは科学技術庁の分野に引張ってくるかと、あるいは通産省の持っている資源エネルギーの部分のものを科学技術庁のところを持ってきて、外国から見ると、庁から省に移ってこういう形で二十一世紀に向かうのだなという改革の方向が、むしろ外国にとって非常にわかりやすい問題の提起になっていくのではないかな。あるいは、

もしそれが従来の情性の中で無理だといふのであれば、本当にもっと全部すべてのものを切り捨て、科学技術庁というものが完全に調整役の権限を持って、そしてそれらの分野に調整機能だとか交渉窓口だとかいうものをきちんとしていた形で持つていくとか、どうしても科学技術庁というイメージからもう一つ大きく飛躍をしていくということの考え方を持たなければならぬのではないかなというところを、さまざま外交渉事の中を外側から見ても感じているわけでありまして、大臣でも結構であります。またどなたでも結構であります。できるだけ大臣にお答えいたしたいのであります。そういう意味で科学技術行政に対する総合調整機能の強化について今後どのように取り組んでいかれるのか、お気持ちを聞きたいと思います。

○伊藤國務大臣 先生おっしゃるとおり、全く同感でございます。科学技術庁を日本の政治なり行政の中心に置く、科学技術なしにはすべての政治の考え方、進め方も行政の進め方も成り立たないというお考えには全く同感でございます。私もできれば省に昇格できるようにという科学技術庁自身の奮発を、我々自身を含めまして、ぜひ努力をしてまいりたいと考えております。そのための我が役所に課された調整能力の強化でございますが、その立場を踏まえまして我々は今までも研究開発の相互の連携、整合性が保たれるような調整を行っておりますけれども、さらに自分の立場をしっかりと踏まえながら、総合的に推進することに努力をしてまいりたいと思っております。

また、そのために、先生薦と御案内のことでございますけれども、政府としては科学技術政策大綱というものを六十一年の三月に決定をしておりますし、またその前には科学技術会議政策委員会というものを設置して、機動的な科学技術政策の企画立案に当たっております。また科学技術庁の内部部局の再編成なども行いまして、これらの政策の推進に当たっております。また科学技術振興

もしそれが従来の情性の中で無理だといふのであれば、本当にもっと全部すべてのものを切り捨て、科学技術庁というものが完全に調整役の権限を持って、そしてそれらの分野に調整機能だとか交渉窓口だとかいうものをきちんとしていた形で持つていくとか、どうしても科学技術庁というイメージからもう一つ大きく飛躍をしていくということの考え方を持たなければならぬのではないかなというところを、さまざま外交渉事の中を外側から見ても感じているわけでありまして、大臣でも結構であります。またどなたでも結構であります。できるだけ大臣にお答えいたしたいのであります。そういう意味で科学技術行政に対する総合調整機能の強化について今後どのように取り組んでいかれるのか、お気持ちを聞きたいと思います。

○伊藤國務大臣 先生おっしゃるとおり、全く同感でございます。科学技術庁を日本の政治なり行政の中心に置く、科学技術なしにはすべての政治の考え方、進め方も行政の進め方も成り立たないというお考えには全く同感でございます。私もできれば省に昇格できるようにという科学技術庁自身の奮発を、我々自身を含めまして、ぜひ努力をしてまいりたいと考えております。そのための我が役所に課された調整能力の強化でございますが、その立場を踏まえまして我々は今までも研究開発の相互の連携、整合性が保たれるような調整を行っておりますけれども、さらに自分の立場をしっかりと踏まえながら、総合的に推進することに努力をしてまいりたいと思っております。

また、そのために、先生薦と御案内のことでございますけれども、政府としては科学技術政策大綱というものを六十一年の三月に決定をしておりますし、またその前には科学技術会議政策委員会というものを設置して、機動的な科学技術政策の企画立案に当たっております。また科学技術庁の内部部局の再編成なども行いまして、これらの政策の推進に当たっております。また科学技術振興

調整費も拡充を図っておりまして、六十三年度の予算でも皆様方の御協力を得ているところでございまして、今後総合調整機能の一層の充実強化に一生懸命になって努めてまいりたいと思っております。目指すところは今お話しのとおり、科学技術庁という役所を本場に日本の政治なり行政の中心あるいはまた根底に置くというくらい意気込みで当たってまいりたい。このように考えております。

○佐藤(敬夫)委員 これはある雑誌で大臣が東北大学の西澤潤一先生と対談をされた。すごく明るいのですね。私は大臣が科学技術というものに向かつてどんなふう考えておられるのかというところが、今の答弁よりむしろこっちの方がはるかにわかりやすく印象づけられて、大事に大事にコピーをとって持っておいたのです。確かに私は今、お金のことだけ、あるいは日本が抱えている省の縦割意識の中でのそういう問題を統合調整したらどうかというお話を申し上げたのです。この対談のお話のように、根本的には一体基礎科学あるいは基礎研究費とかさまざまな問題があっても、それをどういう方向に位置づけていくのかという極めてはっきりした方向が見えてくるというのが一番大事なことじゃないかという感じがするわけです。

例えば、今までのように国境のある時代から国境のない時代へと変わってきたのだ。日本の原子力協定にしても科学技術協定にしても、肝心なところがどうしても一歩不透明でわかりにくいというところは、やはりお互いの国の事情というものを本心に知り合うという環境がまだ整っていない。太平洋を小さな湖にするのだというくらいな迫力なら、一方はやはりそういう研究費の投資の金額も問題であるけれども、その方向でお互いが、日米が協力し合っとういう方向に求め合っていくのだ、今自分の足りないところは補ってくれ、向こうの足りないところはこっちが補おう、それが金の交流になったり知識の交流になったりして、こういううきうきした、何かおどかしながら、これをやらなければこったというような関係でなく

日米の科学技術のあり方というものを考えていかないと、本場にこれからお互いの関係がますますエキサイトしていくような、ぎすぎすした環境がますます増幅されていくのじゃないかな、こういう心配がしてならないわけでありまして。その予算にしても、いかに使うか、どのようなものにどういふふうに使っていくのかという基本的な問題はあるにしても、どうぞ大臣もそういう腹をきちと据えたいだきまして、庁から省へ、そしてそういう一つ一つの大きな枠組みに向かって今後どのよう方向に向かっていくのかということ、この委員会を通じて極めて正確に御指示いただければ大変ありがたいというふうに思います。

基本的なことにつきましてはこれでやめたいと思いますが、もう一つ頭の体操で、私も科学技術の委員会へ入りましたがまだ日が浅いわけでありまして、どうも科学技術の分野のお話というもの、先ほど最初の局長の答弁にありましたように、非常にざわんざわんざいし温かみがないわけである、例えば同じ世代なんかにして、そういうものと基本的な科学技術あるいは原子力、そういうものに対して、広島、長崎のイメージじゃなくて、もっと違う意味で人々がさわわつていく環境をつくり上げていかなければならぬという気がしてならないのであります。大臣に頭の体操をしていただきたいのであります。DINKカップルという言葉ばかりですか。これはそんなに難しく考えないで答えていただきたいと思います。わからなければわからないということで結構です。

○伊藤國務大臣 申しわけありませんが、ちょっと勉強不足でわかりません。

○佐藤(敬夫)委員 勉強不足でも何でもないので、ちょっととかたくな答弁ばかりですので、少しもつとやわらかいお話をさせていただこうと思つて……。

なりまして、二人で共稼ぎをしてたくさん収入を上げて子供はつくらない、優雅に一生送りましょう。こんなのは別に何もこの委員会で取り上げるような話ではなくて、ふつとつぶやいただけで、そのことが体験的に何も説明を加えなくてわかるというふうな感じ。その世代に向かつて原子力の話をしたって、やはりなかなか納得をしようとしないう世代になっております。

こんな本を委員会を出してはいけませんけれども、最近創刊された「デイズ」とかあるは週刊誌の「タッチ」でしたか、何かほかの部分でも、それからあすかあさって、また今度はテレビ朝日の10チャンネルでもって原簿のこういいういわゆる一般の人たちが興味を持って居る中身の問題について、我々からするとかなり無責任な分野まで含めていろいろまた報道しよう。こういうものでも二十万部売っています。あるいは伊方の原簿の問題なんかにしても、私どもは、あれがマスコミの分野があることでおさまったというのには、要するにやつていいか悪いかとこのじゃなく、あれを大胆に公開したということがマスコミのいわゆるある意味における嫌がらせみたいな分野も封じ込めて、正しくそのことを理解したということに気がつていくのじゃないか。やはりこれはこれは大胆に公開すべきことは公開していく。そしてそういうものを一つ一つ秩序立てていきながら、小さい時から科学のいろいろな分野に対して手ざわりをしていく、あるいはそのことを見たことによつて宇宙開発の分野なら子供たちが冒険心を持っていく、そういう感覚になっていくようなPR活動というものについて、どうやってお互いの産学官が協力し合った形をとっていくかという感覚も非常に大切になってくるのじゃないか。これはまあ後ほど質問させていただきます。

その中で特に今聞きたいことは、日米科学技術協力協定の問題とか新日米原子力協定の問題、この二つについて簡単にお聞きをしたいと思います。日米科学技術協力協定の場合同様に、今度七度目の訪問でこの協定の推進を急ぐという

ことでもあります。中身は外務省の交渉ですので、詳しくは申し上げられませんが、御質問申し上げたらそんな答えが返つてまいりました。中身は結構であります。しかしアメリカ側は公聴会を開いてどうやら向かってきていて、いろいろな報道は逆に我々に向かつてきていくわけがあります。その中で特に、海外から研究者を大量に日本がこれから迎えようとしていることが一つの向こうの提案事項にもなっているようでありまして、この問題については今後どういう考え方でどういふ対処をしていられるのか、そのことについてお聞きをさせていただきたいと思つています。

○吉村政府委員 ただいまお話がありましたように、研究者の交流というものがこれから非常に大事になっておるとも従来からある程度の努力はしておるわけですが、不十分であるというふうな御意見をいただいております。特に、こういふ情勢になっていっているということもございまして、従来一般的にやつておりました外国人の招聘のほかに、六十三年度からは科学技術振興調整費を充当いたしまして、若手の外国人研究者を対象にしたフェローション制度をつくるということを計画いたしております。受け入れの数も百名程度を考えておるところでございまして、それでもまだ全体の数からすればいかにかというお話があるかと思つたか、いづれにいたしまして、私どもは国の研究機関にそういう数のものを受け入れるというのはかなり思い切つたことであると思つておるわけでございます。まずはこういう計画を円滑に進めていきたくいというふうに思つておる次第でございます。

○佐藤(敬夫)委員 外交交渉中の話であつて、答えにくい面もあるのだと思つたか、このようない改定交渉をアメリカが要求してきた背景というものは一体どの辺にあるのでしょうか。要するに、そのことを政府としてどのように認識しておられるのか。外務省がおつたら外務省の方にお聞きし

たいのであります。おりませんか。

○吉村政府委員 協定交渉そのものというよりは、むしろ日米の科学技術関係全般という感じで御説明を申し上げますと、アメリカの認識としては、現在の科学技術協定というものは日本とアメリカの間かなりの格差があった時代を踏まえてでござるというところからござると思っております。その後日本の経済力、技術力が非常に伸びておるといふこともござると思っております。これを背景にしていけば対等の立場での科学技術協力を推進するといふための枠組みにすべきであるという理解でござると思っております。そういう意味でも、現在日本が外国から受け入れている研究者の数がそういった観点から見ても非常に少ない、そういうものを広げるべきであるといふこと、そういうことを向こうから言われておるといふこと、ござると思っております。

○佐藤(敬夫)委員 本日は中身をもっと聞きたいのですけれども、今度七回目に向こうへ行つたときには大体まとまる可能性があるのですか。

○吉村政府委員 これも交渉事でござると思っております。相手方の対応というものについても予想はできないといふこともござると思っております。私どもとしては、一応三月末に期限が参りますので、できるだけまとめたといふことで、通常よりも長い期間と申しませうか、通常三日とか四日という感じで動いておりますが、今週は月曜日から一応土曜日までを目途に進めておるといふ状況でござると思っております。

○佐藤(敬夫)委員 中身の問題で少し詳しく触れてもいいなと思つた部分というのは、こういう研究者交流のために、はつきりした数字は今ちょっとここへメモしてあつたのですが、五十八、九年のときでも約二万六千名近い研究者を我々はアメリカに派遣している。アメリカから受け入れている研究者交流というものはたしか二千五百人くらいじゃないかな。やはりこれは向こうから見れば当然そういうバランスが崩れているという印象にはもちろんなつておるのであります。しかし

それは今までの時代でして、アメリカの方に研究する材料が極めて少ないといふことで、数が多く来たからといって、別に誇つたり誇られたりするものではないといふふうには私なんかは考えておつたのであります。しかしやはり時代は変わつてまいりまして、本日に日本にもそれに対して研究に値するものがたくさん出てきたのだ。そのときに、ただ単に建物をつくらばいい、この程度の予算でどう受ければいいかというのじゃなくて、本当に科学技術者たちが研究し、逆に言えば定住したくなるような環境を整えてあげることが大事なんじゃないでしょうか。この予算を見てもとてもそんな環境の状況になつていないといふ気がするのですが、その辺についてはどうお考えでござる思ふか。

○吉村政府委員 御指摘のとおり、研究者というものは自分の研究が一番やりやすい、最も成果が上がる場所に行くといふ傾向にあるわけだと思つて、外国人の研究者が日本にたくさん来るというこのためには、立派な設備と立派な指導者とやりやすい研究環境といふものが不可欠であることはそのとおりでござると思つておられます。私も幸い筑波におきましてはかなりの国の研究所が集中立地し、設備もかなり近代化をされておるといふこともござると思つて、筑波を中心にして外国人の研究者を受け入れていこうといふふうにお考えおられるわけだと思つて、その中でも研究設備だけではなくて、生活環境の問題がいろいろ出てくるのではないかとこのことを予想をしておられます。住居につきましても、現在で十分でござると思つたから、これからは十分努力をしなければいけないと思つておられますが、そういうことだけではなくて、いわゆるソフト面と申しましよるか、全く違った文化の方が来られるわけだと思つたから、非常に細かなところいろいろの問題が出てくるといふふうな理解をいたしておられます。そういう問題につきましてもは一つ一

つ解決をして、そういうものを積み重ねていくということによつて、外国人にとつて日本という国がやはり研究をやるのにやりやすい環境になるようにしていきたいといふふうにお考えおられます。

○佐藤(敬夫)委員 ぜひ頑張つていただきたいと思つておられます。またこれからは、お金があればどういふ整備もできるのだといふことについてはあつていいにしないで、一日も早く積極的にそういうものを進めていくという態度にどうか切りかえていただきたいといふふうにお考えおられます。

時間が一時間ということでも十分あるのだと思つていたら、もう大変時間も少なくなつてきました。一番聞きたいことの部分に少し突つ込んだ質問をさせていただきます。次に、原子力協定の問題であります。一番最初に、私は皆さんといふいろいろな話をさせていたしたのであります。これはおとといですか、参議院の予算委員会でも外務省の有馬局長がプルトリウム(プルトニウム)の空輸地で三沢も有力だといふような、新聞ではそう書いてあるのですけれども、原子力局長もそれについては答弁をされているようでありまして、こんなことを今しやべつちやつていいのですか。

○松井政府委員 今度の日米新原子力協定によりまして、プルトリウムを飛行機で輸送する場合、その附属書五で一定のガイドラインが決められておりますけれども、その場合には包括事前同意と申しますか、そういう形でプルトリウムを日本に空輸で運べるというふうになつてござると思つておられます。それで、ただいま先生御指摘の三沢の件でござると思つたけれども、私もこの輸送をする場合にどういふ手順になるかといふことを御説明申し上げます。まず航空輸送を実施する場合には事前にまず輸送計画書をつくる。その輸送計画書の中でどういった輸送方法をとる、あるいはどういった輸送ルートをとる、そういうことを具体的に決めていまして、そういう輸送計画書につきましても、当然日本政府あるいはアメリカ政府も関

与いたします。それから出発地の国の政府も関与いたしますし、あるいはその経由地の国の政府も関与いたします。そういう形でそれを決めていくわけだと思つておられます。それで、これから輸送計画をつくるわけだと思つて、そういう意味では三沢空港をプルトリウム航空輸送の国内着陸空港といふふうな決めた事実は今もござると思つておられます。

それで、先生御指摘の参議院の予算委員会での御質問でござると思つたけれども、では三沢空港はその可能性があるのかないのかという御質問に對しまして、全く国内の空港を決めたわけではござると思つたけれども、現時点では理論的可能性として三沢空港も排除されないといふような説明をしていくわけだと思つておられます。いづれにせよそういう問題は今後の課題でござると思つて、政府としてはそういうことを決めた事実は今もござると思つたから、ひとつ新聞にキャリーされた任方がござると思つたけれども、事実としてはそういうことだと思つておられます。

○佐藤(敬夫)委員 それは答え方がまずかつたのじゃないですか。例えば、こんな雑誌なんか別にどうでもいのですけれども、こういうところへプルトリウム輸送基地は三沢なんだと、こう書いて、そしてこういうものに対して皆さんにお聞きしたときは、いやそれはまだ全く検討の対象にも入っていないのだ。では現実にプルトリウムといふのはあつたから大量に飛行機で何十台も持つてくるのか。そうではなくて、これからの「もんじゅ」の研究なりなんなりに對して少量のものをどうしていくか。それも数年先なんだといふふうには私どもは受けとめておられるわけですね。それを今この基地問題で、例えば原子力協定の中に、アメリカでさえアラスカの上空は飛ばしてはならぬ、よければ航路を変更して何かするときでもキャスタの落下地点を実験してみよ、その衝撃に耐え得るのかどうか、あるいは飛行機を実際に落としてみよ、こんなことが議論になつておるといふことはマスコミ報道ではちゃんと出ておられるわけだと思つておられます。そういうときに、あの進歩しているアメ

といたしました。それから出発地の国の政府も関与いたしますし、あるいはその経由地の国の政府も関与いたします。そういう形でそれを決めていくわけだと思つておられます。それで、これから輸送計画をつくるわけだと思つて、そういう意味では三沢空港をプルトリウム航空輸送の国内着陸空港といふふうな決めた事実は今もござると思つておられます。

リカでさえもそんな嚴重にやらなければいけない研究をいきなり、六ヶ所もつくった、何もつくった、あそこはもう原子村なんだから、その三次に向かつて、新聞を見ると大変有力なんだんというようなことを書いたら、これは地域住民や国民感情をもう一回逆なすようなことになっていくのじゃないか。一番慎重に答弁をしなければならぬことに、できれば本当は有馬局長にお見えいただきたい、どういう意図でそういう新聞が誤解なら誤解みたいなような書き方をしたのか、その真意を問いたいな、こう思っておったのです。

現実、今の答弁では私は納得をいたしません。本当にこれは新しい日米原子力協定の締結を進めていく段階の中で日本がこれからきちんと解決をしていかなければならない課題なのでありまして、本当にどこであるかということとは全く白紙の状態でありまして、そうおっしゃるなら、ここでそう言っていた方がいいのです。

○松井政府委員 先生の御忠告ありがとうございます。まさに先生のおっしゃるとおりでございます。これから先ほど申しましたような輸送計画をつくるわけでございますけれども、それをやるにしても、いずれにしろ先生御指摘のとおりマコウスキー修正案が通っておりますし、輸送容器をどういうふうにするかという問題もございまして、そういう問題が多々含めてこれから検討していかなければならない。また一方、日本でもブルトニウムにニーズがございまして、そういうものも見合いながら逐次固めていく段階でございます。しかる意味ではこの空港問題、全く白紙でございます。

○佐藤(敬夫)委員 数年後という言葉の解釈はありますけれども、我々はとても嫌な思い出がたくなさるのですね。例えば原子力船「むつ」の問題にしまして、現実には、もっと早く実験をして調査データを出して新しい時代に向かつてこういう開発をしていこうというのが、一千億もお金を使って、一般の人たちから、要するに国民の側から見ると、またこれから三カ年かけて三百億近

い予算を使っていく、何でそんなことをするのかというこの素朴な疑問というのはやはり国民の側にあると思うのです。ですからこういう問題は、先のことだから今は構わないでというのではなくて、どうしても新しい科学技術の進歩のために必要なんだということになったら、大胆に公開をして本当に世論を問いつつ一つ一つの枠組みを決めていく、そういう状況にこの分野も感覚を切りかえていかないと、いつまでたっても、例えば低レベル廃棄物の問題、高レベル廃棄物の問題にしても、話が出たけれども一歩も前へ進まない、そしてその間にいたずらな経費だけが先行していくという状況がこれからも続いているのでは、ないかなという気がするので。

一つ一つの項目について実はお伺いしたかったのであります。しかし、どうもあと時間が十五分ぐらしかございませぬので、どうかひとつこの問題に対してできるだけ公開型でいろんな考え方を聞きながら詰めていくという、もう一つの解決の方法をもう少し大胆に取り上げていただきたいなという気がいたしますので、その辺についてできれば大臣から一言……

○伊藤国務大臣 原子力の平和利用推進にはいろいろの原則がありますけれども、そのうちの大事なことは先生お話しのとおり公開の原則だろーと思っております。そしてまた、その原則をしっかりと守りながら、またそういうことによつて国民の理解をなお一層深めながら進めていくという態度を私自身も強く進めていきたいと思っております。それには、原子力の開発利用はあくまでも平和を求められているわけでございますから、科学技術庁としてこのことが国民の福祉なり幸せの向上につながるのだというある意味での自信なり誇りをしっかりと持って、しかし進めていく場合においては安全性をもう大前提の大前提に置いて、私はよく申し上げておるのですけれども、あつものに懲りてなますを吹くというぐらゐの慎重さをもって、そしてそのためにやはり国民の理解を求めるといふことで本当にオープンに、ぜひひとつどこからで

も原子力行政を見てくださーいと言つて謙虚に国民の御理解をいただくということで、公開の原則は一番大事な原則だろーと思つたので、そのためにもPRもぜひまた強力に進めてまいりたい、このように考えております。

○佐藤(敬夫)委員 どうぞひとつ大胆にそのように取り組んでいただきたいというふうに思っています。

簡単に答えたいのでありますけれども、これからの時代、新長期計画の中で下方修正をされまして、九千万キロワットから五千三百万キロワットに位置づけていくんだ、そしてブルサール計画だとかあるいは核融合の新しい研究開発なんというものも、どうも時間的に見ますと今まで我々が予測したものよりも十年とか十五年単位で後ろの方へずれていきそう。そういうことになりまして、今現在この原子力発電というものを基軸にしたがら日本のエネルギーというものは考えていかなければならない。そうなつていきますと、より多く国民からの理解を正しく求めていかなければならないという気がするので。

例えば、毎日の仕事の中で低レベルだ、高レベルだという廃棄物の問題一つにしまして、この処理をどうしていくのか。じつとしてただではまずまずそのものがふえてしまつて、どうしてもそういうものの解決が遅くなつていく。いつかの時代になつたらどうしてもこれはピクニックになつて、トイレなきマンションを日本はつくつていんだ、こういう見方をされていく。幾つか四段階における方法論とかいろいろお考えのようでありまして。特に高レベルの廃棄物等について幌延の計画なんというのは調査が全部終わったと私は聞いておるのであります。これからの日程でどういうふうに進めていかれようとしているのか、この辺についてひとつお考え方を聞かしていただきたいと思つています。

○松井政府委員 幌延の問題、これは放射性廃棄物のうちでも高レベルの放射性廃棄物を最終的にどういうふうに処分するか、その一つのステップ

としてある計画なわけでございます。それで先生御案内のとおり、この問題につきましましてはまだいろいろと地元の理解を十分得られていない問題が多々ございまして、一昨年のいろいろと動燃事業団が、あそこでの地元からの疑問や不安がございまして、そういうものに対してまじめに科学的にありは技術的に調査した結果でお答えするといふ形で調査をやらしていただいたわけでございます。その結果を今動燃事業団が取りまとめして、その段階でございまして。それで私どもとしては、まず地元の方に正確なデータ、正確な資料をお知らせして、本問題につきましましてなるべく正しく理解していただくということをするのが大事ではないだらうかと思つて、そういうことをしながら着実にこういふことを理解と協力を得ながら進めるというふうなことを考えている次第でございます。

○佐藤(敬夫)委員 大変なことはよくわかるのです。しかし、現実の問題としてもう一つお聞きをさせていただきますが、低レベルの廃棄物にして現在ドラム缶数にして六十七万本という数に聞いております。その六十七万本の中には、新しいセメント改良型になる前の古いものがどの程度入つておるのですか。

○松井政府委員 原子力発電所から発生する低レベルの放射性廃棄物のお話でございます。ちょっと古い六十二年度末現在で御説明させていただきますと、トータルとして約四十四万本ぐらゐでございますけれども、いわゆるセメントで固めたものが約十四万五千本ぐらゐでございます。その他はいろいろな形でありまして、いろいろな態様であるといふふうな承知しております。もちろんそれは一応ドラム缶換算といふふうになつてございまして。

○佐藤(敬夫)委員 これは科学技術庁が出された「放射性廃棄物の処理処分」というものですね、これを読んだのですが、六十七万本と聞いていたのです。現実には四十何万本ですか、ちょっとしつこいですが。

○松井政府委員 今申した約四十四万本というのは原子力発電所から出されるものでございまして

て、それ以外に研究施設、具体的には原研とか動燃とかそういうところもございすし、その他のものも入って全部でそういう本数になる、こういうことでもございす。

○佐藤(敬夫)委員 もっともとお伺いしたいことといたしまして、時間がありませんので、もととくさんあるのですが、時間がありませんので……しかし、これから予想されるものとして原子力発電所の例えは消却、実際に十五年なら十五年、三十年なら三十年の時間が来てこれをつぶしていかなければならない。確かにエネルギー源としていろいろなものをつくったり壊したりあるいは消却をしたりということが続いている中で、こういう一番肝心なその処理をどうしていくのかという点に對してもっとPR活動や、もっと皆さんの常識や意識が高まっていくような、本当に危険なもの危険なんだ、そうでないものはそうでないのだというのを対応してやっていきませんと、これは本当にまさにトイレなきマンションみたいな形になりまして、日本国じゅうがいつか大変大きな騒動を招くことになっていくのじやないかな。この辺に對してもう少し具体的なPR活動や何かを大胆に進めていただきたいというふうに思うのです。

時間が無いのでだんだん焦ってききましたのですが、そういう意味で、例えば今ポルトニウムの空輸問題なんかを含む日米の原子力協定改定の問題は、さらにこれからのいろいろな委員会のなかでは先生のたちからもいろいろ御質疑があるのだというふうに思います。近々にアメリカの方の議会ではこの問題に對して一つの決断を要するやに聞いておりますが、その辺についてはアメリカの方の議会の動向はどういう状況になっておるのでございすか。

○松井政府委員 御案内のとおり昨年の十一月に本協定が署名されましたから、アメリカ政府は直ちに議会に提出したわけでもございす。そこでの議会の議論がいろいろあったわけでもございまして、一つは、この協定がアメリカの国内法、原子力法あるいはそれを修正した核不拡散法、そういう

ものには合致しないという議論でこれは反対という議論と、それからもう一つは、ポルトニウム輸送について本当に安全なのかという面でも懸念する向きと、そういう二つの大きな反対の流れがあったというふうに承知しております。

それで特に上院と下院と分けまして、上院についてはむしろそういった意見が非常に強いわけでもございまして、下院の方はどちらかというと、外交委員会を中心にして、むしろ事実を的確に把握しようという形で公聴会をやろうという動きが強いわけでもございまして、そういう意味で上院の動きをとりあえず非常に心配していたわけでもございす。これにつきまして実は上院の中にも、これは今申しましたようにアメリカの国内法を満たしてない、したがってこの協定は承認すべきでない、不承認とすべきだという決議案も出されておりました。それで、これにつきまして実は、日本時間では前になりまして、日本時間のきょう、上院で裁定がなされまして、私どもの方でただいま聞いた情報では、この協定を不承認とすべきという決議につきまして上院で表決に付されました、三十対五十三で否決されたというふうにたまたま聞いております。これが一番新しい情報でもございまして、そういう意味では、心配した上院の動きもむしろ不承認案を否決という形で出てきたというふうに承知しております。

○佐藤(敬夫)委員 向こう側の心配はわかるのであります。そういう米議会の動向に對して我が国としてはこれからのどういふ対応をしていこうとされているのか、その辺に對してできればもう少し具体的にお聞かせをいただきたいと思ひます。

○松井政府委員 この件につきましても問題は、今アメリカ国内で審議されているアメリカ政府と議会の関係ということでもございす。したがって、私どもは基本的にはアメリカ政府にいろいろとよくお願いしているという事はございすけれども、直接議会に對しては考へておりません。そういう意味では今まで、一つは御案内の

とおりあの日米首脳会談においても竹下総理からもよくお願いしてございすし、さらに、ついせんだつては原子力委員の中江委員にもやはりアメリカへ行つていただきまして、アメリカ政府の方々にお会いしていただきまして、その重要性をよくお願いしてまいりました。そういう意味でアメリカ政府も非常に一生懸命に話をつけているようでもございまして、ただいま申しましたような表決といたしまして、一つはそういう成果が逐次あらわれてくるのではないだろうか、こういうふうにも考へております。

○佐藤(敬夫)委員 この新日米原子力協定締結に向けて、できれば原子力委員長の所信をお伺いしたい。

○伊藤国務大臣 この協定は、復習の意味で申し上げましても、昭和五十六年の鈴木総理とレーガン大統領との日米首脳会談を契機に、五年余りにわたつて日米政府間において交渉をいたしました。その成果として昨年の十一月署名が行われたところでもございす。また新協定は、核拡散の防止に對する日米兩國の積極的な姿勢を改めて内外に明らかにするものであります。また、核燃料の再処理等にも包括同意方式を導入する等、昭和五十二年の日米再処理交渉以来の懸案でもございました。また、安定的な日米原子力協力の枠組みを構築するものでございまして、六ヶ所村の大型の再処理工場の建設、運搬、高速増殖炉等におけるポルトニウムの利用の推進にも重要なかぎを握つております協定であると認識をしております。

アメリカでの議会の模様につきましてはただいま原子力局長から申し上げたとおりでございす。が、我々としても今後アメリカの議会の動きを見守りながら、新協定の早期発効に向けて最善の努力を積み重ねてまいりたい、このように考へております。また、我が国におきましても先般新協定を国会に提出を申し上げたところでございまして、何とぞできるだけ本協定が早期に御審議をいただきまして、国会におきましてもまた御承認い

ただけるように鋭意努力をしまるる所存でございす。

○佐藤(敬夫)委員 なれないのでちょっと大事なことを忘れておりましたが、伊方の出力調整の問題がありましてから後、敦賀の二号とか、何か作業員の操作ミスだということで話題になったのであります。この作業員というのは要するにどういふ立場の方なんですか。本当に専門的に長くお勤めになっておられて、そして何かのはずみでこういうふうなスイッチを二つ切っちゃったな人ということをおやりになったのでしょうか。この辺、我々が受けとめる中で働く人たちというのはどういふ仕組みになってどうなっておるのか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思ひます。

○石塚政府委員 ただいまの御質問の件でございす。原子力発電所の規制の問題でございすので詳しいことは通産省の方が承知しているわけでもございす。私どもが通産省の方から聞いておりますところは、相当経験を積んだ、その道ではベテランというふうな方々がそういう作業をされてきたというふう聞いております。

○佐藤(敬夫)委員 こういうことが重なってくるようであれば、やはりそういう従来の組織構造なり内部点検というものをもう少し充実していきまさんと、ベテランだからという感じでおつて、例えば手動方式でやるもの、そういうものに対してそのベテランの人間がそういう事件を起こすという事は、やはり何かこれを取り組んでいかなければいけない新しい課題があるのではないかと。そういうものが消えていかないと、なかなか国民大衆が原子力発電所というものに対しての信頼感を持ち得ないということになっていくような気がするわけでもあります。後ほどまたこの分については詳しくお聞かせをいただきたいと思ひます。

時間が参りました。なれない質疑で大変に御迷惑をおかけしたと思ひます。しかしどう考へてもこれからの日米関係は、今までの物による摩擦あるいは経済摩擦というものの次に制度摩擦みたいな時代に入つてきた。そういう制度摩擦が起

こす諸現象というのは、もう日米間に青空論というものはないのだ、摩擦が当たり前なんだという考え方の中で、これから一つ一つの仕組みを丁寧、外交上に大きな亀裂が生じない形で、しかし言うべきことは言いつつ、言いながら前向きに解決をしていかなければならぬという時代に入ったという認識をするわけでありませう。どうぞひとつ日米関係を、決して卑屈になる必要はないと思いますが、五月雨くらいは結構であります。暴風雨にならないように、お互いの担当窓口もよく心を引き締めて、この二つの協力協定、そしてまた新しい課題に向かって突き進んでいただきたい。お願いを申し上げまして、与えられました一時間の質問を終えさせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○大坪委員長 野坂浩賢君。

○野坂委員 きょうは科学技術庁長官の所信表明に対する質問でありますので、それに従って質問をいたしますから、できれば長官みずからお答えをいただきたい、こういうふうにお願しておるわけです。

長官は、所信表明の演説の中で、科学技術政策大綱に従ってこれからの科学技術の振興を図っていく、こういうお話があったわけでありませう。そこで科学技術政策大綱をよく熟読玩味いたしました。総括をして「科学技術の進展が国民生活、人間の尊厳、倫理との関係等広範な領域に影響を与えているとの認識の下に、人間及び社会のため」に尽くすのだと、「人間を重視し、人間あるいは社会により良く適合しその健全な発展を促す」というふうにごさいます。快適で安全な社会の形成、人間の心と体の健康の維持増進、これが集約されることだろうと思っておりますが、そのとおりと解釈してよろしゅうございませうか。

○伊藤國務大臣 先生おっしゃるとおりでございます。

○野坂委員 そうすると、先ほども質疑の中でありましたが、原子力の問題等は公開を原則とする、しかも原子力問題については超安全対策を確

立していききたい、こういうふうにお話があったと思いますが、そのとおりと確認してよろしゅうございませうか。

○伊藤國務大臣 先生おっしゃるとおりでございます。

○野坂委員 大変明快にお答えをいただきましてありがとうございますと思っておりますが、科学技術庁から示された科学技術の白書を読みますと、今後の科学技術に対してはあらゆる分野で期待が大きい、とりわけ宇宙や海洋への人間の活動領域の拡大、がん等疾病の克服、長期的な食糧問題への対応等がその最たるものである、こういうふうにして述べられておるわけでありませう。したがって長官は、科学技術庁を省にも格上げをしたいという熱意と迫力を持って所信を述べられたわけでありませうから、これらに対してどのような考え方でこれからリーダーシップをおとりになるのか、この辺のことを、白書の上立つて決意の表明をお願いをしておきたい。

○伊藤國務大臣 改めてまた私から言うまでもなしに、日本が、日本というよりも世界全体がそうございませうけれども、科学技術の振興発展なしに二十一世紀に我々は到達はできないだろうというのが政治家としての、皆様方同様の認識を持っておりませう。したがって、科学技術に対する価値観といいますか、見方というものを日本の政治あるいは行政の基盤に置くというぐらゐの意気込み、またそういうためのPR等も進めていかねばならぬと思ひます。ただ、それにはやはりまず随分と始めようございませう。科学技術庁全体が日本の国民の本当の幸せに奉仕する役所であるという、そのための努力を積み重ねるとともに、それだけのプライドなり自信を持たなければならぬというふうにごさいます。それらの総合成果として科学技術庁が認められまして、なお一層高い地位に、あるいは省という地位に向かう方向に全力投球をしまひたい、このように考えております。

また、いろいろな研究の調整をやるというのが我が役所に与えられた一つの大きな目標でございます。

ますけれども、そのための産学官の研究の連携、提携あるいはまた調整というものをやるぐらゐの力を持った役所にしなければならぬ。繰り返しますけれども、そのためにはやはり科学技術庁の役所の方々にそういう地位に自分たちがおるのだという誇りを持った意識を強めてもらいたいというの、長官として終始申し上げておるところでございます。

○野坂委員 一般論でお話しをいただいたわけですから、後で今の御答弁に対しての具体論をお話しをいただきたい、こういうふうにお願しておるわけでございます。

原子力研究開発の予算というのが全体の六一・七%を占めておりますから、やはりこの問題に触れないわけにはいかぬと思つておるわけでございますが、今電力事情というのは、火力、水力、原子力を合わせてどの程度の最大出力を持つ設備がなされておるか、また最も近い最近の電力の需要量、それを御発表をいただきたい。

○松井政府委員 ちょっと手元にある資料が、一番最新というよりも六十一年度末ということでございますが、それで説明させていただきますと思ひます。

六十一年度末の総発電設備容量、これが一億五千八百二十六万キロワットでございます。その構成につきましては今ちょっと持っておりますけれども、原子力につきましても、そのうち二千五百六十八万キロワットというのが原子力の割合になっております。

それから、六十一年度になりますけれども、そのときの最大の需要電力、これは変動するわけでございますけれども、最大が一億一千五百四十万キロワットというものが現状でございます。

○野坂委員 私聞いておるのは、火力、水力、原子力を合わせて一億五千八百二十万キロワットですけれども、最近の需要量はそんなにないのじやないですか。六千ぐらゐじゃないですか。

○松井政府委員 これもやはり六十一年度でございますけれども、六十一年度の最大の需要電力が

先ほど申しましたように一億一千五百四十万キロワットでございます。なお、六十一年度の総電力需要は六千八百八十八万キロワットというふうになってございます。これは六十一年度の話でございます。

○野坂委員 そうすると、考え方としては一億五千八百万キロワット、これが最大出力で、設備はそれだけあるということですね。需要は、キロワットアワーでお話がありました、この大体三分の一程度、こういうことになりませうか。

○松井政府委員 最大のピーク時の需要で申し上げますと一億一千五百四十万キロワットでございます。したがって、一億五千八百二十六万キロワットに対して最大の需要が一億一千五百四十万キロワットということになります。

○野坂委員 いや、私が聞いておるのは、設備は一億五千万、いわゆるピーク時の需要量というのは一億一千万だ。平均をして年間流すものは一体どの程度の需要量があったのか。六千八百万ぐらゐですか。

○松井政府委員 今の総電力需要はキロワットアワーでございます。これは平均するために割らなくては行けないわけでございます。それで、御案内のとおり電力は貯蔵ができないという性質があるものでございませうから、やはり設備容量といたしましては最大電力需要に対して合わせなければならないという問題があることをぜひ御理解いただきたいと思ひます。

○野坂委員 平均すればずっと少なくなるけれども、夏の暑いときとか甲子園とか、そういう場合は非常に上がってくる。そのピーク時に合わせておかなければならぬので、それは最大の場合だ、平均すればその半分ぐらゐになるだろう、こういうふうには私たちが理解をしておりますけれども、今一億五千万と一億一千万の最大出力の問題といわゆる最高の需要量という関係からして、火力、水力、原子力とありますけれども、あなたの意見の上に立って四千万、約五千万ぐらゐ残っておりますね。そうすると、この五千万を節電をするた

めに水力とか火力とか原子力というのを休止をさせますね。どの程度休止をするか、どういう状況になっておりますか。

○松井政府委員 基本的に原子力はベースロードという考えでやっておりますから、基本的に原子力はずっと動かすというのがあります。それ以外につきましては、私ちょっと今詳細については承知しておりませんが、やはりそのときのニーズに合わせて柔軟に運用していくということになるかと思っております。

それから、もう一つ説明させていただきますと、確かに御説明したとおり総発電設備容量が一億五千八百二十六万、最大の電気の需要は一億一千五十四万で随分余っているのじゃないかという点がございますけれども、普通発電設備というものがございましては、例えば水力の場合には洪水による出力の低下ということもございまして、それからもう一つ大きいのは、設備の定期点検というシステムがございまして、そういうためにどうしても休むものがあるということもございまして、それからそのほか所内電力という要請もございまして、もう一つ大きいのは、常に供給予備力というものを用意しておかなくては行けないということもございまして、これが大体一〇％ぐらいと言われておりますけれども、そういうものを考慮いたしますと、一般的に最大の需要電力の一・三から一・四倍ぐらいの設備を持っているということが適正である、こういうふうな言われ方しております。そういう意味では規模は大体適正なのじゃないだろうかというふうに考えている次第でございます。

○野坂委員 この電力というものは、東電を初め九電力各社がやるわけですが、今重厚長大型から軽薄短小型に産業は変わって電力は余っております。したがって電力の事業協会等でも、見通しとして七十年度まで年平均電力需要は二・七％伸びる、そういうふうな決めておいたのを二・三％に修正されておりますね。だから、これから電力需要というものについてはもう大きな伸びはないという

ことを新聞紙上でも何回となく発表されておるわけでありまして、したがって、これからの設備をずるに当たって、今の電力業界の事情その他から考えて、どのように科学技術庁としては考えていくのか、その辺はどうですか。

○松井政府委員 これは通産省が主管官庁でございますけれども、私どもよく御相談しているわけでございます。

今後の電力需要でございますが、恐らくオワイサオートメーションの普及であるとかあるいはサービス産業の非常に高い伸び率があるわけでございます。まして、堅調な伸び、二・七から二・三ということはあるかもしれないけれども、そういう堅調な伸びが見込まれるというふうな考えでございます。まして、現在私ども、昭和七十五年というの

を一つのあれで見ますと、昭和七十五年というの千億と申しましたけれども、七十五年では大体八千三百億キロワットアワー前後、つまり現在の約一・四倍ぐらいというふうに見ております。それから最大の需要電力でございますけれども、そのときは大体約一億六千万キロワット、約一・五倍ぐらいに増加するというふうに考えている次第でございます。

○野坂委員 私が言ったことは三月三日の新聞に発表されておりますけれども、「電気事業審議会は昨年、電力需給見通しを四年ぶりに見直し」と書いてありますね。「年平均一・七％と見込んでいた昭和七十年までの伸び率を二・三％に下方修正。七十年段階で必要な原発電備についても七百万キロワット低めに修正、標準規模で七十基分が不要になった形だ。」こういうふうに明確にされておるわけですね。あなたの言われたことと随分違いますけれども、電気事業審議会はそういう決め方しておるんじゃないやありませんか。

○小林説明員 電気事業審議会は通産省の所管でございますので、私からお答えしたいと思っております。先先生御指摘になりましたように、電力の総需要、前回電気事業審議会が昭和五十八年に策定し

たしましたが、それを今回、昨年の十月に見直しまして、やはり最近の円高による構造変動ですとか重厚長大型産業からサービス型産業への移行といったような需要構造の変化といったものに合わせまして、需給の見直しをいたしました。御指摘のように、七十年度までの伸びは平均して二・七％が二・三％と修正されたわけでございますが、その後七十年から七十五年までの伸び率は二・六％、こういう伸びを見込んでおります。

これに対応する電源構成でございますが、やはり需要が下方修正されましたことに伴いまして、全体の必要な設備量というの当然私どもとしては修正いたしましたわけでございます。御指摘のように、昭和七十年におきます原子力発電の電源設備の量といたしましては、前回の電気事業審議会に四千万キロワットでございます。それに対しては、昨年十月の電気事業審議会におきましては四千万キロワットということになっております。なおちなみに、昭和七十五年の電源構成につきましても今回の電審では行っておりますが、それによりまして、原子力発電は五千三百キロワットという構成になってございます。

○野坂委員 修正をされて、そう電力が必要でないということは確認されたわけですね。七十五年に向けてこれを進めるといことですが、原発、石油火力、石炭火力、水力ということにして一番原子力発電をやるとい意味は、コストが安いということですね。しかし最近の円高・ドル安の状況、そして最近の火力が簡単にとめられるものでありますから、原子力というのは調節がなかなか難しく、ずっと継続的にやらなければコストに大きな影響があるということと石油火力や石炭火力をとめておるのですが、最近では余りコストは変わらぬですね。コストは変わらなくて、むしろ原発の場合は、設備及び耐用年数が来たときの廃棄のところに一番大きな金がかかるという結果になるわけですね。そうすると、今の場合は原発はキロワット時当たり九円で石油火力が十一円とか石炭火力が十円、水力が十三円と言いますけ

れども、現時点では石油火力八円五十銭で原発八円二十銭というのが現状なんですね。余り変わらないという結果になりはしませんか。そういうふうな新聞にも書いてありますね。

○小林説明員 お答えいたします。私どもで電源別の発電コストというのを試算しております関係で私からお答え申し上げますが、先生御指摘のように、私どもで試算いたしました発電コストは、原子力が九円程度、石油火力が十一円ないし十二円程度ということになってございまして、先生今おっしゃいました八円何がしという額については私どももつまびらかにしておりません。なお、私どもで行っておりますコスト計算はあくまでもモデルプラントでございまして、昭和六十二年度近辺に運転開始しましたモデルプラントを前提にいたしまして、さらに幾つかの前提条件等を置きました試算をいたしましたものでございまして、個別の発電所等にわたりましたものようになるかということについては、私どもとしては承知しておりませんが、今お話があったように、モデルプラントで計算をして、内容的には余り変わりはないということでは明確になっておるわけですね。

今、世界の原発というのは約四百基ありますね。日本は東電の今度やるのを含めて三十六基ということになりますね。フランスは約七〇％であります。韓国が五三％程度、日本が今三一・七％というのが原発の現状ですね。今申し上げましたように、これで日本は基教としては世界第四位という位置を占めておるわけでありまして、したがって、今日のスリーマイル島問題あるいはチェルノブイリ問題等から考えられて、フランス等では、世界的には原発は低迷期に入った、こういうふうな評価できるのじゃないかと思っております。時間がありませぬから続けて言いますと、欧米ではやはり反原発の世論が燎原の火のように広がって、アメリカのゼネラル・エレクトロニクスという会社がありますね。この原子力部門は、今回東電



が発注した原子炉用の機器を除き、新規模約というのとはほとんどない、したがって組織の縮小と解散話も出ておるといのが今日の現況であり、世界の状況であって、原子力低迷の時代というふうには我々は位置づけなければならぬ。なかなか思うのです。しかも先ほど申し上げましたように、石油の値下がり、石油から原子力に急ぐ必要はない、いやないのかという声があるわけがあります。

〔粟山委員長代理退席、委員長着席〕

そういう意味で、科学技術庁としてはあるいは通産省としては、この実態を見てこれ以上当面原子力発電の設備の拡大とか新しく立地する必要はない、いやないか、コストの面から考えても、あるいは長官がお話しになった超安全度という面から考えても、今そういうふうな考え方がいいではないか、私たちがこういうふうに思います、いかがですか。

○梅沢説明員 お答えいたします。

原子力発電につきましては、供給の安定性でございますと、先ほどお話ししたとおり、ベークス供給力の中核としてこれまで開発を進めてきたわけでございます。当省といたしまして、昨年十月に先ほど御説明申し上げました電気事業審議会需給部会の中間報告でうたわれてございますように、今後着実に増大する電力需要に對しましては、今後とも安定性確保に万全を期しつつ原子力の開発を積極的に推進していきたいと考えておるところでございます。

○野坂委員 推進するということですが、それは、日本の原子力開発の中核であります。動燃開発事業団は去年の八月、内部指針として中長期事業計画をまとめておられるわけですね。この内容は、我々よく承知しております。部外秘だと聞いておられますけれども、今お話が長官からありましたように、公開を原則としたという決意を述べておられるわけです。この開発事業団の中長期事業計画というものを指導の立場に立つ科

学技術庁としてはどういうふうに把握をされておられますか。発表していただきたい。これは、昨年六月に原子力委員会が原子力開発利用長期計画を示したわけでございますけれども、そういう示された基本的方針に動燃がどういうふうに対応したいかというものを内部で検討した資料と承知をいたしております。

それで、具体的にどういふことかと申しますと、動燃事業団、これは新型動力炉の開発あるいは核燃料サイクルの問題等のいろいろの研究開発を行っている団体でございます。そうすると、そういう新しい将来の方向に向けて動燃の個々のプロジェクトを今後どういふふうに進めたいか、その際にどういふことを検討したらよろしいか、そういうものを取りまとめたものと聞いているわけでございます。それで、その問題につきましましては、まだそういう性格のものでございますから、あくまで動燃内部における検討資料と我々承知しておるわけでございます。具体的にこれをどうするかという、つまり、これに基づきまして動燃では個々のプロジェクトごとでどういふふうに進めていくかということ、具体的に検討しないうちやいなや、当然その検討は関係する者、例えば動燃の成果を民間がやる場合には民間がどういふことを話を進めていくか、それに対して動燃はどうか、どういふふうに関係する者と検討しないうちやいなや、そういうこと、そういうものの成果を経て個々のプロジェクトをどういふふうに進めていくかという実施計画ができる、こういうものと承知しております。ですから、そういう意味ではまだ動燃の中で内部資料という位置づけでおるといふふうに承知しておるわけでございます。

○野坂委員 新聞等で書かれておられるのは、ウラン濃縮や新型転換炉などの大型プロジェクトから動燃がいつ手を引くか、その見通しを検討した

いわば撤退計画書であると書いてありますね。いわゆる電力の事情から見て、そして価格、コストの問題から見て、そう大型ではだめではないのか、だから撤退計画書だといふふうであって、我々は承知をしておるわけですね。今局長の話では、これからどんどん伸びるので、そのプロジェクトをこれからやるんだということですが、もしそれがあればこの委員会にこの内容を、公開原則論でありますから、中間報告としても文書で提起をしてもらいたい。時間がありませんから、その点についてだけ示してもらいたい、内容について。そういうことを要求しておきますが、よろしくごさいますか。

○松井政府委員 先ほど申しましたように、この動燃の中長期将来計画と申しますか、これは長期計画に基づきまして動燃事業団がみずから課せられた業務を進めていく上で各プロジェクトを今後どういふふうに進めたいか、あるいは重要な移動もあるかもしませんが、そういうものを検討課題というか取りまとめたものというふうに承知しております。これはあくまで動燃の内部資料でございますけれども、先ほど実は私申しましたのは、恐らくこういう問題はそれを決めるに当たって関係の方とも相談しなくてはならない、それからそういう重点がソフトする場合には、当然動燃の中にも組合がございます。組合とも恐らく相談しなくてはならない、そういう多々の問題があるかと思っております。そういう意味では、動燃は出したくないと言っておりますけれども、先生の御指摘もございまして、一応私動燃とも相談したいと思っております。

○野坂委員 科学技術庁は指導監督機関でありまして、その中間の状況も把握する必要があります。したがって、それは我々の論議の対象にしてもらいたいと思っております。それから、ぜひ出していただきたいということを要求しておきます。

○松井政府委員 そういふ提言は承知しております。それから、今長官は超安全対策といふことを言われたわけですが、東京大学の若林宏明助教授等が超安全なという意味でプロジェクトをつくって

勉強しております。提起しておる。そういう点については科学技術庁等は率直に受け入れていかなければならぬ。ところが、安全炉ということについてはいろいろのところから持ち込まれるとまた疑惑の解明等をやって面倒なものですから、それに余り乗り気でない。超安全にするために提起があれば喜んでその提案を受け入れる、そして徹底的に解明をしていく必要があるんじゃないか、お答えをしたいと思います。

○松井政府委員 先生の御指摘の超安全炉、あるいはよく一般的には固有安全炉とか申しておりますけれども、これにつきましては、まず原子力委員会の昨年六月の長期計画の位置づけでございます。それにつきましては、原子力委員会としては、そういう固有の安全の炉、そういうものについてやはり基礎、基盤に立ち返った研究開発を推進する必要があります。こういう認識を示してございまして、そういうものを受けまして、私も具体的に、は、そういう若林先生の研究も承知しております。それからさらに日本原子力研究所におきまして、そういういろいろな軽水型安全炉とかいろいろのタイプがあるわけでございますけれども、そういうものの調査研究もやっております。さらにもう一つは、高温ガス炉もいわゆる固有安全炉の中のカテゴリーに入っております。そういうものを、そういうものにつきましまして、積極的に受け入れて十分対応したい、こういうふうにごさいまして、そういう意味では私もそういう問題についても広く門戸を広げて、それなりに対処していくことが必要かと思っております。

○野坂委員 局長のお話では、そのような提言は積極的に受け入れて十分対応したい、こういうふうにごさいまして、そういう提言は承知しております。それからさらに、実際日本原子力研究所等で

第二類第十三号 科学技術委員会議録第一号 昭和六十三年三月二十一日

もそういう研究をする必要があらうということ  
で、今そういうこともやらしてあります。それで  
先生御案内のとおり、まだそういうものは基礎  
的、基盤に立った研究と理解してございますけれ  
ども、そういう研究はちゃんとプロモートする  
ということが必要かというふうに思っております。

○野坂委員 最近の新聞に原発の安全のために、  
ウィーンに本部を置く国際原子力機関というのが  
ありますね、IAEA、これが安全指針を發表し  
て、これからガイドラインをつくるということ  
であります。科学技術庁としては既にこの内容に  
ついては入手をされておられると思いますが、この  
IAEAガイドライン、原子力発電所の基本的な安  
全原則ですね、これについて御存じだと思われ  
ます、よく知っておられるはずですから。このガ  
イドラインと今の日本の原子力問題とは、このガ  
イドラインに従ってこれ以下のところはないのか。  
話としては、大体日本の原子力問題についてはガ  
イドラインに示された範囲内のこととは十分やっ  
ておるといふ話でありますけれども、その辺につ  
いて直すべき点、是正すべき点、これらについて  
御検討があったと思いますので、この点につ  
いては明らかにしてもらいたい。

○石塚政府委員 このIAEAが取りまとめた  
た安全の原則でございますが、この原則で示され  
ております考え方といえますものは、基本的には  
我が国の安全確保の考え方に沿ったものであると  
いうふうに私どもは認識をいたしております。  
○野坂委員 放射線の防護、管理責任、深層防  
護、事故防止、人的要因、安全評価等は十分にそ  
れに対応されておるといふ御認識でございます  
ね。もう一遍だけ。

○石塚政府委員 まさにその深層防護といつたよ  
うな考え方につきましては、日本の考え方とはほ  
同一、全く同一と言ってもいいくらいかと思いま  
す。  
なお、基本原則の中には防災対策の考え方もあ  
るいはシビアアクセシビリティの考え方といったものも  
述べられてございますが、こういったより具体的に

な幾つかのアイテムにつきましては現在なお世界  
各国が研究し、検討しているといったものも含ま  
れてございます。そういったものにつきましては  
日本も現在なお検討を鋭意進めておるところで  
ございます。こういった問題につきましては、チ  
ェルノブイルの原子力事故の後、原子力安全委員  
会の事故調査特別委員会において改めて心に銘ず  
べき事項としていろいろ指摘されました事項とも  
重なり合っております。我々が国に  
おきましてもおな御検討中のものが幾つかござい  
ます。

○野坂委員 さらに検討するということでありま  
すから、きょうはもう時間が十分程度しかありま  
せんから多くを申し上げませんが、その辺を明ら  
かにしてこれから御検討いただきたいと思いま  
す。

それから、日米の原子力の平和利用に関する実  
施取極の問題がありますね。先ほど話がございま  
したが、マコウスキー上院議員等は反対して  
おる。最近の情報は、きょうですか、三十対五十  
三でその案は否決された、通ったということ  
でありました。プルトニウムの輸送ということに  
なれば、アラスカを通るようなところは絶対に  
かぬ、一過落とせ、飛行機も落とすとしてみ  
ろ、こういふふうに非常に激しい意見があつた。  
しかも、もし落ちて汚染されるということになれ  
ばアラスカ州等は重大な問題だからという危機感  
を持っていらつしやるというの、三十の表決と  
いうのも等閑視できないと私どもは考えておる  
わけでありませう。

これについては、実施取極では「北極経路又は  
自然の災害若しくは社会の騒乱の生じている地域  
を避けるように選定されたその他の経路」と書い  
てありますね。例えば今英国とかフランスとかか  
ら持ち出すということになりますね。その英国ま  
たはフランスから北極またはその他の地域という  
ことになれば、大体どこを通るということが想定  
をされるわけでありませうか。これについてが一点  
と、それから中江要介さんもアメリカに行かれた

のですが、伊藤長官もお行きなつていますね。――  
行つてないですか。新聞には書いてある、伊藤長  
官も行ったつて。そうですね。それならばどうい  
う経路で専用貨物航空機でやれるのか、その点が  
一点。  
それと武装した護衛者が同行するということに  
なつていますね。それは英国及びフランスから武  
装護衛者がつくのか、あるいは日本が迎えに行く  
のか、その辺はどういうことになるわけですか。  
○松井政府委員 先生の御質問、まず輸送ル  
ート一つあったと思います。これについては、出  
るところはイギリスないしはフランスでございます  
と、日本に来るといふことで一般的には北極経路  
といふことにならうかと思っております。ただ、  
具体的にどこをどういふふうに通つてく  
るかということ、これから輸送計画をつくる  
ときに具体化する話でございます。またそこま  
で詰まつた話でございます。

それから大臣の話についででございます。  
から御説明が――行つておりませう。  
それからもう一つは武装護衛、アームドガード  
と言つておりますけれども、その件でございます  
が、これもこれから詰める話でございます。ただ  
一般論として言いますと、日本国籍の飛行機にお  
願ひした場合には当然やはり日本国籍になるわけ  
でございますから、日本国からそういったアーム  
ドガードが搭乗していただくということになる  
ではないでしょうか。これももう少し具体的に  
輸送計画を決める段階でさらに詰めていく問題  
だといふふうに承知しております。

○野坂委員 日米原子力協定というものは、これ  
から我々は承認するかどうかという問題です。か  
ら、何もわかりませぬ、まだ交渉中でありませ  
う。もうわかりませぬ。日本の飛行機が貨物輸送  
機であるときには武装護衛機というものがつく  
わけですね。その場合は武装護衛機という「武装  
護衛者が同行する」といふのはその飛行機に乗  
るのですか。それとも他に飛行機がついていくの

か。武装護衛者という意味、定義、これについて  
明らかにしてもらいたい。  
○松井政府委員 武装の護衛者のお話でございま  
すけれども、それについては、飛行機に武装した  
護衛者が乗っていかなくちゃいけないというのが  
このプルトニウム国際輸送のガイドラインにな  
つてございます。それで、先ほど申しましたよう  
に、もし日本国籍の飛行機を使う場合は、当然日  
本国籍の飛行機でございますから、日本の武装し  
た警官に乗りいただくということになるのでは  
ないかといふふうに思つておられるわけございま  
すけれども、それにつきましてはまたこれから、い  
づれにしろ輸送計画を決める段階で確定してい  
くものであるといふふうに考えております。

○野坂委員 これからこれからという話ですけれ  
ども、これを我々何も承知しないで承認するとい  
うわけにはいかぬと思つてます。武装護衛者とい  
うのは、例えば日本で言えば自衛隊員ということ  
になりますか。どういふことになるのですか。  
○松井政府委員 これからと言つておしかりを受  
けるわけでございますけれども、常識的に、私ど  
もそういう今の自衛隊の方の警護ということとは考  
えておりませぬ。

○野坂委員 そんなら、自衛隊員でない武装護  
衛者というのはどういふところの人ですか。  
○松井政府委員 警官であらうといふふうに思  
います。  
○野坂委員 警察官が武装護衛者。飛行機は一機  
だけで飛ぶというわけにもいかぬと思つてす  
ね、撃たれたりしたら。そうすると護衛機とい  
うものは全然ないわけですか。そういうものは考  
えられないのかどうか。

○松井政府委員 日米協定で、これは附属書五に  
書いてございますけれども、そういったガイドラ  
イン、指針に従つてやりなさい、そういう場合に  
は包括同意取り決めになります、こうなつておる  
わけでございます。それには先ほど先生の御指  
摘の飛行機の護衛というのですか、それは書いて  
ございませぬ。したがって、私どもとしてはそ

いうことは必要ないだろうというふうに思っております。

○野坂委員 いろいろ航空機の墜落とかあるいは盗取または妨害行為という一それは一機で、貨物輸送機がひとり飛んでくるわけですね。攻撃を受けたらいろいろなことがあったということについては日本政府は考えていない、こういうふうには理解していいわけですね。

○松井政府委員 ここにも書いてございますけれども、要するに、飛行機については常時連絡をとり合う体制ということにしていこうじゃないかというのがこのガイドラインに規定されている事項でございます。

○野坂委員 私は、いわゆる単独飛行である、武装護衛者というの警察官である、こういうふうには認識をいたしておきます。したがってこれから北極または紛争その他のない、避けて通るといふところでありますから、予想される経路はまず北極だ。その場合、日本に着陸をする場合というものは今からやはり考えていかなければならない。そうしなければこういうことを承認してもらおうということとはなかなか難しくなってくると思えます。

そこで、うわさとして出ておるのは、先ほどおりましたけれども青森県の六ヶ所村ですか、いわゆる三点セットの分があるから三沢、こういうふうには言われるわけであります。その辺は全く白紙だということですから、これについては大体こういう方針で臨みますというところがなければ、いやこれから細部は詰めてやりますからお任せを——極めて超安全で公開をするということになつておるわけですから、その点はやはり明らかにしてもらわなければならないのではないかと思うわけですね。今ほどを考慮しておるのか。

○松井政府委員 先ほどの佐藤先生の御質問に答えましたとおり、国内の着陸空港については全く白紙の状態でございます。前回の予算委員会でも少し御質問がございましてお答えしたのですけれども、では一体そういう空港のどういふところ

ろ、どういふ条件かというお話がございまして、そこで私がお答えしたのは、もちろんこういう問題につきましてもいろいろと関係省庁と打ち合わせなければ決まらない話でございます。まあ科技庁としてあえて一般の留意事項として言えればそういうことだということでも三つの条件を申し上げた次第でございます。そういうものに従って関係省庁とも相談して、これから逐次決めていく話でございます。そういう意味ではこの空港問題には全く白紙ということでお答えをさせていただきます。と思います。

○野坂委員 それでは日米原子力協定については、その中身についてはこれから相談をさせていただきますが、我々が審議をして採決をするまでに、各個について具体的に御報告ができるようにしていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○松井政府委員 日米の原子力協定というのは、そもそも協力の枠組みあるいはその条件を決めるものでございまして、その具体的な実施につきましては、そういう協力の枠組み、条件に従いましてその後具体的に決めていくものというふうには私も承知しております。

○野坂委員 それは想定としては、先ほど佐藤さんの話もありましたけれども、五年、十年先のことであるかどうかということが一点。それから、時間が参りましたので長官に要望を兼ねて申し上げておきたいと思っておりますが、今電力事情というのは低迷期である、原子力発電のメーカー等は解散なり組織縮小を行いつつある、これが世界の情勢。しかもフランスその他各国においても、原子力発電はしばらくおくといい状況というふうには我々も認識しております。これが一点。

さらに、昭和六十二年下半期の故障及びトラブルのリストは見せていただきましたけれども、ばやを含めて十一件ありますね。なれた人がやつておる。ガイドラインも、先ほどガイドラインの話をおし上げましたけれども、やはり人の問題。この事故も人の作業というものが一つの問題

であります。あるいは、相当の年数がたつておるので耐用年数が近くなつてきた、腐食もある、こういう点が問題になってくる。そういう点をなかなか明らかにされないままである。例えば三月六日の敦賀原発の一号機の手動停止の発表は、特に発表の中で黒く塗りつぶしたところがたくさんありますね。ああいう点については非常に余計疑惑を持つ。原子力は極めて危険だという認識があるわけでありまして、それに黒く塗りつぶすというように格好になりますと余計神経を逆なでする。あるがままの内容については、先ほどお話があったように原則は公開でありますから、不十分な点は不十分として発表してもらわなければならぬ、こういうふうには私は考えるわけでありまして、その点をお尋ねして私の質問を終わりたいと思っております。

○伊藤国務大臣 まず後段の方からお答えを申し上げますけれども、公開の原則はあくまでも守つていかなければなりません。また、世の中に絶対というものはなかなかないわけでございますけれども、原子力発電の事故だけは絶対に起こしてはならない。安全の上にも安全を傾け、そういうお話があったならば私どもの方から出向いて、頭を低くして教えを請うというふうな謙虚な気持ちで安全性の確保に努めていきたい、このように考えております。

また、電力事情等のご関係にお話が出たわけでございますけれども、何といたしても我が国のようにエネルギーの九〇％近くを輸入に頼つておるという国では、やはり経済性、供給安定性から見まして、原子力発電というものが我が国の準国産エネルギーとして、また基軸エネルギーとしての地位は固まってきたわけでございます。そのことを国民の皆様方になお一層親切に、また謙虚に御理解、御協力を賜りながら、原子力発電というものを着実に進めていかなければならぬ、このように考えております。

○野坂委員 きょうはこれで終わります。

○大坪委員 村山喜一君。

○村山(喜)委員 私は、原子力をめぐる問題につきまして、国民的関心の高い問題を中心にした

から長官の御意見をいただきたい、そして問題をただしてまいりたいと考えているところでございます。

まず長官にお尋ねいたしますが、一つの種類のエネルギーというものが全体のエネルギーの何割ぐらいを占めたらエネルギーの安定的な供給としていいのだろうか。あなたは原子力委員会の委員長でいらつしやいますから、長期エネルギー計画というものを御見まいますと、原子力による発電の割合が四〇％から六〇％というところを年次計画に基づいて長期のプランをつくつて、原子力発電が基軸エネルギーだ、こういう位置づけをされておられますね。日本の場合は九電力を中心にして発電がなされているわけでございますが、私たちは最近の動きを見ておきますと、どうも原子力エネルギー、これに発電が余りにも頼り過ぎていくのじゃないか。六割もやがて頼らな過ぎやらないというふうな状態になつてくると、伊方の場合の二号炉の調整がこの前ございまして、私も高松まで行ってまいりましたが、三号炉が建設をされたらもう本格的に原子力の出力調整をやらなきゃならないような時代になる。六〇％にもなつたらフランス並みに出力調整を年々やらざるやうな格好に持つていくことになるであろう。私たちもそう思わざるを得ません。向こうの原子力の責任者に聞いてみましたら、第二回目的試験が済んだら当分はやらないです。やらないうような試験をなぜやらないかというふうなことで意見を出して、相手の言い分も聞いたのでございまして、一つのエネルギーで六〇％も賄う。日本という国は今三十五基が動いているわけでございますが、もしチェルノブイリのような事故が起つた場合には、核分裂によるエネルギーを取り出すことに対して国民の中から拒絶反応が出てくるということ、大変供給上不安定な状態になるのじゃないかというのが第一点でございます。

したがって、長期計画というものは、やはりペーロード方式の発電になつております原子力の場合と、それから、負荷追従が大変難しいわけ

でございますから、その負荷追従がしやすい電  
力、それは火力等がしやすいわけでございますか  
ら、そういうような調整用の電力というものが  
まわりの合わせなければならぬのじゃないか。  
大体原子力によって調整をするという事は、既  
に過剰な電力が存在するから調整をせざるを得  
ないのであって、一〇〇%稼働していく姿の中で  
エネルギーの原価が下がっていく。それを五〇%  
に下げたことによりまして電力の単価が上  
がってくるわけでございますから、出力調整とい  
うことは経済的に見たら効率的なやり方じゃない  
わけです。経済的にはロスになる。そういう点を  
考えると、電源構成のあり方という問題で、あな  
たは原子力委員会の委員長として、二〇〇〇年  
は四〇%、その後二〇三〇年には六〇%、こうい  
うような計画をおつくりになることが果たして日  
本の場合には実情に合うことになるのだろうか。  
その点についてはやはり長官ももう就任なさって大  
分過ぎておいでになりますし、前にも防衛庁長官  
もなさった方でございますから、そういうような  
意味では、基本的なあり方の問題としてどうある  
べきかということをまず第一にしっかりと踏まえ  
ておかなければならぬのじゃないか、こうい  
うふうに思いますので、大臣の御所見をお聞きを  
したい。

○松井政府委員 私から最初に御説明させていた  
だきたいと思っております。  
原子力委員会が昨年六月に決めました原子力開  
発利用長期計画、そこでの認識でございますけれ  
ども、原子力を基軸エネルギーとして確立する、  
そういう形で言っております。それで、これ  
はもう先生を前にして釈迦に説法でございますけ  
れども、原子力のいろいろなエネルギーとしての  
特色、もちろん安いという問題もございませうけ  
れども、さらに燃料の備蓄性が高い、つまり供給ブ  
ロセスに対して非常に強い構造を持っていると  
か、あるいはその他幾つかの原子力のエネルギー  
のメリットがあるわけでございます。ただ、石油  
危機後のエネルギー構造のいろいろな変化もござ  
いますものですか、やはりエネルギー対策とし  
ては、その長計にも書いてございますけれども、  
安い、安全である、クリーンである、それから用  
途に応じて使いやすい、そういう幾つかのファ  
クターを考慮いたしましてどういうふうによつた  
らよろしいか、つまりエネルギーセキュリティ  
の問題もございませう。それから経済性の問題もご  
ざいませう。それからニーズへの適合性、そうい  
ったようなファクターもあろうかと思ひます。そう  
いったものを適当にその要件の中で均斉のとれた  
形にして、それで強靱かつ柔軟なエネルギー供給  
構造をつくり上げることが認識でございま  
す。それで原子力につきましては、そういうたべ  
ストミックスを考えると、やはり今後の基  
軸エネルギーとして当面二〇〇〇年には少なくと  
も五千三百万キロワット、全体から見ると約四〇%  
の割合になるわけでございませうけれども、そうい  
うことを決めたという次第でございませう。

○伊藤國務大臣 科学技術庁を中心としてこのよ  
うな計画を定めて、閣議にも報告をして、閣議の  
了承を得て決めております原子力開発利用長期計  
画でございませうので、この線に沿って計画的に着  
実に進めていくというのが今の我々の基本的な立  
場でございます。それにはどういふメリットがあ  
るかということにつきましては今原子力局長が詳  
細に申し上げましたけれども、もちろん安全対策  
というものが大前提にあることはこれまで言うま  
でもないこととございまして、絶対に事故を起こさ  
ないという確信、自信、またそのための対策の慎  
重性等をあわせて、この計画をこれからも着  
実に進めてまいりたいと考えております。

その割合、パーセンテージの問題につきまして  
は、我が科学技術庁を初め日本の政府の総力を結  
集しての計画でございますので、我々としてはこ  
の線に沿って進むのが国策に沿い、また国民の  
ニーズにもおこたえするゆえんであるというふう  
に考えております。

○村山(喜)委員 現在の原子力発電の占める割合  
の中で、もう既に関西電力は正月の二日ごろのボ  
トムの時期には、ほかの火力発電所等を全部とめ  
まして、原子力発電所の出力調整にいかなければ  
ならないようなそういう状態でございます。四〇  
%なり六〇%に順次引き上げていくということに  
なりますと、そこには原子力発電による出力調整  
というのをやるんだという方向でなければ、そ  
れはできないことになる。

それからその出力調整という問題についてはど  
ういうような問題があるのかということも踏まえ  
ながら、国民が安心してそれを見守るというよう  
なことになるなければならぬのに、この前伊方  
には全国から自分のお金を使って四千人も五千人  
も、もうそんなことはやめてくれということでも  
まってくるわけですね。それは市民運動のグルー  
プで、だれが大將かわからぬわけですね。そうい  
うような状況が我々の前に出てきた。これはチェル  
ノブイリの原発事故がありました後、ヨーロッパ  
やあの地域における反対運動と同じような動きだ  
と見なければならぬと私は思うのであります。こ  
れに対してはたしか伊藤長官はコメントをされた  
と思うので、それは一言で言えばPRが足らな  
いのじゃないかということもございませう。そう  
いう動きは非常に厳しい目でみんなが見るよう  
なってきたのです。原子力については不安だとい  
うのが八〇%を超えておりますね、ただしやらな  
ければならないという内容のものもあるようでご  
ざいませう。立地されているところでは大変不安  
がたんだん高じてきてそういう行動になってあら  
われている。私はどこかにその問題の本質的な問  
題があるんじゃないだろうかという気がするので  
す。

伊方の二回目の出力調整うまくいきましたとい  
う報告書も私もここにもらっています。それはい  
わゆる加圧水型の出力調整が要素の濃度調整と制  
御棒の調整によりましてやられて、一〇〇%から  
五〇%に時間をかけながら調整をするというやり  
方をやったのは初めてでございますが、沸騰水型  
の場合にも、そのことを調べておりましたら新聞  
にも書かれましたし、また私もここに持ってきて  
おりますが、原子力学会報の記事なんかを見てみ  
ますと、沸騰水型の場合の実験の結果のデータが  
ここにございませう。この場合には制御棒を使わ  
ないで再循環の炉心の流量調整によりまして調整を  
やっております。しかもそれを見ても、そんなに  
ひどく下げているのじゃないかと二〇%程度の形で  
やっています。しかも炉の構造から見まして制御棒  
はなかなか入れられない構造になっていませうか  
ら、制御棒は使っていないということも、沸騰水  
型でも何回もやっていますのだ、ATRでもやって  
いるのだということが調べてみて初めて私たちは  
わかる状況でございませう。皆さん方の場合は大変  
なれっことなっております。皆さん方の場合は大変  
だけが通産省なり科学技術庁に連絡をして、うま  
くいきましたという格好で今まで事務的な処理を  
し過ぎてきたのじゃないか。原子力というものは  
自主、民主、公開という三原則があるわけです  
から、そういう点から、前もってこういうような仕  
組みでやるんですよ、だからこれについてはどう  
だということも十分に理解をせられてもらうよう  
な措置が足らなかつたのじゃないか。それは四国電力  
だけの問題ではなくて、先にかつた東京電力やそ  
のほかの電力会社では沸騰水型のものでやってい  
るわけですから、そういうことを事実を事実とし  
て国民の前に明らかにしていくということがなけ  
れば、これから四〇%、六〇%というふうになっ  
ていくその原子力委員会の長期のエネルギー計画  
は私は必ずどこかでストップすると思つたのでござ  
いませうが、これに対する大臣の所見をお聞きいた  
したいと思ひます。

○伊藤國務大臣 伊方の出力調整試験が予定ど  
おり済みまして、大事な試験の結果、結果を電力会  
社が得たという報告を御覧になって喜んでおるわけ  
でございますけれども、反面、今村山先生から  
お話しのとおり、今までない形の反対運動が展開  
をされて、現場には参りませんでしたけれども、  
テレビ等を通してその模様を知ることができ  
まして、私も科学技術庁長官として、原子力委員

長として、こういう反対運動がどういう形で起こるのかという事で私なりにまた役所なりにいろいろ検討、分析をさせていただいております。それで、先ほど私のコメントについてお触れがございましたけれども、公開というものをもっともっと広めて、住民の側に立ったあるいはまた地元の方に立って懇切丁寧に、PRというのにはちよっと安っぽく感じますけれども、そうでなしに、出力調整試験というのはいささか欠けておたつたのではないかと、本当に親切に懇切にPRを進めるといふ態度については、いささか欠けておたつたのではないかと、そういう反省を我々は持っております。またそういう指導を電力会社に十分なし得たかということにつきましては、まだまだ足りなかつたような気がいたします。公開、それは原子力発電なり原子力行政が長い目で見れば、長期的に国民のためになるんだ、国民の幸せにそのままつながっていただく、そういう誇りなり自信なり、もつとやうなら使命感というものを行政の側が持たなければならぬ。及び腰あるいはへっぴり腰ではなく、村山先生御承知のとおり二〇〇〇年の四〇%、二〇三〇年の六〇%というふうなこれだけの長期計画を着実に進めていくためには、その推進者である原子力委員会なり科学技術庁がしっかりとバックボーンを自分の行政の中に打ち立てていく、そういう気持ちが大変だろつというふうな考へております。伊方の問題を通じて我々も新しい形でのいろいろ問題があることを十分承知いたしましたので、これらを大きな教訓としてこれからの原子力行政に素直にまた謙虚に対処をしてまいりたい、このように考へております。

○村山(喜)委員 伊方の一号炉の設置許可申請書添付書類を見ますと、「原子炉の使用の目的に関する説明書」の中で「伊方発電所に設置する原子炉は、商業発電用として使用するものである。その中の「運用計画」の中に「伊方発電所は、基底負荷用として高負荷率運転を行なう予定である。」ということ、ベースロード方式の発電

の炉であるから高負荷率の運転をすつとやうていくんですよということ許可を得て、そして実際にやうていく。したがって、そういうふうなことから、これは二号炉もそうだと思うのですが、使用目的が添付書類の中で明記されておるわけです。そこでは、原子炉は発電用である、ベースロード方式を確保するために高負荷率運転をやるんだということ、許認可を得るのにはそういうふうなので、認可を得ておきながら、実験を野放しでやうていくのは一体どうなのか。これは自由裁量で電力会社がやうて、通産省の方には届け出程度で足りるんだ、こういうふうなことであつたやうでございますが、私たちが方でも四国の通産局に参りまして局長にも会いまして、いや、私のところはただ通知が来るだけで何も連絡は義務的ではないことになっておりました、それはエネ庁の方に直接会社が連絡をすればいいことになっておりました。したがって、そういうふうな届け出をしておきながらこういう出力調整をやる。これは違法だといふので裁判にもなつておるやうでございます。それから、まあその結果も見なければならぬと思つておられますが、第一回の調査が非常に高い濃度であるときの実験、それから今度は調査がその二分の一くらい濃度になつたときの実験、二回やうていくわけですが、公開の原則にもかかわらずそんなことは知らしめせず、ただ報告だけでやりますよといふやうな非常に安易な考へ方で処理がなされ過ぎてきたのではなかつたか、私はそう思つておる。単にそれが成功したとかしないとかといふやうな問題は、なお科学的にこれから論じていかなければならぬと思つておる。一片の事例だけでそれが成功したといふやうに見ることもどうであらうかと思つておる。

ですから、ジルコニウムの外と中の温度差が大変激しいわけでございますから、そういうやうなものからくる金属疲労の問題等が今後どういふやうな形で出てくるかといふやうな問題は、後に譲るとしまして、今のような形で株式会社四国

電力が自由にやれるといふやうなことでこれかもほんほんやられるやうになつてきたのでは、しかもみんなには知らせないといふ形ではやうなやり方を続けておれば、なお信用を失うのではなかつたか、こう考へるわけでございますが、これはエネ庁の関係でしようか。

○山本説明員 お答え申し上げます。出力調整の運転を日常的に実施するかどうかにつきましては、電源構成とか需給の状況とか、そういうことによつて決まるわけでございますが、当面そういうやうな必要性はないといふやうに考へております。通産省といつたしましては、今後出力調整運転が実施されるというお話を電力会社から聞きまして段階で、その必要性も含めまして、安全性について十分検討をしてみたいといふやうに考へておられます。

○村山(喜)委員 四国電力は、今自分で発電した電力を売らなければならぬやうな過剰な電力設備になつておる。したがって伊方三号も許可を受けなければ、着工は向こう三年間だつたと思つておる。そういうやうな状況の中にあつて、そこでまた三号炉が許可に基づいて設置されるとなると、この三号炉はしよつちやう出力調整をやるやうな炉になるんじやなかつたか。これは住民の危惧している点でもございます。したがって、原子力発電というもので出力調整を常態とするやうなことにならぬやうにしたいと、私はチェルノブイリの事故の跡にも行つてまいりましたが、これは日本とは若干違ひますけれども、安全上の配慮が足らなかつた点もございまして、規則違反もたくさんありますが、いづれにしましても低出力下の原子炉の核暴走なんだ。そのことを考へますと、出力調整といふのは研究課題としては大変大事だろつと思つておる。原子炉の制御棒まで使ひましての出力調整といふのは避けるやうなやり方の方が望ましいんじやないか。意見だけ申し上げておきたいと思つておる。

それから、限られた時間でございましてからあと

一、二お尋ねをいたしますが、先ほど日米原子力協定をめぐる問題のお話が二人の委員からございました。これは確認をいたしますが、現在の日米原子力協定は二〇〇三年までは有効だといふことでございますか。

○中島説明員 そのとおりでございます。二〇〇三年まで有効でございます。

○村山(喜)委員 先ほど原子力局長の方からの三十対五十三といふのは、明確にどういふことでございませうか。承認をしないといふ修正案を否決して、それでレーガン大統領と日本との間で協定を結んだことに対する賛成が五十三だ、こういうことでございますか。その中身はどうですか。

○松井政府委員 先ほど申しました三十対五十三といふことは、上院におきまして、この日米の新協定はアメリカの国内法を満たしてないとか、そういう理由で協定は不承認とすべきであるといふ決議案が提出されておりました。その決議案が上院本会議で表決に付されたといふこととございまして、つまり三十対五十三で協定不承認の決議案が上院で否決されたといふこととございまして。

○村山(喜)委員 わかりました。それはアメリカの原子力法に基づく条項に違反をしていふんじやないかといふことで指摘をされておるものが、そうじやないんだといふことになつたんだろつと思つておる。一連のアメリカの議会の動きを見ておきますと、新協定に對しましては、三十年間の事前同意といふのがあつたか、先例がないんじやないかとか、あるいは初めはNRCも賛成でなかつたし国防総省も賛成でなかつたやうなことなどもございまして、今のお話もございしますが、私は、どこのルートを通じて運ばれていくのか、運ばれていくルートが安全に輸送される状況があるのかどうかといふやうなことから問題が提起をされておるんだと思つてございまして。

輸送用のキャスタの問題は、これはNRCの厳しい安全基準で見れば、実際に墜落をしてテストをしなくてもよろしいといふことの承認を得てい

るようでございますが、マコウスキー修正案ですか、それは通って、NRCが認可すれば墜落テストは必要ないということになってるんだというふうに聞いております。そうしてまた、米国の参加がない米国の領土にかかわるプルトニウム輸送はあり得ないということも言っておるようでございます。これに対してアラスカ経由とかアリューシャン列島の軍事施設を經由してとかというような問題の論議をしているんだが、一体日本は受け入れ空港については何にも手がついていないじゃないかという意見があるようでございます。先ほど三沢の空港の問題は白紙でございますというところでございましたが、そういうふうなふうにしてイギリスなりフランスなりで再処理をされたプルトニウムやウランやあるいは放射能の廃液が日本に送り返されてくる。そのときにどういふ輸送手段で運んでくるかということも、空輸でやるあるいは船もまだ可能性があるとかいろいろ意見がございますが、それを入れて輸送用のキャスタを実際にテストしてみたら失敗をした。それは動燃とアメリカのパッセル・コロンバスが開発をしたP.A.T.3というのがキャスタとして一番新しいやつだけれども、これの墜落破壊テストをやったところうまくなかったという報道を得ているわけでございますが、それは事実でございますか。

○松井政府委員 プルトニウムの輸送容器の開発の御質問でございますけれども、動燃事業団が開発の主体でやっております。まず一つは、米国の既存のプルトニウムの航空輸送容器でございます。これはP.A.T.1、P.A.T.2という二つあるわけでございます。もう一つは設計なども参考にいたしまして、昭和五十九年から我が国に適用したプルトニウムの航空輸送容器の開発ということを行っておるわけでございます。

それで、御案内のとおりこの輸送容器というのは、プルトニウムを収容する中側の容器と、それから外側からの衝撃を吸収するあるいは中のものを保護する、そういった外の容器、主としてそういうものから構成されているものでございます。

それは多重構造と申しますか、そういった容器から成っておるわけでございますけれども、動燃事業団はこれまでアメリカで二回ばかりテストしてございます。一つは、これは場所はアメリカのサンディア国立研究所でございます。そこで一九八六年に一回、それから一九八七年に一回、計二回の試験を実施する大規模輸送容器を用いて実施してございます。この試験の内容につきましては、現在アメリカにありますがNRCのNUREG〇三六〇という基準がございまして、その基準をもとにして試験をしたわけでございます。

その結果でございますけれども、確かに一回目にございましては多少問題があったというふう聞いております。その後そういう点をもう一回修正いたしました。二回目、一九八七年の方でございますけれども、万一の航空機事故においてもプルトニウムの収納健全性が維持される、それから環境安全性も保持し得るような航空輸送容器の開発の見通しがおおむね得られたというふうになってございます。ただ、先生先ほど御指摘のとおり、これは現在ありますアメリカのNUREG〇三六〇でございます。それに新たにマコウスキー修正でございますか、それが決まっているわけでございます。そこで少し内容がまた変わってくるわけでございます。そういう意味合いで、そういったマコウスキー修正案、そういうものも加えて、それに適合するにはどうしたらいいかということがあられるわけでございます。またそういう新たな問題がございまして、またそういうものもこれからNRC当局と事務的に少し専門家レベルで、どういった試験にするのか、そういうものも含めて相談していかなくちゃいけない事項であるというふうに考えております。

○村山(善)委員 二回目のテストはおおむね成功した。しかしマコウスキー修正案も出てきたし、NRCがこれは大丈夫と保証すれば、もう実際の墜落をさせるテストはやらなくてもいいからという信用性を高めるようなことになってきたんだらうと思っておりますが、そういうような意味で成

功した。となればP.A.T.3の場合、成功するとすると、コンテナに詰めてボーイング747の飛行機で運んでくる一回のプルトニウムの輸送量というものは、二百五十キログラムぐらいであろうというふうなことが言われておるわけですが、そのような747の貨物専用の飛行機が日本のある飛行場に着くというところになります。その747のボーイングの飛行機は、滑走路やそういうようなので考えてみれば、大体三千メートルぐらいの滑走路のある飛行場であれば離着陸ができません。こういうことになってきますと、それによって飛行機は大体どの辺だろうかという想定ができる。それから、運んできたものを保管をしないかぬわけではなく。管理をして、そして放射能が低減していく状態に合わせながら重くそれぞれ処理をしないかぬやならぬということになってきますと、そういう見れば三沢のあたりじゃないかな、こういふふうに見るのは、向こうの方で六ヶ所を中心にして三点セットの計画が着実に原燃サービスマテリアルで進められておるわけでございます。それから、ことごとくびつて物を考えるのは、これはおかしなことになりませんか。さっきは全く白紙でございますと言われただけけれども、その白紙ということは、可能性もあれば可能性もないという意味の白紙であるかと思うわけでございます。747のボーイングの飛行機が離着陸ができる、しかもそういうような送られてきた核物質を保管をする場所というふうなものを考えると、当然そういうことしか想定がされないわけでありまして、それはどのように皆さんはお考えになっておるんですか。

○松井政府委員 一つは先生、ボーイング747というふうな特定なござっておりますけれども、私どもまだそういうふうな決めたわけではございません。いずれにしろやはり大型貨物機ということになるかとは思っておりますけれども、まずそれをちょっと説明しておきたいと思っております。

それから、プルトニウムを運んできた場合どこかに貯蔵するであろうというお話でございますけれども、確かにそのとおりでございます。ただ、どこに貯蔵するか、それから当然貯蔵ということはどうぞ使おうかということもございまして、そういうふうな問題もございまして、そういうふうな問題もございまして、先ほど申しましたように三沢ということにつきましては政府としてはまだ全く決めたわけではございません。白紙でございます。これからのいろいろな諸検討を含めて行おうということになるかというふうに思っております。

○村山(善)委員 海外の返還廃棄物の一時貯蔵の問題でございますが、これは昭和六十五年以降、一九九〇年以降ということでございます。プルトニウムとかウランとかその他の放射性廃棄物で、ウランとプルトニウムは六ヶ所村の再処理施設の中の製品貯蔵施設に貯蔵される計画、一時的という意味は三十年から五十年の間、一時的に保管を六ヶ所村の再処理施設の製品貯蔵施設に返還物質は貯蔵される計画だということに聞いておるのです。それは間違いございませんか。

○松井政府委員 英仏に再処理に出しております。それから出てくる放射性廃棄物の話でございますけれども、これにつきましては、民間の電力会社が英仏に出しております。放射性廃棄物の廃液でございますか、それをガラス固化したものを日本に持ってくるわけでございます。それでその場所でございますけれども、最終的処分をするまでの間、したがって三十年から五十年と我々は申しておりますけれども、その間は青森県六ヶ所村の施設の中に貯蔵するという計画になってございます。

○村山(善)委員 六ヶ所村の近くに三沢の飛行場があるわけでございますから、そういうふうな意味で三沢も非常に有力な候補地だというふうに想定ができるわけでございます。

ただ、ほかの飛行場から持ってくる場合は、その核物質の運送の方法について、アメリカでは廃棄物の輸送法案という法律案を提案している

ようでございますが、日本の場合は、従来核物質の輸送についてはもうとにかくみんな知らせるな、そして護衛つきでこっそりと輸送をしていくというスタイル、これがとられてきた輸送体系の問題でございます。アメリカの場合は原子力規制委員会、NRCが許可制をとっておりまして、そしてNRCが輸送の経路上の地方当局に対してもあらかじめ知らせるといふような形をとりながらやっております。日本の場合、一体これからどういふふうにするか、この輸送の問題を考えているのだから。これは大変重要な問題でございますので、きょうはもうあと時間がございませぬからこのあたりでやめておきますが、アメリカの場合にはそういうような立法措置をとって、自主、民主、公開といましようか、知らせていく。日本の場合は自主、民主、公開なんかはもう法律の建前だけになってしまつて、何も知らせないでばんばんやっちゃえというのが、出力調整の問題にしても出てきているような緊迫感でございます。私は、やはり原子力基本法という法律が制定されたことのその原典に立って、自主、民主、公開の問題をいかにして行政の中で生かしていくかということをお考えをいただきたい。このことでございます。答えがあれば事務当局の方からお答えをいただいて、私の質問を終わります。

**○石塚政府委員** 核燃料物質の輸送でございますけれども、IAEAがつくりました輸送の基準というものがございまして、各国ともこれを法制に取り入れて規制を行っているわけでございます。我が国の場合につきましても、このIAEAの基準というものを放射線審議会でも審議をしていただきまして法制化をしているということで、各省庁が分担をして輸送の規制を行っております。陸上輸送につきましては原子炉等規制法によりまして規制を行っておりますが、輸送物、つまり輸送のキャスクでございますが、そういうものにつきましては科学技術庁の方で確認をするということでございますし、輸送の方法につきましては運輸省の方で確認その他規制を行っております。なお海上輸送につきましては船舶安全法、それから航空輸送につきましては航空法という法体系で運輸省が規制をしております。

**○大坪委員長** この際、暫時休憩いたします。午後零時四十六分休憩

午後四時開議

**○大坪委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**○貝沼委員** 質問の順序を、通告のときは、原子力安全委員会の方をやって、それから宇宙開発をやって、そして日米科学技術協力協定の話というふうに考えておりましたが、順序を変えまして、科学技術協定の方を真つ先に、ちょっとだけそれからやらせていただきまして、それから安全委員会の方に入りたいと思つております。

けさもいろいろお話が出ておりましたが、これは現在交渉中のお話でございますから、恐らくどうなっているかと聞いても答えはないだらうと思つております。アメリカの科学技術宇宙委員会、一九八七年十月十五日の上院の小委員会におきまして意見を聴取していただくわけですが、このときのアラングの目的は、米国の提案の細部や特定の条項の検討に入ることではない、協定はマル秘であり、交渉もまたそうである、そのことを尊重しなければならぬということ、それを尊重しておるようでありまして、私もその内容までとは申し上げません。しかし、それならば何も聞かないでいいかというところもございませんので、簡単に日米科学技術協力協定、この交渉というものが現在どのような状況にあるのかということだけ、差し支えない範囲で教えていただきたいと思つております。

**○法眼説明員** ただいま先生から御質問ございました科学技術協力協定の協議の現状でございますが、御案内のように、科学技術先進国たる日米両

国がこの分野で協力することが非常に大事であるということ、さきの日米首脳会議でも両首脳の間で一致いたしました。そして政府といたしましてもかかる認識を踏まえて今一生懸命やっているとございまして、現実にも今週もワシントンにおきまして日本側とアメリカ側におきまして交渉しているところでございます。

**○貝沼委員** わかりました。それで私、予算委員会のときもちょっとお尋ねしたのですが、今まで知的所有権の話はいつに出たのか、今までの話、言葉自体が出てこなかった。それを言う内容に入るといふ話であったのですから、どうやって聞こうかと思つてきょうは悩んだわけですが、ただいま知的所有権という言葉が出ましたから、後でこれはお尋ねいたします。

先ほど申し上げましたように、一九八七年十月十五日、米同上院の科学技術宇宙委員会がヒアリングを行いました。ここでコントロール・デー社のウィリアム・C・ノリス氏が発言をいたしました。いろいろな日本について、日本とアメリカの関係につきまして発言しておりますが、主な項目、これはどういふことだったのでしようか。外務省の方……

**○法眼説明員** このところずっと日米間で科学技術の交流が進んでおるわけでございますが、今の先生の御質問を一言で簡単に答えますれば、日米の間でより均衡のとれた科学技術交流を目指して

ていく、不均衡があればそういうものをできるだけ解消して均衡のとれた科学技術の協力関係を目指していく、こういうことであると考えております。

**○貝沼委員** それはまとめて言えばそういうことであつて、具体的にこの方はいろいろ述べていますね。例えば日本のただ乗り論であるとかあるいは政府はもっと予算をつけるとか、アメリカの大学に対して援助せよとかいろいろなことを言っているでしょう。それはどういふことですかということをお尋ねしております。

**○法眼説明員** まさに日本とアメリカの両国の間では、科学技術の問題につきましてアメリカ側が日本側にいろいろ今まで協力してきた、もちろん日本側も協力してきておるわけでございますけれども、その過程において、アメリカ側の方が日本側に協力するその度合いがより強過ぎたのではないかと、したがって、これから長い目で日本とアメリカの科学技術の関係を見た場合に、日本も大変な先進国になっておるわけだから、これはアメリカ側から言っておるわけだけれども、交流の際には日本側もアメリカ側が今までやってきた点をよく踏まえて、今まで以上に日本側としては協力の質と量、要するに協力の度合いを強めるべきである、こういうのがアメリカ側の根本的な考え方の背景にあると思つております。

**○貝沼委員** その背景は私承知しておるわけですが、その背景はあくまでも協力協定の中での話なんです。それは秘密だから私は聞きませんというのです。そうじゃなしに、この公聴会においてウィリアム・C・ノリスという方がいろいろ発言をなさつておる。それは一般論的に、協力協定とは別個に、アメリカの意見として、まあこれはアメリカの意見なのかどうかわかりませんが、その人の意見として出ておるから。その具体的なものはアメリカの大学に対して援助せよとかあるいは日本の民間の研究所をもうちょっと開放せよとか、あるいは知的所有権の問題とかも含めていろいろ

あったようですが、どういふような項目がありましたかとお尋ねしております。

**○法眼説明員** 例示的に申し上げますと、ただいまの先生の御指摘のノリス氏の御指摘は、大体次の三点について日本側にもつとやっつてもらうべきではないかということでございまして、まず、日本政府支援の研究開発プロジェクトにアメリカ人研究者の参加の機会を与えるべきだというのが第一点。それから、日本は在日の米国人科学者、工学者の人数を増加させるべきではないかというものが第二点。そして第三点が、日本は米国の研究成果を利用して日本において開発された技術に対する米国内企業のアクセス権利を与えるべきであるという三点が主な点だと私も承知しております。

**○員沼委員** 私も大体その三点だと思いますが、そのうちの日本にアメリカの研究者を受け入れる方法、これは先般総務大臣が二百名もの約束をされたわけですから、まあまあアメリカだつてある程度感謝しなければならぬですね。理解しなければならぬと思つてます。

それから、問題は第三番目のところで、この第三番目のところで、米国の技術研究成果を用いて日本でそれをもつて発展させた技術に対しては、日本はその権利を米国内企業に認めるべきである。今あなたがおっしゃった第三番目ですね、これはちょっと問題なんですね。アメリカが勝手に言っていることですから何もごっちは驚くことはないのですけれども、問題です。そこで、こういうことを言っておるそうだと申すだけで、はいいけませんので、協定の交渉とは別に、一般論的に外務省としてはこういう考え方に対してどういふ判断をしますか。

**○法眼説明員** 御質問の点は、先ほどの先生の第三点、先生と申しますかノリスさんの第三点を言いかえますと、恐らく先生の御質問の趣旨は、アメリカで得た研究成果を利用して日本で開発された技術、こういったものがあればアメリカ側の企業がそれを利用したい、それをどういふふうにかつてゐるのだ、こういう御質問だと理解いたし

ますが、それで先生よろしゅうございしますか。

**○員沼委員** いいえ、私が言っているのは、公聴会で言つた言葉を今言つたのです。要するに、米国の技術研究成果を用いて日本でそれをもつて発展させた技術に対しては、日本はその権利を米国内企業に認めるべきであると米国の方から言っているわけですよ。そうでしょう。日本はアメリカで研究をしてきたことはたくさんあるわけですよ。それが向こうの企業に認められるようになりますと、これは日本としてはゆゆしき問題になつてきますので、外務省としてはこれをただ聞いて聞いているわけじゃないでしょう、何かお考えを持って聞いているのではありませんかということをお尋ねしております。

**○法眼説明員** 大変重要な御指摘でございます。これは一般論的に申し上げれば、日本で協力いたしましたので何らかの成果が出て、仮にこれを発明という呼び方でいたしますと、発明がここで行われたという場合でございますけれども、これをどういふふうにご利用するかということにつきましてはアメリカはアメリカの考え方がございまして、ここにまさにノリスさんが言つておられる、これはもうご利用すべきだ、自分も全部利用すべきだという考え方がございまして、これを一方私どもは日本の立場がございまして、これを今の協定という面を申し上げれば、私どもは自分たちの考えが十分反映されるように一生懸命頑張つておるわけでございます。それを離れてどういふふうにかつてゐるかという点につきましては、私どもが今申し上げられることといたしましては、日本側としてはできるだけ自分の考えている立場を貫くということとで一生懸命考えていることととどまらざるを得ないのでございまして、アメリカはアメリカの方としてそういうふうな強目と言つてどうか、ノリス博士の考えのようにかつてゐるだけ全部アメリカができるようにといふ考えはあるかもしませんが、一般論におきましても、それはアメリカの考え方であつて、日本は日本の考え方にとつてやっつていかざるを得

ない、こういうことだと思つてます。

**○員沼委員** こんがらがつてはいけないのです。私は今協定の話をしてはいけません。協定の話をするとマル秘になるので、これは言わなない。そうではないに、これはアメリカの公聴会でノリスさんがおっしゃつた言葉、これは協定と関係があるかどうかは知りません。向こうもマル秘だと言つておるのですから、知りません。しかし、言つたことだけはお互いにわかつた。そのことに対して日本は日本の立場というふうには言ひまされども、その日本の立場といふのはアメリカのそういう一つの考え方に対してどういふふうな立場なのかということをお尋ねしております。

**○法眼説明員** ごく一般論として申し上げますと、協力活動の結果何らかの発明ができたと思定されますが、そのような発明は、言つてみればお互いの共同作業といふ共同研究の結果である。そういたしますと、それについての特許、具体的に言ひますと、どのような特別な権利、特許申請権といふものがあるのかということになるのだと思つてます。問題はその配分になるのだと思つてございまして。問題は、一方の当事国に申すとおおつて、協力の一方の当事国における特許申請権がどうか、それから他方のおける特許申請権がどうか、それから第三国における特許申請権がどうか、この三つの場合が想定されるわけございまして、これをどのように分けるかということが一般的な問題として存在するわけでございます。

それで、現在我々はどういふふうにかつて取組んでおるか申しますと、これは実施取り決めに於いて定められておるわけでございますけれども、大まかに申しますと、情報の移動のみの場合は発明者の属する国が今申し上げました三つの特許申請権のすべてを得ておりまして、それから研究者が派遣される場合には派遣国が派遣国における申請権を持つておつて、それから研究者を受け入れた場合は受け入れ国が受け入れ国それから第

三国における申請権を得る、こういうことで整理されておると承知しております。

**○員沼委員** 大体俗に言う二対一というものがね。それはよろしいのですが、これも一般論で言けれども、アメリカの方では、今言つたことが関係するかどうかこれも明確ではありませんが、要するに特許の属地主義という考え方がどうあるか私つまびらかではありませんが、どういふ考え方がある。ところが我が国にはそういう考え方は法的にはありません。我が国の場合は属人主義ですね。そこで外務省、もしそういうことについて承知しておることがあれば、どういふ内容のものであるかをお知らせいただきたいと思つてます。

**○法眼説明員** 協定がない場合には、例えばアメリカの例をとりますとアメリカ側が全部取得してしまつたわけがございまして、協定がありましてその限りではないわけがございまして、そこで区別がついておる、こういうふうには私どもは承知しております。

**○員沼委員** これは余り時間をかけられませぬので、私の言ひたいことはこれから申し上げるわけですが、例えばこれは三月七日付のニューヨーク・タイムズの報道でございます。コンサルタント会社コンピュータ・ホライズン社、これが連邦機関である全米科学財団と協力して開発した手法による調査というものが発表になつておりました。その結果、日本の発明者に与えられた特許がその後他の発明者に引用された回数、米国人が取得した特許に対する引用回数を七六年初め以来上回つておるといふ記事ですね。日米の差はその後開きが続いておることがわかつた。これを指数化した順位で見ると、トップが日本。要するに日本人が取つた特許を引用していろいろやつたというのが一番多い。その次はアメリカ、それから英国、フランス、ドイツ、こういうふうになつておるといふ、これは米国のニューヨーク・タイムズの記事です。したがつて、日本は模倣国家であると



いう考えはうそであるという記事なんです。大変頼もしい記事だと私は思っています。どうもいろいろ受け取られますか。

○法眼説明員 かねてから私どもが申し上げてきたようなラインがその記事に含まれておると私も考えておりましたが、先生と同じ考えでござい

○貝沼委員 それで、アメリカにもこういう考えはある。これはこういふ調査が出ておる。アメリカでは既に公聴会もやっておる。ところが日本の場合は政府の交渉のみが今行われておりました。議会における議論とか意見とかあるのは一般国民の意見とか、学者とかそういう方々の意見はマスコミ等いろいろな面であらわれておられます。あらわれないように私どもは思っています。

○石塚政府委員 その辺の事情につきましては最初に私の方から御説明申し上げます。安全委員会、日常的な出力調整運動を行う場合でございます。それが設置許可申請時の安全審査でカバーされておる限り、申請書あるいはその添付書類に記載された条件の範囲内で運転されるという立場でございます。しかしながら、一方今回の伊方の二号炉の出力調整試験につきましては、伊方二号炉の設置されております地元を中心にして出力調整運動の安全性についていろいろな考え方が交差して来たというところ、それからさらに出力調整試験に対する原子力安全委員会の立場というものがつきまわして誤解を与え

○大坪委員長 貝沼君の御提案は理事会において協議をいたしたいと存じますが、よろしゅうございませうか。

○貝沼委員 それでは、こちらの方の問題はこれが一応終わりたいと思っております。

次に、原子力安全委員会の方の問題でありま

す。私は、原子力発電、原子力の平和利用、これは進めなければならぬという立場でございます。しかし、できればこそやこそやましく言うところはやかましく言わなくちゃいけない。科学技術庁長官の就任のときのインタビューでも念には念を入れて、それから今度の安全委員長の談話でも念には念を入れて、両方同じ言葉が使われておりますけれども、念には念を入れて私もお尋ねをした

○石塚政府委員 その辺の事情につきましては最初に私の方から御説明申し上げます。安全委員会、日常的な出力調整運動を行う場合でございます。それが設置許可申請時の安全審査でカバーされておる限り、申請書あるいはその添付書類に記載された条件の範囲内で運転されるという立場でございます。しかしながら、一方今回の伊方の二号炉の出力調整試験につきましては、伊方二号炉の設置されております地元を中心にして出力調整運動の安全性についていろいろな考え方が交差して来たというところ、それからさらに出力調整試験に対する原子力安全委員会の立場というものがつきまわして誤解を与え

○貝沼委員 これは公式談話ですよ。また、そのあなのおっしゃる意図であれば一だけいいのです。なぜ二、三が出てくるのか。三はチェルノブイルの原子力発電所との関係ですか。いいですが、二は、これがまた非常にわかりにくい言葉が並んでおります。例えば出力調整運動というものは運転試験なのか運転なのか、私はよくわかりませんが、これが初めて行われたわけではな

○石塚政府委員 今回の伊方の出力調整試験はあくまで試験であるというところでございまして、過去におきますBWR、PWRの出力調整運動とい

○貝沼委員 きょうは安全委員会の方ばかり言いますけれども、この前原子力委員会の方は予算委員会が一先懸命にやりましたから、人事のやり方が悪いと言ったのですから、きょうは安全委員会。それで順番にこの次からまたやるように

るような報道が一部でなされたというところを勘案いたしました。原子力安全委員会の御判断によりまして、本件に係る原子力安全委員会の考え方を明らかにされたものであるというふうに承知いたして

○貝沼委員 これは公式談話ですよ。また、そのあなのおっしゃる意図であれば一だけいいのです。なぜ二、三が出てくるのか。三はチェルノブイルの原子力発電所との関係ですか。いいですが、二は、これがまた非常にわかりにくい言葉が並んでおります。例えば出力調整運動というものは運転試験なのか運転なのか、私はよくわかりませんが、これが初めて行われたわけではな

○石塚政府委員 今回の伊方の出力調整試験はあくまで試験であるというところでございまして、過去におきますBWR、PWRの出力調整運動とい

○貝沼委員 きょうは安全委員会の方ばかり言いますけれども、この前原子力委員会の方は予算委員会が一先懸命にやりましたから、人事のやり方が悪いと言ったのですから、きょうは安全委員会。それで順番にこの次からまたやるように

○石塚政府委員 今回の伊方の出力調整試験はあくまで試験であるというところでございまして、過去におきますBWR、PWRの出力調整運動とい

ございまして、この点につきましては、原子力安全委員会が審査をいたしましたその範囲内であれば安全であるという立場は変わりませんけれども、しからばその安全審査の段階でカバーされているその範囲内であるというのとは一体どういう形で担保されているのだからかというところを考

○貝沼委員 この談話の中に、今回の今までのと違ふというところは何か書いていない。先ほどの答弁だと、マスコミその他で今回伊方の場合はいろいろ特殊な状況があらわれたので、談話を発表したくないなことを言うでしょう。今の答弁はそうじゃないでしょう。日常的に今後出力調整運動が行われるための試験として今回初めてやったんだというふうな話でしょう。ところがこれは本当に試験なんですか、運転なんですか。現行はテストか何かなんですか。どうなんですか。あくまでも試験ですか。試験というのは要するに運転試験なんですか、それとも運転の確認なんですか。どうもはつきりしませんね、その辺が。

○石塚政府委員 試験とは言っておりますけれども、それは安全性の確認とかそういうことではございませんで、運転操作上のデータを蓄積するという趣旨で行ったものでございまして、したがって、出力調整運動ではございませんで。

○貝沼委員 きょうは安全委員会の方ばかり言いますけれども、この前原子力委員会の方は予算委員会が一先懸命にやりましたから、人事のやり方が悪いと言ったのですから、きょうは安全委員会。それで順番にこの次からまたやるように

○石塚政府委員 今回の伊方の出力調整試験はあくまで試験であるというところでございまして、過去におきますBWR、PWRの出力調整運動とい

します。きょうは安全委員会の番です。

それで、この言葉でちょっとお尋ねいたしま  
す。「将来出力調整運転を日常的に行う計画があ  
ればその時点で通商産業省から説明を受け、安全  
性を確認していく所存である。こうなっております  
が、「将来」とはいつのことですか。

○石塚政府委員 私どもが通産省から聞いている  
話では、当面そのような事態には至らないとい  
うことではございますが、将来いつごろかというこ  
とにつきましては明らかに承知いたしております。

○員沼委員 ところが業界はそう言っていない  
ね。ここで「将来」と言っているのは、電力会社  
はこれは数年先である。原子力安全委員会は今当  
分はと言っておりまされども、その当分とい  
ったって何のことやらさっぱりわかりません。

○山本説明員 負荷調整につきましては通産省と  
いたしましては言葉は分けてございまして、一つ  
は出力抑制、これは年末年始とかゴールデンウ  
ィークで期間が長期間でございまして、負荷の  
降下それから負荷の上昇についてはゆっくり実施  
をするというところでございまして、そういう出力  
抑制につきましては過去も実施をしております。

○山本説明員 今、日常的には当面必要ないとい  
うことですが、この「日常的」がまたわからない  
です。「日常的」というのはどういう意味ですか、  
これは。毎日ということですか、一週間単位とい  
うことですか、一月単位ですか、年単位ですか。

○員沼委員 今、日常的には当面必要ないとい  
うことですが、この「日常的」がまたわからない  
です。「日常的」というのはどういう意味ですか、  
これは。毎日ということですか、一週間単位とい  
うことですか、一月単位ですか、年単位ですか。

○山本説明員 今、日常的には当面必要ないとい  
うことですが、この「日常的」がまたわからない  
です。「日常的」というのはどういう意味ですか、  
これは。毎日ということですか、一週間単位とい  
うことですか、一月単位ですか、年単位ですか。

○山本説明員 今、日常的には当面必要ないとい  
うことですが、この「日常的」がまたわからない  
です。「日常的」というのはどういう意味ですか、  
これは。毎日ということですか、一週間単位とい  
うことですか、一月単位ですか、年単位ですか。

始等におきまして、先ほど安全局長からもござい  
ましたように、数日間継続するものを出力抑制運  
転と言っておりますが、そういうものにつきまし  
て一時的に実施するというのは、それよりも早い  
機会、要するに現在も必要があるというふうにか  
えてございます。

○員沼委員 今、最後の段がちょっと大事なところ  
なんです。一時的に例えれば正月とか、あるいは  
四月から五月のゴールデンウィーク等のときに  
は電力会社等で出力調整運転をやりたいという希  
望があるから、それは一時的に実施することはあ  
るということですね。

○山本説明員 負荷調整につきましては通産省と  
いたしましては言葉は分けてございまして、一つ  
は出力抑制、これは年末年始とかゴールデンウ  
ィークで期間が長期間でございまして、負荷の  
降下それから負荷の上昇についてはゆっくり実施  
をするというところでございまして、そういう出力  
抑制につきましては過去も実施をしております。

○山本説明員 今、日常的には当面必要ないとい  
うことですが、この「日常的」がまたわからない  
です。「日常的」というのはどういう意味ですか、  
これは。毎日ということですか、一週間単位とい  
うことですか、一月単位ですか、年単位ですか。

○員沼委員 今、日常的には当面必要ないとい  
うことですが、この「日常的」がまたわからない  
です。「日常的」というのはどういう意味ですか、  
これは。毎日ということですか、一週間単位とい  
うことですか、一月単位ですか、年単位ですか。

○山本説明員 今、日常的には当面必要ないとい  
うことですが、この「日常的」がまたわからない  
です。「日常的」というのはどういう意味ですか、  
これは。毎日ということですか、一週間単位とい  
うことですか、一月単位ですか、年単位ですか。

○山本説明員 今、日常的には当面必要ないとい  
うことですが、この「日常的」がまたわからない  
です。「日常的」というのはどういう意味ですか、  
これは。毎日ということですか、一週間単位とい  
うことですか、一月単位ですか、年単位ですか。

○山本説明員 今、日常的には当面必要ないとい  
うことですが、この「日常的」がまたわからない  
です。「日常的」というのはどういう意味ですか、  
これは。毎日ということですか、一週間単位とい  
うことですか、一月単位ですか、年単位ですか。

をしたものということではございます。出力調整運  
転と申しますのは、これは需給上、その電源の構  
成と需要の状況によりまして原子力発電所をとめ  
なければならぬ状態に立ち至るということ、  
需給上必要になった時点で出力調整運転を実施を  
するということではございます。

○員沼委員 いや、それはわかっているのです  
よ、需給上じゃなかったらそんなことやるわけな  
いんです。何も趣味で原子力発電をやっている  
わけじゃありませんから、需給上の関係でそれは  
出てくるのですよ。出てくるのだけれども、それ  
はやらなくちゃならなくなることは私もわかって  
おります。ただ、今回原子力安全委員長が談話を  
発表されたから、じゃ今までは違っていたのだな、違  
うことを今この文言を一つ一つ確認しながら尋  
ねておるわけですか。「将来」「日常的」に行う計画が  
あれば、「このところは今あなたは需給上の問  
題で出力調整運転をする場合にはということのよ  
うですね。

○山本説明員 現在の安全審査で確認してござ  
います。しかしながら一方安全委員会は、基本設  
計以降の段階におきます安全規制におきましても  
必要に応じて行政から説明を受け、安全の確保  
のため慎重な対応をしておるということ、これ  
ばかりでなく今までも数多い例がございまして、こ  
の方針に基づきまして安全委員会は、当該出力調  
整運転が基本設計、基本的設計方針の範囲内であ  
りましたけれども、念には念を入れて、それが日  
常的な運転計画でありましたならば念には念を入

○山本説明員 今、日常的には当面必要ないとい  
うことですが、この「日常的」がまたわからない  
です。「日常的」というのはどういう意味ですか、  
これは。毎日ということですか、一週間単位とい  
うことですか、一月単位ですか、年単位ですか。

○員沼委員 今、日常的には当面必要ないとい  
うことですが、この「日常的」がまたわからない  
です。「日常的」というのはどういう意味ですか、  
これは。毎日ということですか、一週間単位とい  
うことですか、一月単位ですか、年単位ですか。

○山本説明員 今、日常的には当面必要ないとい  
うことですが、この「日常的」がまたわからない  
です。「日常的」というのはどういう意味ですか、  
これは。毎日ということですか、一週間単位とい  
うことですか、一月単位ですか、年単位ですか。

○山本説明員 今、日常的には当面必要ないとい  
うことですが、この「日常的」がまたわからない  
です。「日常的」というのはどういう意味ですか、  
これは。毎日ということですか、一週間単位とい  
うことですか、一月単位ですか、年単位ですか。

○山本説明員 今、日常的には当面必要ないとい  
うことですが、この「日常的」がまたわからない  
です。「日常的」というのはどういう意味ですか、  
これは。毎日ということですか、一週間単位とい  
うことですか、一月単位ですか、年単位ですか。

れるという立場から確認をするという態度でござ  
います。

○員沼委員 よくわからないのですね。念には念  
を入れるのはよくわかるのですけれども、この第  
一で「安全審査の段階で安全性が確認された基本  
設計及び基本的設計方針の範囲内であり、安全上  
の問題はない。」ここまでわかるのです。ところが  
が、念には念を入れてそういう場合は云々、こう  
なっておりますので、その場合には今と違わない  
のではないのか、こういうことなんですか。しかもそ  
の違いないというのは「日常的」に。この「日常的」  
の意味はまだ答弁は返っておりません。毎日なの  
か、それはまだ返っておりません。それは答弁して  
いただきたいと思います。とにかくそういうこと  
きになったら通商産業省から説明を受ける。恐ら  
く、これは私の勘ぐりでありませんが、そういうよ  
うなときには例えは以上安全上の計器、観測  
の機械であります。そういうものが必要になる  
とか、あるいは運転上のもう少し細かいことが必  
要であるとか、いろいろなことが出てくる可能性  
があるのか、それこそ念には念というものは、むし  
ろ今のものでは法的にはいいとは思いますが、もし  
かし技術上こういうことが必要なことが起こるの  
ではないかという点から、そのときにはもう一度  
見させてもらいます。聞かせてもらいますという  
ことなのか。もしそうであるならば、それはどう  
いうことが考えられてそういう心配が出てくるの  
か、これをお尋ねしたいわけですか。

○山本説明員 今、日常的には当面必要ないとい  
うことですが、この「日常的」がまたわからない  
です。「日常的」というのはどういう意味ですか、  
これは。毎日ということですか、一週間単位とい  
うことですか、一月単位ですか、年単位ですか。

○員沼委員 今、日常的には当面必要ないとい  
うことですが、この「日常的」がまたわからない  
です。「日常的」というのはどういう意味ですか、  
これは。毎日ということですか、一週間単位とい  
うことですか、一月単位ですか、年単位ですか。

○山本説明員 今、日常的には当面必要ないとい  
うことですが、この「日常的」がまたわからない  
です。「日常的」というのはどういう意味ですか、  
これは。毎日ということですか、一週間単位とい  
うことですか、一月単位ですか、年単位ですか。

○山本説明員 今、日常的には当面必要ないとい  
うことですが、この「日常的」がまたわからない  
です。「日常的」というのはどういう意味ですか、  
これは。毎日ということですか、一週間単位とい  
うことですか、一月単位ですか、年単位ですか。

○山本説明員 今、日常的には当面必要ないとい  
うことですが、この「日常的」がまたわからない  
です。「日常的」というのはどういう意味ですか、  
これは。毎日ということですか、一週間単位とい  
うことですか、一月単位ですか、年単位ですか。

○山本説明員 今、日常的には当面必要ないとい  
うことですが、この「日常的」がまたわからない  
です。「日常的」というのはどういう意味ですか、  
これは。毎日ということですか、一週間単位とい  
うことですか、一月単位ですか、年単位ですか。

くまで十二時間一〇〇%で保持し、その後三時間  
で下げ、六時間五〇%で保持して、さらに三時間  
でまた一〇〇%に上げるいわゆる十二—三—六—  
三といった運転モードがこの試験の際の運転で  
あったわけですが、将来出力調整運転を  
行う場合には果たしてそれと同じような運転モ  
ードでやることになるのかどうか、その辺も含めま  
して、当初の設置許可段階での安全審査でカバ  
ーされている制限値以内におさまるかどうかとい  
うことについて、改めて念には念を入れて確認す  
るという趣旨であろうかと思えます。

○貝沼委員 今局長が答弁されましたけれども、  
概念的なことはわかりました。概念的なこととはわ  
かりましたが、もう少し具体的に、例えばこんな  
ものがなんだというのをごさいますか。

○山本説明員 二点お答えさせていただきますと  
思っております。

まず一点目の日常的な出力調整運転ということ  
でございますが、これは電源構成とか需給という  
ようなこととございまして、各電力会社によって  
事情が異なっております。ある電力会社につき  
ましては春とか秋とかピーク需要の少ないとき、  
またある電力会社につきましては夏場というよう  
なこととございまして、いずれにいたしましても  
当面ということで、必要になる時期のことを考え  
てみますと毎日ということとは考えられない、毎日  
という必要性はないと考えております。それでは  
何日ぐらいなのかということとございまして、理  
論的に考えますれば一日というようなことも考え  
られないわけではございませんけれども、需要の方  
といたしましては、特約の制度で安い電気に  
つきましては需要家を買っていただくような制  
度とか、各電力会社間で融通という制度がござ  
います。そういうようなことで、原子力の出力  
調整運転をしなくともいい場合が出てまいりま  
す。そんなようなこととございまして、当面一日  
よりももう少しと日数の多い時期ということと  
考えただければというふうに考えております。

それからもう一点の、念には念を入れて日常的  
な出力調整運転のときには安全委員会でも御検討  
いただくということとございまして、安全  
審査におきましては、現在の十二—三—六—三と  
いうものについての安全性は一応カバーをされ  
ておるといような認識をしております。た  
だ、実際の出力調整運転を実施をする場合に  
は、例えば設置許可の段階で制御棒につきま  
して、例えば設置許可の段階で燃料の組成を一部  
変更するか、そんなようなことも考えられます  
し、工事計画の認可ということで考えますと、出  
力調整につきまして自動化をするような装置をつ  
けるとかいうことで、将来的に新たな許可なり認  
可なりが必要なものがあるということとございま  
す。

○貝沼委員 安全委員長にお尋ねいたしますが、  
今まで通産省からそういうようなことをいろいろ  
報告があった上でこの談話が出たということなん  
でしょうか。

○山本説明員 この委員長談話に書いてありま  
す、将来日常出力調整運転を運転計画に入れると  
いう運転計画がどのようなものであるかというこ  
とは、私たちが計画の報告を受けた時点でない  
何とも申し上げられません。

○貝沼委員 商業炉については通産省というふう  
になっていくわけですから、通産省は思うように  
進めているかもしれないが、原子力安全委員会  
というのは極めて高い地位にある。今のような話  
は本当は逐一報告されていなければならぬ、私  
はそう思うのです。原子力安全委員会のあり方に  
つきましても、これはちょっと古い話になります  
が、原子力船「むつ」のときに既に随分と議論が  
ございました。そして、当時「原子力行政体制の  
改革、強化に関する意見」というのが原子力行政  
懇談会から出されておりました、そのときに原  
子力安全委員会のあり方についての意見があるわ  
けでございます。これは私が申し上げるまでもな  
く、当時の原子力委員会を二つに分けて原子力委  
員会と安全委員会にする、そして安全委員会は  
「原子力安全委員会の事務局については同委員会

が行政庁の規制をダブルチェックするという機能  
を持つことからして、そのあるべき姿としては独  
立の事務局を設けることが望ましいが、その体制  
整備には期間を要すること等の事情を考慮し、当  
面は、各省庁から中立的な立場を保障して、科学  
技術庁原子力安全局に置き、委員を補佐する相当  
数のスタッフを置くものとする。」というふう  
に原子力安全委員会の事務局は独立してやるべき  
である。これは九年前です。どうですか、その後  
検討されましたか。ただ聞いていただけですか。

○石塚政府委員 たいま御指摘の原子力行政懇  
談会の意見を受けまして、原子力安全委員会の事  
務局といったものを各省庁から中立的な立場を確  
保するため、科学技術庁原子力安全局の中に専任  
の事務局といたしまして、科学技術庁の規制行政  
事務を行う課としまして、原子力安全調査室を設  
置いたしました。十一名のスタッフを置いたところ  
でございます。そして、その後も中立的な立場の確  
保に配慮しながら、スタッフの拡充、それから重  
要事項についての調査を行う安全調査管理官、そ  
ういった人たちの配置等に努めてきたところでご  
ざいまして、現状では、原子力安全調査室十五名  
及び安全調査管理官三名によりまして十分に事務  
局機能を果たしているというふうに考えておりま  
す。今後とも行政懇の指摘を踏まえまして、その  
中立性には十分配慮しながら機能の拡充強化に努  
めてまいりたいと思っております。

○貝沼委員 十分にやっているとおあなたは言わ  
なければいけませんけれども、そうじゃないので  
す。

先般、原子力安全委員長の御園生先生が大変勇  
気ある発言をいたしました。その停止を命じたこ  
ととございまして、けれども、あれも原子力安全  
委員長をやめる前日だった。やはりそれだけ通産  
省に対して物を言うのは遠慮しているのです。通  
産省が一たん決めたことをそうじゃないと言った  
ためではない。原子力安全委員会というものはも  
と高い地位にあるわけですから、やはり独立した

事務局を持たなければいかぬと私は思うのです。  
そうしなければ恐らく日本の原子力安全論議とい  
うものは納得しないでしょう。そういうようなと  
ころから、さらにこれを強化していただきたいと  
思います。この点につきまして原子力安全委員  
長、どう御所見かお聞かせいただきたい。

○山本説明員 安全委員会が発足してしまっ  
た経験からいたしまして、原子力安全委員会の  
現在の事務局が中立性を欠いているとは思って  
おりません。しかしながら、一層この安全確保に  
対する規制行政の基本を定めるといふ安全委員  
会の任務の重要性を認識いたしまして、ますます科  
学技術的な見地から客観的な判断ができるよう  
に、事務局と一緒に努力していきたいと思ってい  
る次第でございます。

○貝沼委員 それから通産省の方にお尋ねいた  
します。

通産省編の「21世紀の原子力を考える」という  
書物があります。この中で「我が国の原子力開発  
利用は、研究開発を開始してから約三十年、商業  
用原子力発電所が運転を開始してから約二十年が  
経過した。」という実績を言いつつ、さらに原子力  
発電は全発電量の約四分の一を占め、石油火力を  
上回ったというシェアの話が出ておりました。そ  
して「このように、原子力は、我が国における石  
油代替エネルギーの中核として本格利用段階に到  
達し、「研究開発」段階にある「特別な産業」か  
ら、経済原則の働く「通常の産業」としての「エ  
ネルギー産業」に発展しつつあり」ということ  
で、「通常の産業」ということとすつと断言してい  
るわけですが、通産省の判断というのは、  
もう原子力発電の技術は完成したものであると  
いう判断に立っているわけですか。完成した技術  
でなかったら一般産業になんかなるわけがないの  
ですから。今まで特別な産業というのは、放射能を  
扱い非常に危険な要素がある。こういう安全委員  
会までつくって監視してきておるわけですから、  
そういう特殊な産業を通産省では、これは一般産

業としてこれからやらなければならないという判断を示されておるわけですけれども、一般産業という判断に今立ったのですね。その辺どうなんでしょうか。

○大宮説明員 ただいま先生から御指摘がありましたように、昭和六十一年の七月に総合エネルギー調査会原子力部会から「原子力ビジョン—21世紀の原子力を考える—」と題する報告書が提出されております。先生御指摘のように、内容はほぼそのとおりでございますけれども、若干補足させていただきますと、この中で「研究開発」段階にある「特別な産業」から、経済原則の働く「通常の産業」としての「エネルギー産業」に発展しつつあり、原子力エネルギーに関する政策も、「通常の産業」として「云々、こういう表現でございます。

そこで、ここで私も申し上げたいのは、原子力は既に通常産業として確立しているということではなくて、そういう方向に向かって発展しつつあるという意味でございまして、いわゆる過渡期にあるという認識を持っております。しかしながら、この点につきましては今先生から御指摘がありましたように、原子力については特に安全性の確保等は大前提でございまして、技術開発についてもまだまだいろいろな開発すべきものが安全あるいは経済性の面からございまして、したがって、そういうものを引き続き踏まえてやっていくということでございます。

○貝沼委員 特殊な産業と一般産業の主たる違いはどこにありますか。

○大宮説明員 これは先生お読みいただいておりますのですが、この報告書の中にもいろいろ書いてございまして、まず私が最初に申し上げましたように、安全確保ということには何をしておいても万全を期さなければいけませんというところとか、あるいは技術につきましても非常に大きな投資をございまして、開発するのに非常にリスクを伴うとか、あるいは建設に非常に長期間を要するというような幾つかの特徴がございまして、そう

いった視点から先生おっしゃいますような特殊な産業、特別な産業というふうに従来位置づけたいわけでございます。こういう見方は我々現在もまだ変わっておらないというふうに認識しております。

○貝沼委員 それでわざわざ括弧をつけて一般産業の話が出てきて、そしてさらに「三つの視点」というのがありまして、この三つ並べてあるのが「経済性の向上」、これは当然のことですけれども、ここへくるとやはり経済優先という感じが出てくるのです。それからもう一つは「民生の導入、あるいは「国際化の推進」、これは当然ですが、こういう経済性の向上とか民生導入ということになってきますと、これは今まで大変リスクの多い、研究の多い分野だから国家財政でもっていろいろやってきたことが、今度は補助金政策に変わってくるのかなという感じが出てきます。ということは、技術に対してそれこそ一〇〇%に近い開発がなされていなくて、そう簡単に補助金政策はできません。産業を育てるのは結構です。産業を育てるためにはそういうのをやればよいと思われけれども、しかし原子力技術とやればよいと思われけれども、研究段階かどうかはつきりわかりませんが、まだまだ一般産業などとは軽々に言えるようなものではないような気が私にはいたします。これについて通産省、それから安全委員長からもコメントがあればお願いいたします。

○大宮説明員 まさに先生御指摘のとおりでございます。そういう一般的な産業が進展しつつあるというところでございまして、その過程においては、例えば技術開発につきましても御承知のように動燃事業団が従来からいろいろな技術開発をしております。しかし、そういうものの中で一部実用、商業用に使えものは使っていくというふうな関係で、民活というのはまさにそういう趣旨でございまして、例えば既に燃料の開発でありますとか濃縮でありますとか、そういうものについては一部動燃の技術を導入しながら新しい商業用のプロジェクトを進めていくという趣旨でござ

います。それから、補助金、委託費の問題でございますが、これは大きく分けまして、非常にリスクを伴うような技術開発、御承知のようにFBRとかATRにつきましても、いろいろな確証実験をして安全には安全を期するというところでございまして、そういうものは国が行っておりますし、それから安全確保上重要な技術、例えば審査に必要なた安全解析コードの改良といったようなものは、これは国がやる。しかしながら、一部そうではなくて、例えば発電所の信頼性向上のための軽水炉の関連装置の開発等につきましては、民間がそれなりの技術の蓄積もございまして、そういうものは補助金というところで、仕分けをしながら慎重に対処しております。

○内田説明員 原子力の開発利用は安全確保を旨とするという立場でございまして、それはどうして尊重しなればならないことは今さら申し上げるまでもございませぬ。原子力安全委員会と申しますと、原子力安全の確保を旨とするという立場で、その産業が一般産業であり、あるいは特殊産業であるという区別は、私たちはするわけにもまいりませぬ。

○貝沼委員 大臣、今話がありましたように、通産省はそういうふうな二つに分けておられるのです。これは原子力行政です。これを決めるのは原子力委員会が昨年六月、長期計画をまとめたわけでございます。それで、そこでも考え方をはっきりさせたのでございまして、通産省の二十一世紀のビジョンもある、その他関係各界の意見がある、そういうものも参考にしながらいわば日本としての原子力の開発利用の進め方を決めたわけでございます。そういう意味では、そういうことも全部踏まえた上で現在の原子力委員会の長計にまともまっていますというふうに御理解をいた

だきたいと思っております。いろいろのを踏まえてやるのは結構なんだけれども、もともと決めるのは原子力委員会が決める。この次チャンスがあれば、今度アメリカとの交渉の日米原子力協定のときのことも具体的に聞きたいと思っておりますが、例えば外務省が内閣総理大臣から指示を受けてアメリカと交渉したとか、いろいろの記事が出るんですね。内閣総理大臣がどう指示したかなんだ。その辺のところ、原子力委員会にしても安全委員会にしても大変高い地位にあるのですから、重要な地位にあるのですから、面倒くさいようでも、きちっと踏むべきところは踏んでいかなければならぬというのが私の今言わんとするところなんです。それは後日また申し上げます。

時間もうなくなりましたから、宇宙の話はきょういたしません。そこで、最近のトラブルを見ますと、人為的単純ミスが多いというところですね。原発事故、人為ミス七割が定期点検中に起こっておりますとか、単純ミスが多い。例えばアメリカにおける化学工場の事故なんか見ましても、二百件についての調査結果というのが出ておったことがありますが、このうちヒューマンファクターに基づく事故が大変多かった。なぜそんなことが起こったかということですが、一つは、なすべきことを忘れた。これは全部ベテランの人です。二番目は、操作手順を誤った。三番目は、なすべきことを無視した。これは忘れたというのではなくて、知っているけれども無視した。四番目は、操作手順を忘れた。五番目は、しなくてもいいことをした。やらなくていいことをやってそういう問題が起こっている。これは結局人間というのは間違えるものであり、忘れるものであり、そして誤操作をするものである、やらなくていいことをやったりするものである。そういうものが人間であるなら、それが当然あるという前提のもとに安全性の問題は議論しなければならぬと思っております。それで、日本の

場合もこれはいろいろやっておると思えますけれども、単純ミスが多いということはそういうことではないか。特に先般の敦賀の問題、これなどはスイッチを切ったというんですね。こっちの方で眺めて二番目だな、裏へ回って二番目の方のスイッチを切ったらこっちから見たら三番目であった、そういうつまらない失敗なんです。けれども、人間というのはそういう錯覚を起こすものなんです。

そこで、こういう事故を防ぐために、例えば人間は優秀であるから、こういうランプがついた場合にはこれを考えて処置しなさいというやり方は私は間違いだと思ふ。例えば火にさわって熱いと思ったら手を放しなさい、こういう判断を人間にゆだねる方法は間違いだ。そうじゃなしに、火にさわった途端に手を放せ、こういう指示がなされる仕組みになってないこれは大変なんじゃないか。しかもこういうような巨大技術というのは、現在携わっておる方々は初めからやってきた人たちがまだおるわけですね。ところがこれから後十年、二十年たつたら、すべて失敗も成功も知っておる、ノーハウを知っておる方々がなくなつてくるわけですね。ちょうどアメリカのチャレンジャーみたいなことが起こりかねない。そうなら困るわけですから、そうならないために、専門家でない携われない巨大技術ではなく、ある程度の知識を持った人であれば運転できる、そういう巨大技術にならなければならぬのではないか、私はこういうふうに考えるわけですね。けれども、いかがでしょう、安全委員会委員長のお考えをもし聞かせていただければ。

○内田説明員 原子炉施設の安全設計の基本には、今先生のおっしゃいましたようにヒューマンエラー、ヒューマンファクターというものが非常に重要な要素として大きな技術システムの中に存在するということは十分理解しておる次第でございます。したがって、ヒューマンエラーあるいはミスオペレーション等がありまして安全上重要な結果にはならないように、安全寄与の政策

としてフェールセーフとかインターロックという基本方針を取り入れて設計し、あるいはさらに品質保証をしている次第でございます。そのような多重の防護という思想の中にはヒューマンファクターを十分考慮しているわけでありまして、今先生の御指摘のように、その運転員についての程度の知識を期待すれば十分であるかということ、我が国ばかりでなしに各国とも今非常に議論を呼んでいるところでございまして、それなりにやはり教育訓練の重要性が論じられておると同時に、機械設計の方に人に頼らない自動化をどの程度まで期待するか、した方がよいかというオプティマイゼーションといいますが、ということも議論されている次第でございます。その方向でぜひ考慮したいと思っております。

○員沼委員 もう時間が参りましたから終わりたいと思ひますが、一言だけ申し上げたいと思ひます。

先般アメリカに行かしていただきましたときに高温ガス炉の話をお聞きして、アメリカはなぜこういうものをどう判断でもって考えておるかということ、その物差しを聞いてまいりました。それは六つありまして、一つは、人間の過失に耐え得るものでなくてはならない。人間というのは間違ふものだから、二番目は、いかなる状況下でも住民、環境を脅かす放射能を放出してはならない。これは当然のことです。三番目は、安全性は複雑な工学技術に依存するだけでなく、むしろ単純な自然の法則に基づくべきである。高温ガス炉の場合にも単純なものでないか、あるいは、異常事態に際してはそれ自身で自然に停止されなければならぬ。何かが起こってから三日ぐらいみんな考えて、それから対策を立てられるぐらいの方がいい。冷却材が失われても炉の溶融があつてはならない。いかなる化学爆発も火災も誘発してはならない、こういうことが基本になって設計されておるようでございます。これからいいますと、高温ガス炉であるとかあるいは午前中お話をあつた固有の安全炉につきましてはそういうのが考えられておりますが、現在のPWRあるいはBWRについて果たしてそこまでできておるかというの、私は一〇〇%ではないと思つておるわけですね。したがって、こういう炉につきましてもこういう条件が満たされるようにひとつ研究を進めていただきたい、これを希望申し上げます。

○大坪委員長 小淵正義君。

○小淵(正)委員 飛び入りですけれども、けさ方からの質疑のやりとりをいろいろ聞いておりました、ぜひひとつ理解をしたために一つだけ質問いたします。原子力発電所の出力調整の問題がいろいろな角度から議論されておるわけでありまして、さつき政府側の答弁その他を聞いておつてもちよつと理解しにくい面がありますので、端的にお尋ねいたします。

原子力発電所における出力調整試験、また出力調整運転、こういう出力調整という問題は、原子力発電所を設置されているいろいろな基準の中でスタートして運転されておるわけでありまして、そういう中で新たな安全基準を必要とするような項目なのか、それともそういうことではない従来の、現在運転という形でされている中で考えられていく項目なのか、そこをひとつはつきりしないのです。そのところが一つはつきりしないのです。その辺はどっちともつかないと思うのですが、その辺はどっちともつかないように先ほどの政府答弁を聞いておると感ずるのです。大体どちらなんですか。出力調整の項目は新たな安全審査基準に該当するということを取り扱われるものか、そうでないのか。この問題はそこをさげはつきりしていけば、またそれによって議論の仕方がいろいろ出てくるわけですが、その点いかがですか。

○石塚政府委員 出力調整運転という運転の仕方というのは、保安規定上も何ら特別の運転操作を必要とするものではないということでございます。通常運転と全く同じ範囲のものでございまして、設置許可の際の安全審査の段階でいろいろな

制限値といったものを検討いたしておるわけでございますけれども、そういう範囲内で運転されるものであれば問題ないということでございます。まさにこの出力調整運転はその範囲内で実施されておるものである。特殊な運転あるいは特殊な試験というものは保安規定上それなりの手当てをして行つたものでございまして、この出力調整運転はそういう特別な操作上の配慮は一切必要ない通常の運転でございます。

○小淵(正)委員 はつきり言われてわかりました。そういうことであるならばまたいろいろこの問題に対する議論の仕方も出てくるわけでありまして、きょうはそういうことを抜きに、ほかのことを準備いたしておりますので、とりあえずこれでやめます。

ただ、これは後の「むつ」の質問にもつながつてくるのですが、こういう問題は皆さんお互いに素人です。だからそういう技術的な、今回は出力調整がどうだという問題がありますが、原子力船「むつ」の問題のときも放射線が漏れたという問題を発して、ああいう形で混乱していったわけですね。そういう中で言われているのは、例えば原子力安全委員会とか、そういうきちっとした機関がこういう問題に的確にその都度きちっとした対処をしなかつた関係から、いたずらに非常に混乱を招くという問題指摘もされておるわけですね。特に今度の伊方問題についても、きちっとそういう見解を述べるのが遅かった。そういうのも一部マスコミの論調の中では指摘されておつたわけでありまして、そういう点からいけば、特にこういう原子力関係の問題については、そのときそのときの状況に応じて機敏にそういうきちっとした機関で見解を出していくことが必要ではないか。そういう意味では午前中の大臣の答弁の中でそういうものに触れられておつたようでありまして、特に今回の伊方原発の問題のあいつたものについても、先ほどからやつと見解が出されたようでありましたが、そういうタイミングが非常に遅いということが当時のマスコミの論調

の中にも出ておったと思います。そういう意味で、ここらあたりというのほもどきちつとして、物事が素人にはつきりわかるような形でいろいろと対処をしていただきたいということをお願ひしておきたいと思ひます。

それでは最初の質問に入りますが、まず大臣に尋ねたいと思います。

利根川博士のノーベル賞受賞の問題であります。大臣も所信表明の中で利根川博士のノーベル賞受賞についての見解を述べられて、お祝ひするということを述べられておりました。この利根川博士のノーベル賞受賞に際しまして、これは御承知のように米國で研究なされて、そして海外での大きな評価を受けて今回の受賞になったわけです。一部専門家の方たちはわかっておられたかどうかわかりませんが、一般国民についてはそういうレベルでそういうものが行われているということに全然知らないわけでありまして、なぜ日本人の科学者が我が國でそういうたものをやらないでアメリカに行つて、そしてアメリカの中で評価を受けて最高のノーベル賞受賞という榮譽に輝くようなことになるか。頭腦流出その他が一部いろいろ言われておりましたが、日本の今の科学技術のこころいっている基礎技術の研究その他の問題で、そういう部門については日本ではやはりいろいろ問題があるのではないかと。だから結果的には、無名であられたでしょうが、そういう優秀な人たちがアメリカ等に行つて、そこでそういう研究に没頭されて、そして成果を上げて評価される。そういう意味では、日本の現状とのつながりの関連の中で、大臣はこういった問題をどのように考へておられるのか、また大臣の科学技術庁所管大臣としての御見解を承りたいと思ひます。

に、利根川氏の受賞も、日本人とはいへ海外における活動の成果によるものでございます。そこで、こういう方が日本で研究をし、その成果が認められるというような創造性豊かな科学技術の振興というものが、そのための施策の強化が望まれるところでございます。

私自身も利根川さんにお目にかかりまして若干の懇談をしたわけでございますけれども、利根川さんのおっしゃるのには、三十代の後半ぐらいが一番研究者が伸びるときだ、そういうときに自分で思うように自由に、潤達に研究できるような環境、利根川さんの言葉でございますけれども、そういう環境が日本にはなかなかないので、ついアメリカその他の方に、研究のしやすいところに行つてしまふということも利根川さん自身おっしゃつておりましたし、私もいろいろな角度から今の大学の問題あるいはその他の研究所の問題で、私自身も筑波とかその他の研究所を視察して、非常に若い方々が一生懸命やっておりますけれども、そういう方々が本当に自分の研究に没頭できるかどうかということになりまして、いろいろ問題があるようにも承つておるわけでございます。

そのために政府として一体何をすべきかということに相なるわけでございますけれども、そういう創造的な研究は一人一人、個人個人の能力というものに大きく依存するものでございまして、政府の役割はそういう能力を最大限に目いっぱい引き出させるような研究の環境を、制度面でもあるいはまた予算の面でもそういう環境の整備といものはしなければならぬというふうな考へております。そうはいないながら、なかなかそういう環境の整備というのには一朝一夕に達成されるものでございませぬ。しかし、先生方の叱咤勸諭もございまして、科学技術庁もいろいろ知恵を出しまして、我が國にそういう伸び伸びとした研究環境、風土がだんだんでき上がりつつありまして、今後なお一層我々も努力の限りを尽くしまして、研究交流の促進あるいは研究基盤の整備を初め創造性豊かな人材、しかも若い三十代の方々が伸び

伸び研究できるような環境というものをづくり上げてまいりたい、このように考へているところでございます。

○小淵(正)委員 今大臣は、利根川博士ともお会いをなされて直接に御感想をお聞きなされたというお話であります。新聞紙上等でも利根川博士の見解として、日本には技術政策はあつても科学政策はなかつたとか、そして科学政策の中でも現在の大学の制度のあり方とか研究所のあり方とか、若手研究者が本当に伸び伸びと能力を發揮できるような体制にないとか、いろいろそういう問題の指摘をなさつておられるわけでありまして。これは報道であります。大臣もその点は今の御答弁の中で承知なさつておられると思ひます。したがつて、今いろいろ御見解をお述べになりましたが、ひとつそういう角度からもう一度見直していくという形で、何かただ単なる見解というのか、そういう気持ちのあらわれだけここで表明していただいても、これはそれで終わりで済むから、そういうものに向かつて例えば検討委員会か何らかのそういうものの中で、具体的にひとつ取り組んでみようじやないかというところまで今行きつつかあるのか、今後行こうとしているのか、その辺の点についてはどういう状況でございますか、その点をお伺ひします。

○加藤政府委員 ただいま大臣が御答弁されましたような方向で現在私も鋭意努力しておるわけでございます。具体的には二、三の事例を申し上げますと、例えば科学技術会議の場におきまして、産官学の交流のさらに一層の密接化あるいは国際問題、今後欧米ばかりでなくてNICS、LDC等とも十分な科学技術の協力を深めていかなければならぬ、そういう観点に立つての国際的な科学技術の問題の検討等々基本的な問題を検討しておりますとともに、もう少し具体的には、例えば既に昨年、国立試験研究機関から長期的あり方の基本というものを科学技術会議から答申をいただきまして、内閣総理大臣決定を十月にして具体的な実施あるいは個々の政策大綱に指摘され

ました重要な研究分野、十八分野ございますが、その分野につきましての逐次基本計画の策定、既に四分野の基本計画を定めております。エネルギー、防災、ライフサイエンス、物質・材料系の科学技術の計画でございますが、さらに現在情報・電子系の科学技術分野につきましての検討を進めております。また研究開発基盤についての今後のあり方につきましても、既にことしの一月、科学技術会議で諮問を受けまして、現在検討中であるという状況でございます。

○小淵(正)委員 今お聞きいたしました。恐らくこういふ我が國の研究者といひますか日本の博士のノーベル賞受賞は大きなショックでなかつたらうかと思つたのです。そういう意味で、日本のそういう科学陣といひますか、この種の人たちはここで思いを新たに、官学一体となつてそういうことのないような我が國のあり方について早急にとつてお話しを詰めていただきたいということをお伺ひいたします。

それから次の質問であります。科学技術行政の総合的な展開ということでお尋ねいたしまつた。科学技術の政策研究が総合的にまた効率的に行われなければならないのは当然のことでございます。この点については大臣の所信表明にも触れられておるわけでありまして、この総合的な科学技術行政の展開というものは、単に科学技術会議の方針に沿つて運用される科学技術振興調整費の拡充というだけではなく、科技庁、文部省、通産省、外務省等各省庁間の枠を超えた科学技術振興に関する総合調整能力を充実させなければならぬわけでありまして。特に、こういった問題ではさきの行革審においても強く指摘されている点であります。いまだにこれについての改善の足跡がないような感じもいたします。これについてはどのような状況でありますか、お尋ねいたします。

○伊藤國務大臣 これから科学技術行政を進めるに当たつては幾つかの柱があると思ひます。それ

ども、私はその中の大きな柱は、今先生が御指  
摘のとおり、産学官といえますが産官学といま  
すか、そういう三位一体とか提携、連携が一  
番大事だと思ひます。就任以来事務当局に産官  
学の研究の連携プレーあるいは提携というもの  
が、今でも努力はされておりますけれども、よ  
り調和のとれた形になるようにぜひその枠組みな  
り提携、連携の仕方を考えるようにということ  
今科学技術会議の中の一つの部会にお願いをいた  
しまして、既に何回か討論を重ねていただいでお  
ります。いずれ先生方にもその内容をお示しし  
て、特にお話しのとおり基礎的な研究というもの  
が一番大事なわけでありまして、そういう基礎  
的な研究が産官学の連携プレーの中に推進できる  
ような体制を早速つくりたい、このように考えて  
おります。

○小淵(正)委員 そういった角度から見ますなら  
ば、科学技術会議のあり方についてもやはりもう  
一度見直す必要があるのではないかと感じ  
するわけですね。というのは、現在構成は、議長は  
内閣総理大臣で、あとは大蔵、文部、経済企画  
庁、科学技術庁、日本学術会議等いろいろありま  
すが、政府の中でこういった科学技術会議の正規  
メンバーには、現在の国際的な環境等の状況を考  
えますならば、やはり外務省とか通産省とか農水  
省といった部門も常時参加されるような構成にす  
る必要があるのではないかと見方もあるわけ  
であります。この点についてはいかがお考えなの  
かをお尋ねいたします。

○伊藤國務大臣 科学技術立国を目指して進んで  
まいりましたし、二十世紀というものに我々が  
ソフトウェアングするためにはさらに科学技術  
の振興を図っていかねばなりません。その総  
元締めとしての科学技術政策の最高の  
審議機関として各般の問題を扱うわけでございま  
すから、今お話しのとおり外務大臣あるいは通産  
大臣等も御参加をいただくように制度上もな  
るわけでございますけれども、今後内容に  
応じては幅広い観点から議論ができますよう

に、科学技術会議の運営に科学技術庁としても十  
分取り組んでまいりたい、そのように考えており  
ます。

○小淵(正)委員 次は研究開発の基盤整備の問題  
であります。

現行の研究交流促進法に基づいて外国人の研究  
公務員の登用というものが、特に産官学等の研究  
交流の促進とあわせて国際交流の観点から必要な  
ことは言うまでもありませんが、そういう意味で  
見ますならば、現在の政府の姿勢は若干消極的  
ではないかという感じもするわけでありまして、すな  
わち、同法三条の適用を受けた外国人研究公務員  
の三名にとどまっております。同法は外国人研究  
公務員の受け入れ態勢の整備を図るものでありま  
したが、運用面の課題として、積極的に受け入れ  
計画をつくるには、もっとこれらの基盤整備の中  
での中身を充実すべきではないかという見方もあ  
るわけでありまして、この点に対する所見をお伺  
いしたいと思ひます。

○吉村政府委員 たいまもお話ございましたよ  
うに、外国の研究者を受け入れるということは日  
本の研究者にとりまして大変刺激になるという  
こともございまして、それから国際的にも貢献が  
できるという点を持つておるわけでございしま  
し、従来から政府といたしましては外国からの研  
究者の招聘ということをやっておったわけでござ  
いまして、ただ単にお客さんとして来ていただく  
ということだけではなくて、外国人の研究者を公  
務員として任用するという道を研究交流促進法を  
もって開いたわけでございまして、これはいわば外  
国並みにするといったことでもございまして、確  
かに御指摘のように、研究交流促進法によりまし  
て正規の公務員になっておる者は三名だけでござ  
いまして、私もといたしましては外国側の研究者  
がどうい道からでも日本に入ってくるという  
観点から、両方の制度の整備を進めておるところ  
でございます。特に外国人の研究者の招聘という  
ことにつきましては、午前中も答弁させていただきました。

きました。六十三年度予算におきまして百名の  
研究者を国立試験研究機関などに受け入れる、そ  
ういったフェローシップのプログラムを来年度予  
定をいたしておるところでございます。御指摘の  
ように大変重要な問題でございますので、今後と  
もこの拡充に努力をまいりたいと思っております。

○小淵(正)委員 今のお話であります、積極的  
にといた点が感じられるわけでありまして、や  
はりこの点はぜひ外国から誤解のないように、日  
本は何か閉鎖的でないかという感じはせずとられ  
がちでありますので、そういう意味ではぜひひと  
つ積極的に取り組んでいただきたいと思います。  
それから、時間がございますので先に進みま  
すが、ヒューマン・フロンティア・サイエンス・  
プログラムについてちょっとお尋ねいたします。  
政府は本年六月のトロン・サミットにおい  
て、さきに中曽根首相がベネチア・サミットで提  
案いたしました本プログラムを改めて再提案する  
予定であるというような話を聞いております。事  
務レベルで詳細を詰めている段階だろうと思われ  
ておりますが、サミット各国の反応は日本の出  
方をお待ち、あるいはお手並み拝見という姿勢に終  
始しているのではないかと見方もあります。  
こうしたサミット各国の姿勢の背景には、いま  
なお根強い日本の技術論に対する批判  
と、本プログラムが新たな日本の技術戦略にすぎ  
ないのではないかとする懸念がその底流にあるの  
ではないかという説もあるわけでございます。し  
たがって、本プログラム実行に当たっては、まず  
こうしたサミット各国の不満や懸念を払拭するよ  
うなことが必要であります。これらに対しては  
どのような姿勢でこれらに対応しようとしておら  
れるのか、その点をお尋ねいたします。

○加藤政府委員 ヒューマン・フロンティアの目  
的につきましては既に御承知のとおりでございま  
して、生体機能の解明を中心とした国際的な共同  
による大がかりな研究でございますが、昨年の六  
月、ベネチア・サミットで各国の賛同を得まし

て、現在科学者によりましてフィジビリティス  
タデーを進めております。十一月、十二月、三  
月と三回行ってまいりました。先ほど先生の御指  
摘のように、第一回目ときには各国からいろいろ  
な懸念が表明されました。一回、二回、三回と  
回数を重ねるにつれて、そうした懸念も解消  
してきつてございます。最初の段階には、各科学  
者はそれぞれアイとかマイとかミーとか第一人  
者でいろいろ議論がなされていたわけでございま  
すが、第三回目、三月四日、五日に行われました最  
終の会合でございますが、その際は皆それぞれウ  
イ、我々というふうな認識で、サミット主要国の  
科学者は一体となった感じに現在運営されてきて  
おります。今月末から来月にかけてこの内容を取  
りまとめまして、またしかるべき今後の新しい前  
進に向けて努力をまいりたいと思っております。

○小淵(正)委員 国際協力体制の整備という点で  
お尋ねいたします。  
今お話のありました事業内容については各国と  
もそれぞれ研究を進めているわけでありまして、  
各国の研究機関と密接な協力体制を整備してい  
くことがまず不可欠な条件になるわけでありま  
す。肝心の我が国の研究機関においてこの点につ  
いての十分な協力または連絡体制を整備してい  
るかどうか。一部の見方は、とてもじゃない状  
況にあるというふうな見方もありますが、本プロ  
グラムの実施に当たりその責任の所在の明確化、  
実行部隊の構成など最も基本的な面が欠けたまま  
諸外国と折衝を行っているようにも見えてならな  
いわけでありまして、特にこの点は、我が国自身が  
ややもすると国際的なふるしきばかり広げて、実  
際に中身の無い結果になるような批判もあ  
ります。我が国内におけるそういった協力体制の問  
題については問題ないのかどうか、その点につ  
いてはいかがなっておりますか、お尋ねいたします。

○加藤政府委員 このプログラム推進につきま  
しては、科学技術会議の政策委員会場におきま  
して関係各省庁、これは七省庁でございますが、七

省庁が連携をして進めておるものがございます。また一方、科学者レベルのサイド、これは業界の方々、国立試験研究機関の方々、大学の方々も入りますが、別途国内委員会を組織いたしました。そこで科学者レベルの意思の疎通を図っておるという状況でございます。その国内委員会は既に一昨年から検討を始めてきておりまして、一昨年は研究分野の策定等を行ったわけでございまして、ことはサミットへ向けての国際フィジビリティ・イニシアティブ委員会のバックアップ体制として国内委員会が機能しているという状況でございます。

○小淵(正)委員 その点で、特にこの問題は当初はサミット各国の研究交流ということが中心になると思っておりますが、中長期的に見ると、やはり我が国としてはアジア諸国との連携という視点に立つてこの問題を進めていくべきではないかという意見もありません。この点に対する大臣の所見等あったら伺いたいと思っております。

○加藤政府委員 このテーマは昨年のベネチア・サミットでの提唱のテーマでございまして、まず第一義的にはサミット国の科学者の参加を得ましたフィジビリティ・イニシアティブで意見を取りまとめていくということであることは言うまでもございせん。しかし、内容自体が生体機能の解明を中心とする基礎研究を国際的に共同して進めていく、またその成果を広く人類全体の利益に供しようというわけでございまして、この趣旨にかんがみますと、先生御指摘のように、将来的には広く各国の参加を進めていくことが望ましいという考えでございますが、このフィジビリティ・イニシアティブの結果を踏まえて今後具体的に検討してまいりたいと考えております。

○小淵(正)委員 この点は先ほどもちょっと私見を申し上げましたが、ひとつそういって批判がないような形での体制を整備していただきたいと思っております。

時間が余りございませんので、超電導問題についてちょっとお尋ねいたします。

これは未来の大変な改革になるという、今までのすべての常識を吹き飛ばすようないろいろな改革が出てくるわけでありまして、この超電導研究の促進についてであります。特にこの国際協力については、レーガン大統領が日本を超電導開発における米国の最大のライバルというような指摘をしたという話も聞いておりますが、一方ではまた日本に対して共同研究を求められているということも聞いております。政府は基本的にこの超電導開発に対して日米共同研究というものをこれからどのように進めようかとされているのか、展開されようとしているのか、その点に対する考え方をお尋ねいたします。

○川崎(雅)政府委員 私の方からお答えを申し上げます。御案内のとおり、超電導につきましては新しい技術革新の種だということで、昨年あるいは昨年来フィバーが全世界的に巻き起こったわけでございますが、実は超電導の中に二種類ございまして、既に一部において利用されておられますのは液体ヘリウムという極低温を使って行われます超電導分野、それから現在フィバーになっておりますのは、従来は絶縁体だと考えておりました金属酸化物、いわゆるセラミックスでございますが、これを使ういわゆる新超電導体、この二つの種類がございまして。

前者のいわゆる在来型とでも言うべき超電導分野においては、御案内のとおり、核融合炉の中の磁場を発生するためのコイルというような形で、アメリカと私どもの金属材料技術研究所が既に具体的に共同実験を行うに至っておりますし、さらにベルサイユ・サミットで合意されましたプロジェクトの一つとして新材料と標準問題ということがございまして、これはアメリカ以外にフランス、ドイツ等も加わっておりますが、そういう中で、いわゆる超電導材料というものについての標準化の問題といましようか、標準あるいは規格といったような点についての協議を進めている状況でございます。

それから、先生御指摘の新超電導材という問題については、当然のことながらアメリカもその相手国として一つ重要でございまして、私どもとしてはむしろヨーロッパをも含めて広く世界から協力を求められるような素地を国内につくるべきだと考えまして、六十三年度から金属材料技術研究所、無機材料研究所等当庁所管を含まして、内外に開かれたマルチコア・プロジェクトを推進する、ここで拠点づくりを行っているという考えを進めておりまして、広く外国にも御紹介をしているところでございます。

なお一例として、研究者のフォーラムとして新超電導材料研究会というのが発足をいたしております。ここでは既にECあるいはアメリカ大使館の担当官などもメンバーとして加わっておりますので、そういう意味では、まず外延的な研究者レベルでは開かれた器が整っているという状況でございます。今後とも御指摘のラインに沿って鋭意努力をさせていただきます、かように考えております。

○小淵(正)委員 これはこれからの大きなあれです。長期的なビジョンの中で基礎的な研究開発はいろいろ推進されなければならないと思っております。そういう意味で我が国においては、事本年度の予算だけ見ましても超電導は、科技庁が金属材料技術研究所、文部省、運輸省、郵政省と、それぞれ部門が違いますが、このような形で今年度予算の中にもこの超電導研究開発のプロジェクトの予算が繰り込まれておりますが、こういうものを総合的に有機的に推進していくという形では、我が国の場合どこがその取りまとめとしてのあれになっていくのか。何か科学技術会議の政策委員会の中で超電導に関する懇談会というものも設置されて、昨年の十一月六日ですか、基本的な推進方向についての報告書が提出されたという報告を受けておるわけでありまして、これからの我が国のそういうものの総合的な調整、その他長期スケジュール等の中の推進というものはどこ

がメインになってやっていくのか、そこらあたりはどのようになっているのか、その点をお尋ねいたします。

○加藤政府委員 御指摘のように超電導につきましては、昨年の秋、科学技術会議に超電導の問題について検討する委員会を設けてとりあえずの取りまとめをしたわけでございまして、今後ともそのフォーロアップは科学技術会議のしかるべき場で進めていくつもりでございます。

先生御指摘の点は、それ以外のいろいろな分野でもどのように総合調整を図っていくかということではないかと思っておりますが、科学技術会議の中にはそれぞれそうした分野に応じて検討する場を既に設けているものもありませんし、これから設けていくものもありません。例えば、現在は情報・電子系につきましては新しい部会を設けてやっております。エネルギーについては既にエネルギー部会がございまして、またライフサイエンスについてはライフサイエンス部会がございまして、いろいろな適宜の確にその時期に応じて科学技術会議の場に適切な検討グループを設けて、関係の各省の総合調整に努めてまいりたいと考えております。

○小淵(正)委員 もう時間が来ましたので、「むつ」問題をちょっとお聞きしたかったのですが、また次回に回します。

これで一応質問を終わります。

○大坪委員長 矢島恒夫君。

先ほども話題になりましたけれども、十年前、昭和五十三年の第八十四国会であったと思っておりますが、我が国の原子力行政が始まって以来の原子力基本法についての大改正が行われた。当時の状況を振り返ってみますと、分析化学研究所データ捏造事件だとか、あるいはまた原子力発電所や再処理工場での事故の続発、そして原子力船「むつ」の異常放射線漏れ事故、こういうような事故の続発の中で国民の原子力行政全般に対する不信というものが頂点に達した。こういう背景のもとで、当時緊急に改革を施行しなければならぬ課題とし

てお尋ねいたします。



て、開発と規制の機関を分離することや、あるいはまた安全審査及び規制部分を専門に受け持つ機関というものは、基本設計だけでなく詳細設計から建設、運転まで一貫して担当できる行政権限を持った体制でなければならぬという指摘で、学者あるいは知識人、関係団体、政党がほぼ一致していたわけです。ところが、政府はそれらの指摘を受け入れず、逆にそれまで内閣総理大臣が持っていた原子炉設置の許認可権を、発電炉につきましましては通産大臣、それから船用炉につきましましては運輸大臣、そして試験研究炉は科学技術庁長官が責任を持つというようにしたわけでありま

す。そこで長官、先ほど来各委員からの質問にもありますような内容ですが、私はまた別の観点からちょっと質問したいのですが、今回の四国の伊方の原発二号炉、これにおける出力調整について試験というのを先ほど来言っているらっしゃる。試験というわけですから、建前からいって当然監督官庁は科技庁でなければならぬ。こういう試験をするのになぞ科技庁が所管する試験炉で行わなかったか。科技庁としてはいつからこういう実用炉で試験をやっているのか、長官の御答弁を。

○石塚政府委員 事実関係でございますので私からお答え申し上げます。  
伊方の出力調整、これは試験と言っておりますが、これは安全性の確認とかそういうことではございません。あくまで運転操作上の各種データを蓄積するという趣旨の運転を行ったものでございまして、これは研究炉でやるという性格のものではなくて、やはり実用炉といえますか、そういうものの通常の運転の範囲内の運転でございまして、これからそういう運転を始めるに当たって必要なデータ等の蓄積を行ったというものでございまして。

○矢島委員 今の答弁の中で二つの重大な問題があると思うのです。一つは、通常の運転だと言われましたね。いわゆる原子力発電というのは、一定の出力で運転しているときに燃料棒への影響と

いうのは一番少ない。だから通常二週間なら二週間以上かけて出力を上昇させていく、こういうやり方をとっているわけですし、一年ぐらいは出力を下げないでいわゆる基底負荷運転をしている。今回の運転が十二・三・一六・三という形というのは、これは通常運転というふうに本当に言えるのかどうか、ここが非常に問題だ。これから後ずつと質問で説明していきたいと思えます。

それからもう一つの問題はデータの入手の問題ですね。このことは一月の二十二日ですけれども、我が党の山原議員を初め地元愛媛県の住民代表が四国電力にこの試験の中止を申し入れたとき、四国電力の原子力部の千葉代表はこういうことを言っているんですね。一つは、今回の試験は伊方三号炉が完成する昭和七十年から出力調整運転を実用化するための実験である。二つ目、第二次実験は濃縮度が三〇〇ないし二〇〇ppmの時点でやりたい、十月の実験だけでは実用段階のために不十分である。これくらい今度の実験の目的というものをあけすけに言っているわけですね。将来の日負荷運転のための必要なデータをとる試験だ、このように電力会社自身が言っているわけですから、実用炉で特別なデータの集積ということになれば、これは実用炉でやるのではなくて実験炉でやるべきだし、同時にこういう実用炉でやっている試験は行きがけの駄賃式に、例えば東京電力でやったとか、あるいは四国電力でやったとか、電力会社がやりたいほうだいのことをしている。まさに野放しにしているではないか。実用炉での試験はやめて当然試験炉でやっていくべきだと思っておりますが、答弁をお願いします。

○遠坂政府委員 お話しの出力調整運転が実験であるのか通常の運転であるかという御質問でございまして、実際に行われていることは、一〇〇％出力のものを三時間かけて五〇％に下げ、それで六時間運転して、また三時間かけて一〇〇％に上げる、こういうこととございまして、通常一〇〇％出力で十分運転できるといういろいろな安全などの観点から審査しておるそういう内容を逸脱

しておりません。通常の運転の範囲内で行われているものでございまして、たまたま試験という言葉を使っておりますが、これは通常の運転のデータをとるとのことと何ら変わらない操作でございまして、お話しのような出力調整運転が野放しになっているということとございまして、これは一〇〇％出すことを認可されているわけですが、その中の出力を下げるあるいは上げるというその範囲内で行われることは、当然運転する電力会社の自主的判断で行われるべき内容である、そのように思います。

○矢島委員 その上げ下げが問題なんです。その問題にだんだん入っていきたくと思うのですが、その前に伊藤長官にちょっと質問したいのです。  
この伊方二号炉の実験を前にして、地元の住民、それから原子力研究者やマスコミがこの種の実験の危険性というもので、いろいろとお耳に達していることだと思えますけれども、厳し追及があつた。伊藤長官が一月二十九日の閣議後の記者会見で、安全については問題ないんだという意見を述べているわけですが、本来、今私が申しましたように出力調整試験というものは研究用の原子炉で十分データをとって、絶対安全という言葉は、先ほどの御答弁の中でも絶対安全という言葉はなかなか難しいけれども、念には念を入れて認めるというところの慎重を期すべき問題だと思っております。それは当然だと思つていますが、長官、いかがでしょうか。

○伊藤内務大臣 今回の伊方の二号炉の出力調整運転試験につきましては、安全上問題はないというところで既に事務当局から確認を何度もとっております。そういうことについて私が国務大臣、科学技術庁長官として表明するのはむしろ国民に対しての私の責任を果たすことだと思つて、そういう閣議後の記者クラブでの御質問に答えて申し上げた次第でございまして。

○矢島委員 この出力調整試験、これにかかわる場所の安全だという裏づけ、つまりいろいろな

分析データ、こういうものはどういうふうか、今現在蓄積されているのか、その辺を。

○石塚政府委員 設置許可段階の安全審査におきましては、制御性能、つまり動特性でございまして、そういうもの、あるいは出力ピーキング係数、最大線出力密度、最小限界熱流速比、あるいは被覆管のひずみを一〇％以内におさめるというふうな安全にかかわるさまざまな条件につきまして安全解析を行ひまして、そしてこういう条件の範囲内であれば安全であるということに安全審査の段階で確認いたしましたわけでございます。また、この安全解析は計算コードを用いて行ひわけでございますが、これらの計算コードにつきましては、米国などにおきます実験あるいは長年の開発過程を通じていろいろ経験によりまして整備され、またその妥当性が十分確認されたものを使用している機器の疲労などの耐久性につきましても、通産省の告示等に基づきまして製作あるいは検査がなされるものでございまして、安全上支障がないということに安全審査で確認をいたしております。これらの内外における実験結果、そういうものも含んでのこういう通産省の告示といったようなものを使用しているわけでございます。そういうものは既にいろいろな研究成果の裏づけがあつたものでありまして、そういうことと

ございまして、なお、審査の根拠になりました研究成果につきましては、例えば燃料照射試験あるいは炉物理試験あるいは熱水力学的試験、材料等の疲労試験、そういう試験の試験等がその基礎となつておることを承知いたしております。

○矢島委員 常々ノルウェーの重水炉であるハルデン炉、こういうところの研究結果が蓄積されているというふうな話をするわけでございますけれども、我が国の発電用軽水炉で出力調整運転が安全だとして実施することは、こういう外国のいろいろな試験結果ではなくて、我が国独自の研究体制というものが非常に重要だと思つております。そ

ういう点では、どうも日本における安全研究体制の欠落をどういふ外国のヘルデン炉あたりのことを持ち出して合理化しているにすぎないのじやないか。事前の厳重な安全のチェックということもなくて安全性に全然問題がないというのは、極めて非科学的ではないかと言わざるを得ないわけだ。

そこで私が言いたいのは、試験研究段階での十分な安全確認というステップを踏んでいくべきだ。つまり、いきなり営業炉で実験をやるといふようなことではなくて、安全優先の手順を踏むべきだ、今回のやり方はその手順を踏み間違えているのではないか、こういう点を指摘したいわけだ。過去に原子力船「むつ」の放射線漏れ事故でも、陸上での十分な試験研究等の万全の研究体制と経験を踏まずにいきなり海上実験に乗り出していった、その結果事故を起こした、こういう轍を踏まない意味でも、そのことが重要だという点を指摘したいわけだ。

申し上げるまでもなく、原発における出力調整運転というのはいろいろな問題を持つている。まず第一に、出力調整に伴う急激な核反応を繰り返すことよつての応力、それからベレット・被覆相互作用、いわゆるPCI、こういうことで核燃料棒の健全性が損なわれるという危険性を持つているということが指摘され、このことは依然として解明されてない問題だと聞いております。また、出力調整を繰り返すことにより燃料棒の金属疲労を起すということも指摘されている。

私ここに日本原子力学会誌を持ってきたわけなんです、この中にもいろいろと問題点が指摘されているわけだ。例えば二十九ページ以降「原子力発電所の負荷追従運転」という項目で書かれているわけですが、「PWRでは、制御棒が頻繁に動くため、燃料に対する局所的な繰返し熱衝撃と、炉停止系の信頼性や故障が問題になる。」というように書かれています。また「計画出力変更を「ボロン濃度」いわゆる硼素濃度」の制御のみで行えば問題はないと考えられるが、制御棒操作を併

用する場合は、出力分布の歪に対する制約との兼ね合いで問題が生ずる可能性がある。さらには「負荷追従運転を、新設発電所から行うべきか、既設の発電所でも行うべきかは議論の分かれるところ」と思う、「恐らく安全性の問題での議論の分かれるという点を指摘しているのだと思います。それからもう一つ「ホウ素濃度の低くなる炉心寿命末期においては負荷追従運転が制限される。」さらにこういうことも言っています。「従来までの基底負荷運転に比較した場合、負荷追従運転方式は運転員の負担も相対的に大であり、安全性の確保にはより広い視点に立脚した技術開発が今後とも必要なことはいままでもない。」

以上、問題となるようなところだけ取り上げてみたわけですが、まさにここにも書かれているように、この論文は四国電力の石井一典さんにもまともにかかり合いを持って論議文なんです。ですから、まさに出力調整の問題点を電力会社の当事者自身が認めているわけだ。出力調整試験による核燃料棒の健全性、あるいはまた原子炉システム全体について我が国での安全研究体制を確立すべきではないか、まずそのことが先決だと思ふのですが、長官、いかがでしょう。

○遠坂政府委員 最初に事実関係だけを私から御説明させていただきます。今御引用のレポートは恐らく学会に発表されたのだと思ふますが、その前文には、日常的に出力調整を行う場合、またはAFCのように負荷に追従した運転をする場合にどういふ点が問題と考えられるかというところをまとめたものである、そういうふうな理解しております。

先生御指摘のいろいろな技術的問題は、詳しい御説明は時間がかかりますけれども、まず疲労の問題でございしますが、疲労は、今の原子炉の安全審査におきまして、炉の寿命期間中に遮断する回数あるいは出力上下する数を想定いたしましたして、例えば燃料体については三年間入っていて毎日出力上下する、熱応力が働くでしょう、そうしますと、千三百二十回ぐらいの安全率を見て疲労は大

丈夫であるということと安全審査で検討するわけでございます、本件のように日常的でもございませぬし、年に何回か行こうという程度の出力の上下について疲労の問題は全くない、そのように思っています。

それから制御棒のゆがみの問題とかいろいろなことが御指摘ございましたが、出力の調整に当たりますと、PWRの場合は制御棒とボロン水と両方で行っております。その制御棒のゆがみの問題は前に一度質問を受けたことがございしますが、これは調整プラスマイナス五%の範囲内で上下のゆがみがないように運転いたします。ですから実際上は五%もございませぬで、あつたとしても一%ぐらいであらうというふうに私も想定しておりますが、これは毎日やつた場合でございまして、出力を下げたからといってすぐゆがみが出てくるというものもございませぬ。

それから制御棒について、薄くなると安全上非常に問題ではないかという御指摘も、恐らく出力調整を行うものは炉心末期の場合に制御上非常に難しくなるのではないか、こういう指摘だと思ふます。これはボロンを薄めるときに水の量がたくさん要りますので、そういう炉心末期の発電所の場合には水の量との関係で、薄くなりますととき方が遅いという問題がございしますので、時間がかかるとかそういうことが問題なのでございまして、操作上特別の難しい面があるということではございませぬ。ただ、制御棒の方は自動でございしますが、その薄め方は手動でございしますので、それは何もしないよりも、水で薄めるといふ操作をするわけですから、運転員に負担になるというところは事実でございまして、したがって、こういう問題を今後日常的に行う場合には、運転員の負担をどういふふうな軽減していくかということは一つ問題であると思ふますが、それは安全上非常に不安定になるとかということではございませぬで、運転員の負担になる部分を自動化していくというところは今後の課題であらうか、こういうふう

に思っております。

○矢島委員 安全審査上のデータの問題なんですけれども、原発がいわゆる基底負荷運転で例えば冷却水漏れだとかポンプの事故、そういう事故が起きたという場合を想定して、基底負荷での運転というもので事故解析や安全審査をしてきた。今回のように、出力調整試験にも基底負荷の運転を当てはめて安全だといふところが非常に問題があるのじやないか。長官、この出力調整試験のよ

うな状況下で、もし事故が起きたらどうなるかというふうな解析というのは、安全審査上していいのではないかと思うのです。もう一つは、今までの事故解析というのは、今出てまいりました、人間が介入してなくてもよい場合、ですからマン・マシン・インターフェース、人間が介入したときの事故解析は安全審査上これからの研究課題ではないかと思うのですが、その点はいかがですか。

○遠坂政府委員 安全審査での範囲はどういう仮定で行うかという御質問でございしますが、一〇〇%で想定して過渡変化を解析し、さらに事故に発展するようなものかどうかという検討はもちろんいたします。ですが、それ以外の出力が低い場合に、もし過酷な条件になりそうであればその想定も間に入れる、こういうことでございまして。今の御指摘の出力を下げて運転するという操作あるいは上げるといふ操作につきましては、これは通常の操作でございまして、出力が低いから過酷な条件になるといふことではございませぬ。エネルギーの高い段階での一〇〇%の方が厳しい条件であるから、そういう条件でチェックしているわけ

でございまして、五〇%で運転する分には何の問題もないわけでございます。それから、人が介入することによる心配というお話でございしますが、頻繁に行つた場合に何が問題になるかといふと、普通の場合ですと考えられるのは、出力を上げるとき燃料に対して過酷な条件になるのではないかと、こういうことではございませぬが、これは先ほど御指摘のPCIという現象でございまして、これについては十分検討してお

りまして、その他実験データを待っております。ですから多分この程度のことでは燃料の破損、ピンホールが出るということはないというふうに確信しておりますし、また事実、一回ぐらいでは出なかつたわけでございます。これがもし出たとして安全上非常に問題かといえますと、そうではございませんで、もし燃料がそういうふうな破損したとすれば、そのリークによりまして炉水の中に放射能が出てくるわけでございますので、そこはよく監視をしておりますから直ちに検出できる、こういうことで程度に応じて停止もできるということでございますので、安全上の問題はないというふうに考えております。

○矢島委員 いわゆる出力を上げるとき下げるとき、その問題なんです。盛んに通常運転、通常運転ということ言われて、一〇〇%から五〇%に下げると安全性があるというふうなお話もありましたけれども、長官、一月二十五日の愛媛新聞で四国電力がこの実験についての意見広告を出しているのですが、ごらんになったでしょうか。

○伊藤國務大臣 正確には見ませんでしたけれども、出したということ出すということは知っております。

○矢島委員 その中に書かれていることなんですけれども、「十分間で五〇%の出力変化を行って十分安全性が保てるようになっており、そのことは国の安全審査で認められています。」となっているわけですか。

そこで伺いますわけですけれども、この伊方の原発安全審査書、私こへ持ってまいったわけでございますけれども、この中には「負荷変化に対して具体的には、定格負荷の一五%から一〇〇%の範囲内でプラスマイナス一〇%ステップ」という書き出しで、出力変化は一分間当たり上下五%の範囲で認められている。つまり四国電力はこれを十倍してしまつて、十分間で五〇%の変化が認められているというようにごまかしているのじゃないか。安全審査書によりますと、五〇%以下の出力

力の急減少だけを認めている。安全審査書では、このキセノンによる出力分布の振動は炉心寿命末期に発生する可能性がある、こういうふうにも言っているわけですか。こういうふうに国の安全審査を電力会社が勝手に解釈して、新聞という公器を使って宣伝するということが許されていいのかどうか、内田委員長、御所見をお伺いしたい。

○内田説明員 今の先生御質問の出力変動の問題でありますけれども、伊方二号の安全審査に対して認めました基本的設計方針と申しますのは、一五ないし一〇〇%出力の範囲ではプラスマイナス五%パー分、あるいは一〇%ステップの範囲ならば制御能力が十分あるということの審査でございます。なおその際に、そういう負荷の変動の際に圧力容器等冷却材圧力バウンダリー、あるいは先ほど達坂審議官が言われました燃料が機械的に壊れないということは、原子炉の寿命期間中に想定されます繰返し応力をもとにして設計されておりますので、十分安全も確認され、確保できるという結果でございます。

○矢島委員 四国電力は二月二十二日に記者会見をして、出力調整運転試験結果というものを発表したので、その「まとめ」のところ「今回の試験結果および前回の試験結果から現在の設備を使つての「二一三—一六—三運転」は実施可能であることが確認された。」と書いてある。

そこで通産省にお聞きしたいのです。今も安全委員長が十分安全で燃料体についても大丈夫だというお話があったのですが、この実験で使つた燃料体を取り出して分析してこういう大丈夫だという結論を出したのですか。その辺どうなんでしょうか。

○達坂政府委員 燃料体が健全であるかどうかというの、運転中に常時監視しているモニターでもって核種分析をしますとよくわかるようになっております。なお、非常に小さいピンホールでございまして運転中には出てこないようなものでも、定期検査で圧力を減らしましてやりますと、中の方から出てくる場合がございます。これはシ

ッピングテストと言っております。そういうテストをやつて健全性を確認するというところでございまして。今の段階は運転しておりますので定期検査の実験はしてありませんが、炉水レベルは何の異常もございません。

○矢島委員 時間が来ましたので最後の質問になりますけれども、この伊方二号炉はそろそろ定検に入るのだからと思うのですが、この定期検査に入れば燃料棒をいろいろと引き出して検査もあつて、ぜひその検査結果を公表する資料をもらいたいのです。伊方の二号炉の定検の中の燃料棒における検査結果、もう一つはハルデン炉に対していろいろと分析試験をやつてもらつて、そのハルデン炉の試験結果、分析結果についての資料、こういうものをいただきたいと思うのですが、いかがですか。

○達坂政府委員 実験の結果は公表されているところでございまして、特に問題ないということでございます。今の定期検査の結果どうであつたかという結果につきましては、当然公表してしかるべきというか、可能だと思つて、ただ、実験しましたハルデン炉の実験データその他につきましては、これは企業の費用でもって企業が契約に基づいてやつていられるものでございまして、直ちにその全文と言われるとこれはちょっと不可能かと思つて、その結果取りまとめどうであるかというふうな内容のものであれば、何か検討して提出できるものがあるのではないかと、そのように考えております。

○松井政府委員 ハルデン炉の実験でございまして、これは日本原子力研究所もかなりやつておりますので、その辺のデータにつきましては時期が来たら全部公表することになっておりますので、それにつきましては少し原研の方に見せていただきまして、また御相談したいと思つております。

○矢島委員 時間になりましたので、終わります。

○大坪委員長 内閣提出、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。伊藤國務大臣。

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

○伊藤國務大臣 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明いたします。

我が国は、これまで、官民挙げて原子力の開発利用を推進してまいりました結果、今や、核燃料サイクル事業の本格化の時代を迎えようとしております。しかしながら、一方、原子力施設における核物質取扱量や核物質の輸送機会の増加が予想されており、我が国の基軸エネルギーの一つである原子力の研究開発及び利用を引き続き推進していくためには、今後とも適切な核物質の防護措置を講じていくことが極めて重要な課題となっております。

一方、国際的に見ましても、核物質の防護は、原子力活動を行う上での基本要件として認識されており、昨年二月に発効した核物質の防護に関する条約に早急に参加し、そのために必要な体制整備を行うことは、原子力先進国としての我が国の責務でもあります。

我が国においては、核物質の防護に関し、昭和五十六年に原子力委員会が行つた決定の内容を踏まえ、既に国際水準を満たす核物質防護措置が講じられておりますが、核物質の防護に関する条約への加入に際し、核物質防護に取り組み我が国の意図を内外に明らかにし、さらに万全の核物質の防護のための体制整備を行うことが重要であります。

このことは、昨年十二月及び本年三月の原子力委員会におきましても、決定をいただいていると

ところであります。

この法律案におきましては、同条約への加入に当たって、我が国における核物質の防護に関し、所要の措置を講ずるための改正を行うこととした次第であります。

以上、本法案を提出いたします理由につきまして御説明を申し上げます。

次に、本法案の要旨を述べさせていただきます。

第一に、原子力施設における核物質の防護に関する規定の整備であります。まず、核物質を取り扱っている原子力事業者に対し、核物質の防護のための区域の設定を初めとする核物質の防護のために必要な措置を講ずる際の基準の明確化を行うこととしております。

また、核物質の防護措置は、各事業者の行う原子力活動の態様を踏まえ実効あるものとする必要があることから、事業者は核物質防護規定を定め、核物質の取り扱いを開始する前に、認可を受けなければならないものとするとしております。

さらに、各事業者に対し、核物質に関する業務を統一的に管理する者として、核物質防護管理者の選任を義務づける等の規制を行うこととしております。

第二に、輸送時の核物質の防護に関する規定の整備であります。核物質の輸送を行う者に対し、核物質の防護措置の義務づけを明確化するとともに、原子力事業者に対しては、輸送に先立って、輸送の全行程における核物質の防護に関する責任体制の明確化を行い、内閣総理大臣の確認を受けなければならないものとする等所要の規定の整備を行うこととしております。

第三に、核物質の防護に関する条約が処罰を求めている核物質を用いた犯罪に関し、所要の罰則の整備を図ることとしております。

以上、この法律案の提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同あらん

ことをお願いいたします。

○大坪委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時二十七分散会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十一年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第十二条の五」に、「第十二条の五」を「第十二条の七」に、「第四十三条」を「第四十三条の三」に、「第五十一条の二十二」を「第五十一条の二十四」に、「第七十七条」を「第七十六条の二」に改める。

第一条中「確保し、あわせてこれらによる災害を防止して」を「確保するとともに、これらによる災害を防止し、及び核燃料物質を防護して」に、「関して必要な規制」を「関する必要な規制等」に改める。

第二条中第九項を第十項とし、第五項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5 この法律において「特定核燃料物質」とは、プルトニウム(プルトニウム二三八の同位体濃度が百分の八十を超えるものを除く)、ウラン二三三、ウラン二三五のウラン二三三八に対する比率が天然の混合率を超えるウランその他の政令で定める核燃料物質をいう。

第十条第二項中第七号を第十二号とし、第六号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 第五十九条の三第二項の規定に違反したとき。

第十条第二項中第五号を第九号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の三号を加える。

六 第十二条の二第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

七 第十二条の三第一項の規定に違反したとき。

八 第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

第十条第二項第三号の次に次の一号を加える。

四 第十一条の三第二項の規定による命令に違反したとき。

第十一条の二の次に次の一号を加える。

(特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置等)

第十一条の三 動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者は、製錬施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定めるところにより、特定核燃料物質の防護のための区域の設定及び管理、施設等による特定核燃料物質の管理、特定核燃料物質の防護上必要な設備及び装置の整備及び点検その他の特定核燃料物質の防護のために必要な措置(以下「防護措置」という)を講じなければならない。

2 内閣総理大臣及び通商産業大臣は、防護措置が前項の規定に基づく総理府令、通商産業省令の規定に違反していると認めるときは、動力炉・核燃料開発事業団又は製錬事業者に対し、特定核燃料物質の防護のための区域に係る措置の是正、特定核燃料物質の取扱方法の是正その他特定核燃料物質の防護のために必要な措置(以下「是正措置等」という)を命ずることができ

る。

第二章中第十二条の次に次の四条を加える。

(核物質防護規定)

第十二条の二 動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者は、第十一条の三第一項に規定する場合に、総理府令、通商産業省令で定めるとこ

ろにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱を開始する前に、内閣総理大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 内閣総理大臣及び通商産業大臣は、核物質防護規定が特定核燃料物質の防護上十分でないとき認めるときは、前項の認可をしてはならない。

3 内閣総理大臣及び通商産業大臣は、特定核燃料物質の防護のため必要があるとき認めるときは、動力炉・核燃料開発事業団又は製錬事業者に対し、核物質防護規定の変更を命ずることができる。

4 動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者並びにその従業者は、核物質防護規定を守らなければならない。

(核物質防護管理者)

第十二条の三 動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者は、第十一条の三第一項に規定する場合に、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、総理府令、通商産業省令で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱等の知識等について総理府令、通商産業省令で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。

2 動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者は、前項の規定により核物質防護管理者を選任したときは、選任した日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣及び通商産業大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(核物質防護管理者の義務等)

第十二条の四 核物質防護管理者は、誠実にその職務を遂行しなければならない。

2 製錬施設に立ち入る者は、核物質防護管理者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は核物質防護規定の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

(核物質防護管理者の解任命令)

第十二条の五 内閣総理大臣及び通商産業大臣

は、核物質防護管理者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、動力炉・核燃料開発事業団又は製錬事業者に対し、核物質防護管理者の解任を命ずることができ

る。  
第二十條第二項中第八号を第十六号とし、第七号を第十五号とし、第六号を第十四号とし、第五号の三を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 第五十九條の三第二項の規定に違反したとき。

第二十條第二項中第五号の二を第十一号とし、第五号の次に次の五号を加える。

六 第十二條の六第一項の規定に違反したとき。

七 第十二條の六第二項において準用する第十二條の二第三項の規定による命令に違反したとき。

八 第十二條の六第二項において準用する第十二條の二第四項の規定に違反したとき。

九 第十二條の七第一項の規定に違反したとき。

十 第十二條の七第二項において準用する第十二條の五の規定による命令に違反したとき。

第二十一條の二の見出し中「保安」の下に「及び特定核燃料物質の防護」を加え、同条に次の一項を加える。

2 加工事業者は、加工施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、総理府令で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

第二十一條の三中「前条」を「前条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、防護措置が前条第二項の規定に基づく総理府令の規定に違反していると認めるときは、加工事業者に対し、是正措置等を

命ずることができる。

第三章中第二十二條の五の次に次の二條を加える。

(核物質防護規定)

第二十二條の六 加工事業者は、第二十一條の二第二項に規定する場合には、総理府令で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 第十二條の二第二項から第四項までの規定は、前項の核物質防護規定について準用する。この場合において、これらの規定中「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「動力炉・核燃料開発事業団又は製錬事業者」とあり、及び「動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者」とあるのは「加工事業者」と読み替へるものとする。

(核物質防護管理者)

第二十二條の七 加工事業者は、第二十一條の二第二項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、総理府令で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について総理府令で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。

2 第十二條の三第二項、第十二條の四及び第十二條の五の規定は、前項の核物質防護管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者」とあり、及び「動力炉・核燃料開発事業団又は製錬事業者」とあるのは「加工事業者」と、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「製錬施設」とあるのは「加工施設」と読み替へるものとする。

第三十三條第二項中第九号を第十七号とし、第六号から第八号までを八号ずつ繰り下げ、第五号の三を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 第五十九條の三第二項の規定に違反したとき。

第三十三條第二項中第五号の二を第十一号とし、第五号の次に次の五号を加える。

六 第四十三條の二第一項の規定に違反したとき。

七 第四十三條の二第二項において準用する第十二條の二第三項の規定による命令に違反したとき。

八 第四十三條の二第二項において準用する第十二條の二第四項の規定に違反したとき。

九 第四十三條の三第一項の規定に違反したとき。

十 第四十三條の三第二項において準用する第十二條の五の規定による命令に違反したとき。

第三十三條第三項第一号中「第五号の二、第五号の三又は第九号」を「第十一号、第十二号又は第十七号」に改める。

第三十五條の見出し中「保安」の下に「及び特定核燃料物質の防護」を加え、同条第一項中「運輸省令」の下に「第三項において同じ」を、「次項」の下に「及び第三項」を加え、同条に次の一項を加える。

3 原子炉設置者及び外国原子力船運航者は、原子炉施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

第三十六條第一項中「運輸大臣」の下に「。第三項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

3 主務大臣は、防護措置が前条第三項の規定に基づく主務省令の規定に違反していると認めるときは、原子炉設置者又は外国原子力船運航者に対し、是正措置等を命ずることができる。

第四十三條の二 原子炉設置者は、第三十五條第四十三條の二 原子炉設置者は、第三十五條第

三項に規定する場合には、主務省令で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 第十二條の二第二項から第四項までの規定は、前項の核物質防護規定について準用する。この場合において、これらの規定中「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「主務大臣」と、「動力炉・核燃料開発事業団又は製錬事業者」とあり、及び「動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者」とあるのは「原子炉設置者」と読み替へるものとする。

(核物質防護管理者)

第四十三條の三 原子炉設置者は、第三十五條第三項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、主務省令で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について主務省令で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。

2 第十二條の三第二項、第十二條の四及び第十二條の五の規定は、前項の核物質防護管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者」とあり、及び「動力炉・核燃料開発事業団又は製錬事業者」とあるのは「原子炉設置者」と、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「主務大臣」と、「製錬施設」とあるのは「原子炉施設」と読み替へるものとする。

第四十六條の七第二項中第十号を第十六号とし、第九号を第十五号とし、第八号を第十四号とし、第七号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 第五十九條の三第二項の規定に違反したとき。

第四十六條の七第二項中第六号を第十一号とし、同項第五号中「第五十一條第二項」を「第五十條の三第二項」に改め、同号の次に次の五号を

第一類第十三号 科学技術委員会議録第一号 昭和六十三年三月二十二日

第一類第十三号 科学技術委員会議録第一号 昭和六十三年三月二十二日

加える。

六 第五十条の四第一項の規定に違反したとき。

七 第五十条の四第二項において準用する第十二条の二第三項の規定による命令に違反したとき。

八 第五十条の四第二項において準用する第十二条の二第四項の規定に違反したとき。

九 第五十一条第一項の規定に違反したとき。

十 第五十一条第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

第四十八条の見出し中「保安」の下に「及び特定核燃料物質の防護」を加え、同条に次の一項を加える。

2 再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、総理府令で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

第四十九条中「前条」を「前条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、防護措置が前条第二項の規定に基づく総理府令の規定に違反していると認めるときは、再処理事業者に対し、是正措置等を命ずることができる。

第五十一条第一項中「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条を第五十条の三とし、第五章中同条の次に次の二条を加える。

(核物質防護規定)

第五十条の四 再処理事業者は、第四十八条第二項に規定する場合には、総理府令で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しうとするときも、同様とする。

2 第十二条の二第二項から第四項までの規定は、前項の核物質防護規定について準用する。

この場合において、これらの規定中「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣」とあり、及び「動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者」とあるのは「再処理事業者」と、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「製錬施設」とあるのは「再処理施設」と読み替えるものとする。

第五十一条の十四第二項中第十一号を第十七号とし、第十号を第十六号とし、第九号を第十五号とし、第八号を第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四 第五十九条の三第二項の規定に違反したとき。

第五十一条の十四第二項中第七号を第十二号とし、第六号の次に次の五号を加える。

七 第五十一条の二十三第一項の規定に違反したとき。

八 第五十一条の二十三第二項において準用する第十二条の二第三項の規定による命令に違反したとき。

九 第五十一条の二十三第二項において準用する第十二条の二第四項の規定に違反したとき。

十 第五十一条の二十四第一項の規定に違反したとき。

大臣」と、「動力炉・核燃料開発事業団又は製錬事業者」とあり、及び「動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者」とあるのは「再処理事業者」と読み替えるものとする。

(核物質防護管理者)

第五十一条 再処理事業者は、第四十八条第二項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、総理府令で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について総理府令で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。

2 第十二条の三第二項、第十二条の四及び第十二条の五の規定は、前項の核物質防護管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者」とあり、及び「動力炉・核燃料開発事業団又は製錬事業者」とあるのは「再処理事業者」と、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「製錬施設」とあるのは「再処理施設」と読み替えるものとする。

第五十一条の十四第二項中第十一号を第十七号とし、第十号を第十六号とし、第九号を第十五号とし、第八号を第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四 第五十九条の三第二項の規定に違反したとき。

第五十一条の十四第二項中第七号を第十二号とし、第六号の次に次の五号を加える。

七 第五十一条の二十三第一項の規定に違反したとき。

八 第五十一条の二十三第二項において準用する第十二条の二第三項の規定による命令に違反したとき。

九 第五十一条の二十三第二項において準用する第十二条の二第四項の規定に違反したとき。

十 第五十一条の二十四第一項の規定に違反したとき。

十一 第五十一条の二十四第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

第五十一条の十六の見出し中「保安」の下に「及び特定核燃料物質の防護」を加え、同条に次の一項を加える。

3 廃棄物管理事業者は、廃棄物管理施設を設置した事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、総理府令で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

第五十一条の十七中「前条」を「前条第一項若しくは第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、防護措置が前条第三項の規定に基づく総理府令の規定に違反していると認めるときは、廃棄物管理事業者に対し、是正措置等を命ずることができる。

第五十一条の二十二の次に次の二条を加える。

(核物質防護規定)

第五十一条の二十三 廃棄物管理事業者は、第五十一条の十六第三項に規定する場合には、総理府令で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しうとするときも、同様とする。

2 第十二条の二第二項から第四項までの規定は、前項の核物質防護規定について準用する。

この場合において、これらの規定中「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「動力炉・核燃料開発事業団又は製錬事業者」とあり、及び「動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者」とあるのは「廃棄物管理事業者」と読み替えるものとする。

(核物質防護管理者)

第五十一条の二十四 廃棄物管理事業者は、第五十一条の十六第三項に規定する場合には、特定

核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、総理府令で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について総理府令で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。

2 第十二条の三第二項、第十二条の四及び第十二条の五の規定は、前項の核物質防護管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者」とあり、及び「動力炉・核燃料開発事業団又は製錬事業者」とあるのは「廃棄物管理事業者」と、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「製錬施設」とあるのは「廃棄物管理施設」と読み替えるものとする。

第五十六条中第七号を第十七号とし、第六号を第十六号とし、第五号を第十五号とし、第四号の四を第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四 第五十九条の三第二項の規定に違反したとき。

第五十六条中第四号の三を第十二号とし、第四号の二を第十一号とし、同条第四号中「第五十七条」を「第五十七條第一項」に、「第五十九條又は第六十條」を「又は第五十九條」に改め、同号の次に次の六号を加える。

五 第五十七條第三項の規定による命令に違反したとき。

六 第五十七條の二第一項の規定に違反したとき。

七 第五十七條の二第二項において準用する第十二条の二第三項の規定による命令に違反したとき。

八 第五十七條の二第二項において準用する第十二条の二第四項の規定に違反したとき。

九 第五十七條の三第一項の規定に違反したとき。

十 第五十七條の三第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

き。

第五十七条の見出しを「(使用及び保管の基準等)」に改め、同条中「使用する」を「使用し、又は保管する」に、「しなければならぬ」を「保安のために必要な措置を講じなければならぬ」に改め、同条に次の二項を加える。

2 使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、総理府令で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

3 内閣総理大臣は、防護措置が前項の規定に基づく総理府令の規定に違反していると認めるときは、使用者に対し、是正措置等を命ずることができる。

第五十七条の次に次の二条を加える。

(核物質防護規定)

第五十七条の二 使用者は、前条第二項に規定する場合においては、総理府令で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いは開始する前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第十二条の二第二項から第四項までの規定は、前項の核物質防護規定について準用する。この場合において、これらの規定中「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「動力炉・核燃料開発事業団又は製錬事業者」とあり、及び「動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者」とあるのは「使用者」と読み替えるものとする。

(核物質防護管理者)

第五十七条の三 使用者は、第五十七条第二項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、総理府令で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱等の知識等について総理府令で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。

2 第十二条の三第二項、第十二条の四及び第十

二条の五の規定は、前項の核物質防護管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者」とあり、及び「動力炉・核燃料開発事業団又は製錬事業者」とあるのは「使用者」と、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「製錬施設」とあるのは「使用施設等」と読み替えるものとする。

第五十八条の二「第五十九条の二第一項」の下に、「第五十九条の三第一項及び第六十六条第二項」を加え、「工場又は事業所」を「工場等」に、「第二十一条の二第三号」を「第二十一条の二第一項第三号」に、「第四十八条第三号」を「第四十八条第一項第三号」に改める。

第五十九条の二第一項中「工場又は事業所」を「工場等」に改め、「必要な措置」の下に「当該核燃料物質に政令で定める特定核燃料物質を含むときは、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置」を加え、同条第二項中「防止」の下に「及び特定核燃料物質の防護を加え、同条第四項中「保安」の下に「及び特定核燃料物質の防護」を加え、同条第五項中「第一項に規定する」を「第一項の」に、「防止して」を「防止し、及び特定核燃料物質を防護して」に改め、同条第六項中「防止して」を「防止し、及び特定核燃料物質を防護して」に改め、同条第十一項中「防止して」を「防止し、及び当該核燃料物質に含まれる特定核燃料物質を防護して」に、「防止する」を「防止し、及び特定核燃料物質を防護する」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五十九条の三 使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者及び廃棄事業者(以下この条において「使用者等」という)は、特定核燃料物質が当該使用者等の工場等から運搬され又は外国の工場等から当該使用者等の工場等に運搬される場合で政令で定める場合においては、運搬が開始される前に、当該特定核燃料物質が発送人の工場等から搬出されてから受取人の工場等に搬入さ

れるまでの間における当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者(本邦外において当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者を含む)を明らかにし、当該特定核燃料物質の運搬に係る責任が移転される時期及び場所その他の総理府令で定める事項について発送人、当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者及び受取人の間で取決めが締結されるよう措置しなければならない。

2 前項の場合において、使用者等は、同項の運搬が開始される前に、同項に規定する取決めの締結について、総理府令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。第六十条の見出しを「(保管者)」に改め、同条中「使用者及び」を削り、「委託された者」の下に「(以下この条において「保管者」という)」を加え、「しなければならぬ」を「保安のために必要な措置を講じなければならない」に改め、同条に次の二項を加える。

2 保管者は、政令で定める特定核燃料物質を保管する場合には、総理府令で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

3 内閣総理大臣は、防護措置が前項の規定に基づく総理府令の規定に違反していると認めるときは、保管者に対し、特定核燃料物質の防護のための区域に係る措置の是正、特定核燃料物質の保管の方法の是正その他特定核燃料物質の防護のために必要な措置を命ずることができる。第六十一条の二の二第三項中「第五十一条の十七」を「第五十一条の十七第一項」に改める。

第六十六条第二項を次のように改める。

2 第五十七条第一項、第五十八条及び第五十八条の二の規定は前項に規定する者が核燃料物質を保管し、又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物を廃棄する場合について、第五十七条第二項及び第三項の規定は前項に規定する者が特定核燃料物質を取り扱う場合について、第五十九条及び第五十九条の二の規定は同項に規定する者及びこれらの者から運搬

を委託された者が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を運搬する場合について、第五十九条の三の規定は同項に規定する者の工場等から特定核燃料物質が運搬される場合について、第六十条第一項の規定は前項に規定する者から保管を委託された者が核燃料物質を保管する場合について、同条第二項及び第三項の規定は前項に規定する者から保管を委託された者が特定核燃料物質を保管する場合について準用する。

第六十六条第四項を次のように改める。  
4 主務大臣は、第一項に規定する者の講じた同項の措置が適切でないと認めるときは、同項に規定する者に対し、次に掲げる措置を講ずることを命ずることができる。  
一 核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するために必要な措置  
二 特定核燃料物質の防護のために必要な措置(当該核燃料物質に特定核燃料物質を含む場合で政令で定める場合に限る)。

第六十九条第一項中「第十条」の下に、「第十二条の五(第二十一条の七第二項、第四十三條の三第二項、第五十一条第二項、第五十一条の二十四第二項及び第五十七條の三第二項)において準用する場合を含む」を加える。  
第七十一条第四項中「第二十六条第一項」の下に「若しくは第三項」を、「第四十三條」の下に、「第四十三條の二第一項、同条第二項において準用する第十二條の二第三項、第四十三條の三第二項において準用する第十二條の五」を、「第四十條第二項」の下に、「第四十三條の三第二項において準用する第十二條の三第二項」を加え、同条第七項中「第五十一条第二項」を「第五十條の三第二項」に、「第四十九條」を「第二十一条の六第一項、同条第二項において準用する第十二條の二第三項、第十二條の七第二項において準用する第十二條の五、第四十九條」に改め、「第五十條の二第二項」の下に、「第五十條の四第一項、同条第二項におい

て準用する第十二条の二第三項、第五十一条第二項において準用する第十二条の五を加え、「若しくは第五十一条の二十二」を、「第五十一条の二十二、第五十一条の二十三第一項、同条第二項において準用する第十二条の二第三項若しくは第五十一条の二十四第二項において準用する第十二条の五」に、「第四十四条の四第二項」を「第二十一条の七第二項において準用する第十二条の三第二項、第四十四条の四第二項」に改め、「第五十条の二第二項」の下に、「第五十一条第二項において準用する第十二条の三第二項」を加え、「若しくは第五十一条の二十二第二項」を、「第五十一条の二十二第二項若しくは第五十一条の二十四第二項において準用する第十二条の三第二項」に改め、同条中第十三項を第十四項とし、第十項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第九項の次に次の一項を加える。

10 内閣総理大臣は、第五十九条の三第二項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認をした場合においては、運輸大臣（当該確認に係る運搬が輸出又は輸入を伴うものである場合にあつては、通商産業大臣及び運輸大臣）に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。

第七十二条の見出しを「(国家公安委員会等との関係)に改め、同条中「又は第六十一条の二第一項」を「第十二条の二第一項、第二十一条の六第一項、第四十三条の二第一項、第五十条の四第一項、第五十一条の二第三項若しくは第五十七条の二第二項の認可をし、又は第十二条の三第二項（第二十二條の七第二項、第四十三條の三第二項、第五十一條第二項、第五十一條の二十四第二項及び第五十七條の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六十一条の二第一項」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

国家公安委員会又は海上保安庁長官は、公共の安全の維持又は海上の安全の維持のため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第十一条の三第一項、第十二条の二

第一項若しくは第三項若しくは第十二条の三第一項の規定の運用に関し内閣総理大臣及び通商産業大臣に、第二十一条の二第二項、第二十二條の六第一項、同条第二項において準用する第十二条の二第三項、第二十二條の七第一項、第四十八條第二項、第五十条の四第一項、同条第二項において準用する第十二条の二第三項、第五十一条第一項、第五十一条の二十三第一項、同条第二項において準用する第十二条の三第二項、第五十一条の十六第三項、第五十一条の二十三第一項、同条第二項において準用する第十二条の三第二項、第五十一条の二十四第一項、第五十七條第二項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）、第五十七條の二第二項、同条第二項において準用する第十二条の二第三項、第五十七條の三第一項若しくは第六十条第二項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定の運用に関し内閣総理大臣に、又は第三十五条第三項、第四十三條の二第二項、同条第二項において準用する第十二条の二第三項若しくは第四十三條の三第二項の規定の運用に関し、原子炉設置者に係るものにあつては第二十三條第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ内閣総理大臣、通商産業大臣若しくは運輸大臣に、外国原子力船運航者に係るものにあつては運輸大臣に意見を述べることができ。

第七十二条の次に次の一項を加える。  
第七十二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、通商産業大臣及び運輸大臣は、この法律に基づき特定核燃料物質の防護のための規制に関し相互に協力するものとする。  
第八章中第七十七条の前に次の三項を加える。  
第七十六条の二 特定核燃料物質をみだりに取り扱うことにより、その原子核分裂の連鎖反応を引き起こし、又はその放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、十年以下の懲役に処する。  
2 前項の未遂罪は、罰する。  
第七十六条の三 特定核燃料物質を用いて人の生命、身体又は財産に害を加えることを告知し

て、脅迫した者は、三年以下の懲役に処する。  
2 特定核燃料物質を窃取し、又は強取することを知して脅迫し、義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求した者も、前項と同様とする。  
第七十六条の四 前二条の罪は、刑法第四条ノ二の例に従う。  
第七十八条第一号の次に次の一号を加える。  
一の二 第十二条の三第一項、第二十二條の七第一項、第四十三條の三第一項、第五十一条第一項、第五十一条の二十四第一項又は第五十七條の三第一項の規定に違反した者  
第七十八条第六号の二中「第五十一条第一項」を「第五十条の三第一項」に改める。  
第七十九条中第十一号を第二十号とし、第六号から第十号までを九号ずつ繰り下げ、第五号の五を第十四号とし、第五号の四を第十三号とし、第五号の三を第十二号とし、第五号の二を第十一号とし、同条第五号中「第五十七條」を「第五十七條第一項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）」に、「第六十条」を「第六十条第一項」に改め、同条を同条第十号とし、同条第四号の三を第九号とし、第四号の二を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号の二を第六号とし、第三号を削り、第二号を第三号とし、同条の次に次の二項を加える。  
四 第十二条の二第一項、第二十二條の六第一項、第四十三條の二第一項、第五十条の四第一項、第五十一条の二第三項又は第五十七條の二第二項の規定に違反した者  
五 第十二条の二第三項（第二十二條の六第二項、第四十三條の二第二項、第五十条の四第二項、第五十一条の二第三項第二項及び第五十七條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者  
第七十九条中第一号を第二号とし、同条の前に次の一号を加える。  
一 第十一条の二第二項（第六十一条の二の二第一項において準用する場合を含む。）、第十

一条の三第二項、第二十一条の三第一項若しくは第二項、第三十六条第一項から第三項まで、第四十九条第一項若しくは第二項、第五十一条の十七第一項（第六十一条の二の二第二項において準用する場合を含む。）、若しくは第二項、第五十七條第三項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）、第五十八條第三項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）、第五十九条の二第四項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）、又は第六十条第三項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）、の規定による命令に違反した者  
第八十二条中第五号を第十号とし、第四号の二を第八号とし、同条の次に次の一号を加える。  
九 第五十九条の三第二項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）、の規定に違反した者  
第八十二条中第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、第二号を第五号とし、第一号の三を第四号とし、同条第一号の二中「第五十一条第二項」を「第五十条の三第二項」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。  
二 第十二条の三第二項（第二十二條の七第二項、第四十三條の三第二項、第五十一条第二項、第五十一条の二十四第二項及び第五十七條の二第二項において準用する場合を含む。）、の規定による届出を怠つた者  
附則  
（施行期日）  
第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に應じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。  
一 第一条の改正規定、第二条の改正規定、第十條第二項中第七号を第十二号とし、第六号を第十号とし、同条の次に一号を加える改正規定、第二十条第二項中第八号を第十六号とし、第七号を第十五号とし、第六号を第十四号とし、第五号の三を第十二号とし、同条の

て、脅迫した者は、三年以下の懲役に処する。  
2 特定核燃料物質を窃取し、又は強取することを知して脅迫し、義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求した者も、前項と同様とする。  
第七十六条の四 前二条の罪は、刑法第四条ノ二の例に従う。  
第七十八条第一号の次に次の一号を加える。  
一の二 第十二条の三第一項、第二十二條の七第一項、第四十三條の三第一項、第五十一条第一項、第五十一条の二十四第一項又は第五十七條の三第一項の規定に違反した者  
第七十八条第六号の二中「第五十一条第一項」を「第五十条の三第一項」に改める。  
第七十九条中第十一号を第二十号とし、第六号から第十号までを九号ずつ繰り下げ、第五号の五を第十四号とし、第五号の四を第十三号とし、第五号の三を第十二号とし、第五号の二を第十一号とし、同条第五号中「第五十七條」を「第五十七條第一項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）」に、「第六十条」を「第六十条第一項」に改め、同条を同条第十号とし、同条第四号の三を第九号とし、第四号の二を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号の二を第六号とし、第三号を削り、第二号を第三号とし、同条の次に次の二項を加える。  
四 第十二条の二第一項、第二十二條の六第一項、第四十三條の二第一項、第五十条の四第一項、第五十一条の二第三項又は第五十七條の二第二項の規定に違反した者  
五 第十二条の二第三項（第二十二條の六第二項、第四十三條の二第二項、第五十条の四第二項、第五十一条の二第三項第二項及び第五十七條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者  
第七十九条中第一号を第二号とし、同条の前に次の一号を加える。  
一 第十一条の二第二項（第六十一条の二の二第一項において準用する場合を含む。）、第十

て、脅迫した者は、三年以下の懲役に処する。  
2 特定核燃料物質を窃取し、又は強取することを知して脅迫し、義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求した者も、前項と同様とする。  
第七十六条の四 前二条の罪は、刑法第四条ノ二の例に従う。  
第七十八条第一号の次に次の一号を加える。  
一の二 第十二条の三第一項、第二十二條の七第一項、第四十三條の三第一項、第五十一条第一項、第五十一条の二十四第一項又は第五十七條の三第一項の規定に違反した者  
第七十八条第六号の二中「第五十一条第一項」を「第五十条の三第一項」に改める。  
第七十九条中第十一号を第二十号とし、第六号から第十号までを九号ずつ繰り下げ、第五号の五を第十四号とし、第五号の四を第十三号とし、第五号の三を第十二号とし、第五号の二を第十一号とし、同条第五号中「第五十七條」を「第五十七條第一項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）」に、「第六十条」を「第六十条第一項」に改め、同条を同条第十号とし、同条第四号の三を第九号とし、第四号の二を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号の二を第六号とし、第三号を削り、第二号を第三号とし、同条の次に次の二項を加える。  
四 第十二条の二第一項、第二十二條の六第一項、第四十三條の二第一項、第五十条の四第一項、第五十一条の二第三項又は第五十七條の二第二項の規定に違反した者  
五 第十二条の二第三項（第二十二條の六第二項、第四十三條の二第二項、第五十条の四第二項、第五十一条の二第三項第二項及び第五十七條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者  
第七十九条中第一号を第二号とし、同条の前に次の一号を加える。  
一 第十一条の二第二項（第六十一条の二の二第一項において準用する場合を含む。）、第十



次に一号を加える改正規定、第三十三条第二項中第九号を第十七号とし、第六号から第八号までを八号ずつ繰り下げ、第五号の三を第十二号とし、同号の次に一号を加える改正規定、同項中第五号の二を第十一号とする改正規定、同条第三項第一号の改正規定、第四十六号の七第二項中第十号を第十六号とし、第九号を第十五号とし、第八号を第十四号とし、第七号を第十二号とし、同号の次に一号を加える改正規定、第五十一条の十四第二項中第十一号を第十七号とし、第十号を第十六号とし、第九号を第十五号とし、第八号を第十三号とし、同号の次に一号を加える改正規定、第五十六条中第七号を第十七号とし、第六号を第十六号とし、第五号を第十五号とし、第四号の四を第十三号とし、同号の次に一号を加える改正規定、第五十八号の二の改正規定(「第五十九号の二第一項」の下に「第五十九号の三第一項及び第六十六号第二項」を加え、「二工場又は事業所」を「二工場等に改める部分に限る。」、第五十九号の二の改正規定、同条の次に一号を加える改正規定、第七十一条中第十三項を第十四項とし、第十項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第九項の次に一号を加える改正規定及び第八十二条中第五号を第十号とし、第四号の二を第八号とし、同号の次に一号を加える改正規定並びに次条、附則第三条第二項及び附則第四条の規定、核物質の防護に関する条約が日本国について効力を生ずる日(次号において「条約発効日」という。又は第三号に規定する政令で定める日のうちいずれか早い日)の前日であつて、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 目次の改正規定(「第七十七号」を「第七十六号の二」に改める部分に限る。及び第八八条中第七十七号の前に三条を加える改正規定条約発効日

三 前二号に掲げる規定以外の規定 公布の日

第一類第十三号 科学技術委員会議録第二号 昭和六十三年三月二十二日

から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日  
(指定又は許可の取消し、事業の廃止等に伴う措置に関する特例)

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の日から同条第三号に掲げる規定の施行の日の前日まで(改正前の第六十六号第二項の規定の適用については、同項中「から第六十号まで」とあるのは、「第五十九号の二及び第六十号」と、「場合に準用する」とあるのは「場合に、第五十九号の三の規定は、同項に規定する者の工場等から特定核燃料物質が運搬される場合に準用する」とする。  
(経過措置)

第三条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に製錬事業者(製錬の事業を行う場合における動力炉・核燃料開発事業団を含む。)、加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者(再処理の事業を行う場合における動力炉・核燃料開発事業団及び日本原子力研究所を含む。)、廃棄物管理事業者又は使用者である者についての改正後の第十二条の二第一項、第二十二号の六第一項、第四十三号の二第一項、第五十条の四第一項、第五十一条の二十三第一項及び第五十七号の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「特定核燃料物質の取扱いを開始する前に」とあるのは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第 号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から九十日以内」とする。

2 前項に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。  
(原子力損害の賠償に関する法律の一部改正)  
第四条 原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四百七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物(次条第二項におい

て「核燃料物質等」という。)」を「核燃料物質等」に改める。

第二条第四項中「第二条第七項」を「第二条第八項」に、「第二条第六項」を「第二条第七項」に改める。

(原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正)

第五条 原子力損害賠償補償契約に関する法律(昭和三十六年法律第四百十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第四号中「第五十一条の十六」の下に「第五十七号第一項若しくは第二項」を加え、「保安のために必要な」を削る。

理由

核物質の防護に関する条約の実施に伴い、我が国における核燃料物質の防護について更に万全を期するため、特定核燃料物質を取り扱う事業者等に対して防護のための措置を義務付ける等所要の措置を講ずるとともに、同条約の実施のための所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

科学技術委員会議録第一号中正誤

六 段行 誤

三 四 三 七千九百万円 七千九百万円

昭和六十三年三月三十日印刷

昭和六十三年三月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E